

自己点検評価報告書

京都精華大学

目 次

序章.....	2
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	11
第 3 章 教育研究組織	22
第 4 章 教育課程・学習成果	27
第 5 章 学生の受け入れ.....	66
第 6 章 教員・教員組織.....	77
第 7 章 学生支援.....	90
第 8 章 教育研究等環境.....	100
第 9 章 社会連携・社会貢献	110
第 10 章 大学運営・財務.....	116
第 1 節 大学運営	116
第 2 節 財務	125
終章.....	130

序章

本報告書は、大学基準協会が実施する 2022 年度大学評価を受審するための調書としてとりまとめたものである。

京都精華大学（以下、本学）は、2015 年度に受審した大学評価において、長所として評価される事項があった一方で 1 件の改善勧告と 6 件の努力課題を受けた。これらについて、2019 年度に改善報告書を提出したが、その際も 1 件の改善勧告と 1 件の努力課題に関してのさらなる検討と改善への尽力を要請されている。このうち改善勧告は、本学の入学者定員の管理に関する部分についての指摘であったが、2020 年度には一部の学部の定員見直し、2021 年度には著しく定員充足率を下回っていた 2 学部の募集を停止し新学部を設置することで改善した。一方、努力課題に関しては、2021 年度に 2019 年度時点の制度を見直し、段階的に廃止することを確認した。これらの対応の結果として、改善勧告、努力課題共に、解消することができた。

本学は、1968 年開学時に初代学長である岡本清一が掲げた「教育の基本方針に関する覚書」の理念の継承と再生を図るため、2003 年度に「京都精華大学の基本理念」「京都精華大学の教育における責任」「京都精華大学の経営における責任」を策定した。また、これらの実現のため、2018 年に VISION2024SEIKA を掲げた。「表現の大学」「リベラルアーツの大学」「グローバルな大学」の 3 つが立体的に結合した大学像を構想したものである。この VISION2024SEIKA に基づく中期計画は第 2 期に入った。今回取りまとめた自己点検評価活動においてはこの「表現」「リベラルアーツ」「グローバル」を本学独自の点検評価項目として設定し、その実行状況の確認を行った。

本学における自己点検評価活動は大学基準協会の第 3 期認証評価項目については事務局の組織再編後、2018 年度から 3 期実施することができた。一方で外部評価委員会は、新型コロナウィルスの感染拡大と時期的に重なったこともあり、3 期目でようやくこれを実施することができた。そのため、評価の範囲が広範になってしまったが、委員のみなさまから適切なご指摘ときわめて有益な助言を頂戴することができた。実施後まだ日も浅いことからまだ対応はできていないが、今後、個々のご意見を精査し、本学の活動に活かしてまいりたい。また一方で自己点検・評価の実施体制としては、2019 年度に自己点検・評価規程の改廃を行い、2021 年度には内部質保証方針の改定と内部質保証システム体系図を整備し、効果的に自己点検・評価を行うことのできる体制の整備に努めてきた。これら大学の活動上の取り組みと、運営上の取り組みを経てとりまとめた今回の報告書について、その詳細は本章に譲るものであるが、本学の取り組みをご高覧いただき、評価いただくことをお願い申し上げる。

京都精華大学教学担当副学長

京都精華大学自己点検・評価実施委員会委員長

吉岡 恵美子

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部又は学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻

ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

<大学の理念・目的の適切な設定>

本学は、「自由自治」を建学の精神として短期大学として 1968 年に設立され、大学の教育研究の展開および運営を行ってきた。設立の際、初代学長である岡本清一は学長就任の条件として、「教育の基本方針に関する覚書」を示した。

1. 京都精華短期大学は、人間を尊重し、人間を大切にすることを、その教育の基本理念とする。この理念は日本国憲法および教育基本法を貫き、世界人権宣言の背骨をなすものである。
2. 京都精華短期大学は特定の宗教による教育を行わない。しかし諸宗教の求めてきた真理と、人間に対する誠実と愛の精神は、これを尊重する。
3. 学生に対しては、師を敬うことが教えられる。師を敬うことなくして、人格的感化と学問的指導を受けることはできないからである。そして敬師の教育を通じて、父母と隣人とに対する敬愛の心を養う。
4. 教員の学生に対する愛情責任は、親の子に対するそれが無限であるように、無限でなければならない。職員もまた教員に準じて教室外教育の一斑の責任を負う。
5. 学内における学生の自由と自治は尊重され、その精神の涵養がはかられる。従って学生は、学内の秩序と環境の整頓に対して責任を負わなければならない。
6. 礼と言葉の素れが、新しい時代にむかって正され、品位のない態度と言葉とは、学園から除かれなければならない。
7. かくしてわが京都精華短期大学における教育の一切は、新しい人類史の展開に対して責任を負い、日本と世界に尽くそうとする人間の形成にささげられる。

開学後 35 年を迎えた 2003 年にこの覚書における理念の継承と再生を図るため、以下の使命と基本理念を明らかにした。

京都精華大学の使命

1. 京都精華大学は、人間を尊重し人間を大切にすることを教育の基本とし、学問・芸術によって、人類社会に尽くそうとする自立した人間の形成を目的とする。
2. 京都精華大学は、社会に責任を負う自立した人間の形成という目的のために、恒に現実の社会的視点を維持し、広く社会に貢献する活動を行う。
3. 京都精華大学は、教員、職員、学生によって一個の有機的社会を構成し、この大学社会における人間的な交流を基礎にして教育を行う。

京都精華大学の基本理念

1. 京都精華大学は、広く国内外に開かれた教育を行う。人間が国家、宗教、民族の対立を乗り越えて共に生きるために、その価値観の違いを超えて人間的な信頼関係を創出しなければならず、国家、宗教、民族を超えた人間的な交流の体験が必須である。
2. その教育において、特定の宗教・思想による教化を行わない。しかし、歴史を通じて人類が求めてきた普遍的な価値と、人間に対する誠実と愛の精神は、これを尊重する。
3. その教育は、共生を目指し、なお自立する人間の形成を目的とするために、現実の人間の問題を扱う学問・芸術の探求に基づき行わなければならず、その知的資源の創造的な編成と運用は、広く国内外に貢献することを目指さなければならない。
4. そのように現実社会に対する建設的批判と貢献を目指す、京都精華大学の教育と研究の活動は、また恒に現実と対峙し社会的視点を維持する大学の経営によって保障されねばならない。
5. 京都精華大学は、教員、職員、学生に開かれた大学社会を組織し、この社会を人格的平等主義に基づき運営する。各構成員が自覚的に選択した価値観は、対等にこれを尊重し、特定の価値観の絶対化は、人間の自由を抑圧し個人の自立を妨げるものとして、これを拒否する。
6. この大学社会は、構成員の自己啓発と相互の建設的批判によって日々刷新され、新たな教育と研究の土壌を形成する。品位のない態度と言葉は、この大学社会から除かれなければならない。構成員間の身分差別は、本学の理念とは無縁である。
7. すべての構成員は、この大学社会の規範に従うことが求められるとともに、新しい大学の創造に参加する権利を有する。

この使命と基本理念を踏まえ、大学および大学院の目的を学則および大学院学則に次のように適切に定めている（資料 1-1-1,1-1-2,1-1-3【ウェブ】）。

（大学）

本学は学校教育法および教育基本法の規定するところに従い、大学教育を施し、広く知識を授けるとともに、深奥な学問芸術を研究・教授し、よりよき社会人としての人間形成を

行うことを目的とする。

(大学院)

京都精華大学大学院(以下「本大学院」という。)は、学術の理論および応用を研究・教授し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

<大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の適切な設定>

各学部・研究科においては、「教育の基本方針に関する覚書」「京都精華大学の使命」「京都精華大学の基本理念」および上記学則の定めを踏まえた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部は学則に、研究科は大学院学則において適切に定めている(資料1-1-1,1-1-2,1-1-3【ウェブ】)。

京都精華大学学則

(人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第3条の2 前条の学部・学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は次のとおりとする。

芸術学部

人間の多様性を理解した上で、幅広い視野から適切な表現方法を用いてコミュニケーションをとることができ、さらに芸術によって培われる専門性と創造力で人類社会の諸課題に取り組むことができる主体性をもった人間形成を目的とする。

造形学科

伝統的造形芸術の知識技法にとどまらず、多角的な観察と自立した思考力によって新たな表現を創造する能力と造形芸術を開拓できる資質を備えた人材の養成を行う。

デザイン学部

デザイン領域において高度な技法知識を修得し新たな可能性を探求すること、および自立した思考によってグローバル社会および地域社会に現実的に貢献するデザイナー・プランナーの資質を備えた、よりよき社会人としての人間形成を行うこととする。

イラスト学科

デザインやアートといった多様なフィールドで展開が可能となるイラスト領域において、現実の社会に貢献できる資質を備えた人材の養成を行う。

ビジュアルデザイン学科

情報技術の発展によってその目的および手法が飛躍的に拡大した視覚デザインの領域において、現実の社会に貢献できる資質を備えた人材の養成を行う。

プロダクトデザイン学科

社会活動や生活に使用される道具、器具、装置などのデザインの領域において、現実

の社会に貢献できる資質を備えた人材の養成を行う。

建築学科

環境、建築、居住空間などのデザイン・設計の領域において、現実の社会に貢献できる資質を備えた人材の養成を目的とする。

マンガ学部

マンガ文化の再評価とともに重要視されるマンガやアニメーションの制作と理論について多角的な教育研究を行い新たな可能性を探求すること、およびマンガ文化の継承と発展に貢献する資質を備えた、よりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。

マンガ学科

マンガの作品史、表現などについての理論および技法の修得にとどまらず、実践によってマンガ表現の発展に貢献できる資質を備えた人材の養成を目的とする。

アニメーション学科

アニメーションの作品史、表現などについての理論および技法の修得にとどまらず、実践によってアニメーションの発展に貢献できる資質を備えた人材の養成を目的とする。

メディア表現学部

メディアと情報に関する広範な知識と専門的な表現技能を活用した豊かな人間性を育む文化表現を通して、コンテンツの制作やメディアの活用、新しいビジネスモデルの構想などによって次世代の産業界の発展に貢献する資質を備えた、人間形成を行うことを目的とする。

メディア表現学科

技術革新が進む人類社会において、急激に変化し続けるメディアと産業システムの動向をふまえたうえで、豊かな文化の発展にも寄与し、時代の先端を切り開くコンテンツ、メディア、新たなビジネスモデルを創造できる人材の養成を目的とする。

国際文化学部

アフリカ・アジアの文化、京都を中心とした日本の歴史や文化、そして世界の相関を理解し、現在の社会が抱える多様な課題の解決に貢献し、より良い共生社会の実現と世界の発展に寄与できる人間形成を行うことを目的とする。

人文学科

日本の「文学」、「歴史」、「社会」、「文化」を研究対象とし、日本を基点とした世界の文化と社会を多角的に捉え、課題の解決に貢献し、より良い共生社会の実現と世界の発展に寄与できる人材の養成を目的とする。

グローバルスタディーズ学科

著しい発展と同時に多様な課題を抱え、世界が注目するアフリカ・アジア地域に学びの場を重点化し、世界の新しい関係性や構造をグローバルな視点で捉え、課題の解決

に貢献し、より良い共生社会の実現と世界の発展に寄与できる人材の養成を目的とする。

京都精華大学大学院学則

(人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 5 条の 2 本大学院の研究科・専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

芸術研究科 芸術専攻 博士前期課程

専門領域にとらわれない多角的視点と柔軟な想像力を養い、芸術表現のさらなる探究を目的とし、新しい芸術文化の発信と高度な専門的技能を有した人材の養成を目的とする。

芸術研究科 芸術専攻 博士後期課程

多種多様な芸術表現のジャンルを整理・融合させながら専門応用能力を養い、制作と理論との調和を軸に、高度に洗練された芸術表現手法と芸術理論の探究を目的とし、新しい芸術文化の発信と活性化に貢献できる人材の養成を目的とする。

デザイン研究科 デザイン専攻 修士課程

デザイン分野の社会動向に広い視野と見識を備え、デザイン受容者の潜在的ニーズの分析・研究を深め、実践的に社会に貢献できる高度な専門的技能を有した人材の養成を目的とする。

デザイン研究科 建築専攻 修士課程

社会動向に広い視野と見識を持ち、建築分野において多様な側面から分析・研究を深め、実践的に社会に貢献できる高度な専門的技能を有した人材の養成を目的とする。

マンガ研究科 マンガ専攻 博士前期課程

国際的にも注目されるマンガ・アニメーション分野において、体系的な学術研究を深め、次代を担う新しい文化の発展に貢献できる高度な専門技能を有した人材の養成を目的とする。

マンガ研究科 マンガ専攻 博士後期課程

国内外の様々な要請に対応可能なマンガ・アニメーション分野について、多角的視点から学術研究を行い、制作および理論に関する特に高度な能力を有した人材の育成を目的とする。

人文学研究科 人文学専攻 修士課程

人文諸科学を総合する学際的なアプローチにて、現代社会が直面する現実課題の探求を体系化し、実践的に社会に貢献できる高度な専門的技能を有した人材の養成を目的とする。

学部の人材育成目的は、「教育の基本方針に関する覚書」「京都精華大学の使命」「京都精華大学の基本理念」を踏まえて明確化することを全学で確認し、それに基づき各学部において人材育成目的を定めている（資料 1-2-1【ウェブ】）。

■資料 1-2-2【ウェブ】 寄附行為

点検・評価項目②：大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部または学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻または課程ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、WEB サイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知および公表

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

本学の理念・目的は、「教育の基本方針に関する覚書」「京都精華大学の使命」「京都精華大学の基本理念」において明示し、大学 WEB サイトで公開している（資料 1-2-1【ウェブ】）。学部・研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は学則および大学院学則において適切に明示している（資料 1-1-1,1-1-2,1-1-3【ウェブ】）。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の教職員や学生への周知、社会への公表>

大学の理念・目的、学部・研究科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、大学の WEB サイト、『学修のてびき』等を通じて教職員や学生に周知している。（資料 1-3-1,1-3-2）また、大学の理念・目的を冊子とした『京都精華大学の建学の理念』を作成し、1 年生の入学式に配布している（資料 1-4）。1 年生には、1 年次第 1 クオーター開講の必修科目であるフレッシャーズ・キャンプの中で大学の理念について理解する時間を設けている（資料 1-5）。加えて入学時、在学時、卒業時それぞれの時期のアンケートにおいても理念についてその認知度を都度確認している（資料 1-6-1, 1-6-2, 1-6-3【ウェブ】）。

社会に対しては、大学の WEB サイトや「大学案内冊子」などにより、広く公表している（資料 1-2-1【ウェブ】，1-7）。

■資料 1-2-2【ウェブ】 寄付行為

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実践していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

<中・長期計画、その他施策の設定>

本法人は、理念・目的、各学部・研究科における目的等を実践するため、策定された「VISION2024SEIKA」の実現に向けて、「中期計画 SEIKA2024」を推進している（資料 1-

8-1,1-8-2【ウェブ】)。

上記「VISION2024SEIKA」では、(1)表現の大学、(2)リベラルアーツの大学、(3)グローバルな大学を教学面での軸とし、(4)永続する大学づくり、(5)不断の教育改革の5つの軸による大学づくりを目指す長期ビジョンとしている。このビジョン実現に向け、「01.【教育の質向上】未来を自らつくりだす人間の育成、02.【研究の強化】世界に発信する知と表現の拠点へ03.【国際教育】世界をフィールドに評価される大学へ04.【高大接続改革】入学者選抜の抜本的改革と高校との教育連携の拡充05.【社会(地域)貢献・連携】地域と世界を結ぶ06.【ダイバーシティ推進】差異とともに／ゆえに成長する空間づくり07.【経営と財務】大学と永続のために」を7つの戦略施策を定め、2018年度から2020年度の中期計画では、①高大接続改革に基づく、新しい高校教育課程の方向性を踏まえた教育体制を構想、準備する。②高大接続改革と2021年度からの新教育体制に対応する新入学者選抜方式を設計し、着実に実施する。③ビジョン「2024SEIKA」に沿って、京都精華大学の在り方を刷新する大学づくりをすすめる。④2018年度から2021年度まで目標入学者数を設定し、計画的に入学者の回復に取り組んでいる。各方針や計画に基づき年度ごとの事業計画と予算編成に反映され、具体化されている。

(2) 長所・特色

本学では、2017年度以降、理念の学生への周知・理解について特に力を注いでいる。前述の通り、入学式において『京都精華大学の建学の理念』を配布するだけではなく、1年次第1クオーター(2020年度までは前期)の必修科目において、時間をかけて本学の理念を学ぶ機会を設けている。年度当初に行う新入生アンケートでは「本学の理念や歴史についてどのくらい知っていますか」という質問へ「よく知っている」「ある程度知っている」という回答は50.2%であるが(2021年度)、年度末に行われる1年生から3年生を対象に実施するキャンパスライフアンケートにおける同様のアンケートでは69.6%が「よく理解している」「ある程度理解している」と回答をしている。特に2018年度から2020年度までの経年では、3学年全てが1年次必修科目を履修している時期にあたる2019年度以降顕著に理解していると回答している層が増えており、全学的な理念教育の実施が効果的に機能していることが確認される(資料1-6-1,1-6-2,1-6-3【ウェブ】)。

(3) 問題点

発展的課題として、キャンパスライフアンケートでは、京都精華大学の建学の理念や歴史について「あまり理解していない」「全く理解していない」という回答は現状で3割である。7割弱の学生が理解しているとはいえ、全員が理解できていないのは課題と言える。今後、より多くの学生が理念を理解できるような取り組みについて検討していく(資料1-6-2【ウェブ】)。

（4）全体のまとめ

本学は、「自由自治」を建学の精神として、1968年に創設された。建学の際の初代学長である岡本清一による「教育の基本方針に関する覚書」を基礎とし、2003年にはこの覚書における理念の継承と再生のため、使命と基本理念を明らかにした。この覚書と使命と基本理念を踏まえ、学則および大学院学則に、大学および大学院の目的を定めている。

さらに、1年生の必修科目においてこの理念理解を深めるための授業を置き、学生の理解を促している。大学や各学部・研究科の理念・目的については、大学のWEBサイトや大学案内を通して、広く社会に公表している。

また、本法人では、中長期計画による運営を行っており、将来を見据えた大学運営が定着している。現在は「VISION2024SEIKA」の実現をめざし、前半期中期計画である SEIKA2020（2018年度～2020年度）に続き、SEIKA2024（2021～2024年度）を推進している。その中で、本法人の計画として、3つの領域、21の目標項目を設定し、各項目に実行項目、ロードマップ、管理責任者、実行責任者を定め、年度ごとに事業計画を策定・推進している。またその実現のために年度ごとに予算編成や組織整備等を通して具体化している。

上記の通り、本法人・本学は、建学の精神に基づき、大学の目的および学部・研究科における人材育成目的等を適切に設定・公表するとともに、それらを実現するために将来を見据えた中長期計画および諸施策を明確にし、大学運営を行っている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針および手続きを明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針および手続きの設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<内部質保証のための全学的な方針および手続きの設定とその明示>

本学は、学生の成長・発達を期して、大学としての質を保証することを目的に内部質保証のための全学的な方針を策定し、本学WEBサイトにて明示、公表している（資料2-1-1【ウェブ】、2-1-2）。

内部質保証に関する方針（抜粋）

1. 基本的な考え方

- (1) 本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的な改善・改革を推進する
- (2) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価実施委員会（以下、「実施委員会」という。）とする。実施委員会は、学部・研究科および事務局等の各部門（以下、「各部門」という。）が実施した自己点検・評価に対して全学的観点から自己点検・評価を行う。事務所管は経営企画グループとする。
- (3) 自己点検・評価による改善を検証するため、理事長のもとに自己点検・評価運営委員会（以下、運営委員会）を置く。また、客観的な観点での検証を図るために外部評価委員会を置く。
- (4) 自己点検・評価結果、外部評価結果について、社会的公表を行う。
- (5) 質保証について、組織内の理解を促し、組織文化として定着をはかる。

また、内部質保証を担う組織および機関等に関しては、次の体制を敷いている。（1）全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、教学担当常務理事（兼教学担当副学長）

を委員長とする自己点検評価実施委員会を置く（資料 2-2）。（以下、「実施委員会」とする）実施委員会は、全学の自己点検・評価を実施し、その結果を学長に報告する。学長は報告を受けて、改善が必要と思われる事項について、当該組織の長に改善の実施を求める。当該組織の長は当該事項に関する改善計画を実施委員会に提出する。また、改善の実施を求められた事項に関する改善結果について、実施委員会にて報告を行う。これらの一連の過程を通して、改善を促し、全学における内部質保証の推進を行う。（2）学部・研究科において、自己点検・評価を行い、当年度総括・次年度計画をまとめる。その結果を受けて、実施委員会において全学的観点からの自己点検・評価を行う。全学の自己点検・評価結果は学長報告を経て、改善実施要求として実施委員会を通して、学部・研究科等にフィードバックされる。学部・研究科等は改善計画の策定、改善結果の報告を実施委員会に上程する。（3）実施委員会の事務所管は経営企画グループとする。

以上のような組織体制に基づいて全学的な内部質保証方針を実行するにあたり、特に教育の質保証において機能する内部質保証システムについては、大別して、全学、教育プログラム（学部・研究科等）、授業の 3 つの側面における PDCA サイクルが、有機的に結びあうような形で展開している。

第一の側面として、全学的な点検・評価の取り組みは、本学の全学内部質保証推進組織である実施委員会のもとで展開している。実施委員会は、5 学部 4 研究科や共通教育機構等における多様な実践を全学的な質保証の観点から精査しており、自己点検・評価における教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財務の領域に対応した実施委員会と機関会議（常務理事会、教学運営会議、教務委員会、教授会、研究科委員会、入試委員会、学生生活委員会、キャリア支援委員会等）等が連携しつつ取り組みを進めている。とりわけ教育の質保証においてその要となるのは、実施委員会と、教学運営会議、教務委員会との相互連携機能である。実施委員会は、学部・研究科等が実施した自己点検・評価結果を集約する。すなわち、本学の教育活動の有効性の検証および改善課題の明確化の促進支援を役割としている。一方、教学運営会議、教務委員会、全学の教授会、各学部の教授会、各研究科の研究科委員会では、学部・研究科等における自主的・自律的なカリキュラム改革、毎年度の開講方針および教学総括・次年度計画概要等、教学の基本方針に関する事項の審議、協議を行う。これにより、本学の教育活動を実質的に推進している。以上に示すとおり、実施委員会と教学運営会議、教務委員会、全学の教授会、各学部の教授会、各研究科の研究科委員会は、これらの役割機能を相互に発揮しながら、全学的な教育の質保証を追求している。

第二の側面として、教育プログラムの実質的な企画・設計、運用、検証および改善・向上を第一義的に担う学部・研究科においては、教務委員会において当年度の学部・研究科・共通教育機構の計画・実践の総括と次年度以降の計画概要を検討し、それらを踏まえて開講方針を定め共有するという PDCA サイクルを実行している。

第三の側面として、個々の授業においては、授業のシラバスを開講責任学部・研究科・共通教育機構が開講科目に対する責任を持ち、学部・研究科・教学機関の執行部による点検を

経て公開されている。特に、点検にあたっては、教務委員会を通じ、学部等の教育目標・カリキュラム・マトリクスに照らして、科目の到達目標と授業の整合性がとれているかという点を精査している。全学的に実施されている授業評価アンケートの結果を踏まえて、FD 委員会を軸に個々の教員によるデータに基づく授業改善を促進している。

点検・評価項目②内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<全学内部質保証推進組織の整備>

本学の内部質保証に関する全学的な方針に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として実施委員会を設置している。「京都精華大学学則第2条並びに京都精華大学大学院学則第2条に基づき、教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する」ことを目的とする実施委員会は、「京都精華大学の自己評価制度について(答申)」(1992年3月)、「京都精華大学自己点検・評価規程および同活性化委員会規程試案」(1993年10月)ならびに「京都精華大学自己点検・評価問題準備会答申書および同解説」(1994年10月)を参考に1995年度に発足した。従来、この実施委員会は「京都精華大学自己点検・自己評価規程」に基づき運営されていたが、法人機能と大学機能が一体であることから、2019年からは規程を改め、「学校法人京都精華大学自己点検・自己評価規程」を新たに定め、現在はこの規程に基づき、実施委員会は運営されている(資料2-1-2,2-2)。

COVID-19への対応・対策として内部質保証推進においては、それぞれの会議体において、従来は対面で行っていた会議をオンライン会議に切り替えるなど、感染拡大を防ぐ措置を取った。また、全学および学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などにおいては、「学校法人京都精華大学危機管理規程」に基づき直ちに常務理事会において、危機対策本部が設置され、以後、つど常務理事会において速やかな対応を意思決定してきた(資料2-3)。そのうえで、教務委員会等各階層における各種会議体においてもそれぞれの権限の中で最適な対応について検討のうえ、十分な議論を重ね、対応をした。

<全学内部質保証推進組織のメンバー構成の適切性>

実施委員会においては、本学の理念・目的の実現に向けた諸活動に照らし、専門分野や職責等の観点から偏りのないメンバーの構成を図っており、全学の内部質保証を推進する組織としての適切性を確保している。具体的には、教学担当常務理事を委員長とし、事務局長、学部長、研究科長、教務部長、入学部長、学生部長、創造戦略機構長、全学研究機構長、共通教育機構長、グループ長、その他、学長が指名する者を委員とする。

実施委員会において行われた自己点検・評価の結果は委員長から学長へ報告される。学長

は、改善が必要と思われる事項について、当該の各部門の長に改善の実施を求める（資料 2-2）。

■資料 2-4 全学内部質保証推進組織の名簿

点検・評価項目③：方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針および学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<3つのポリシー策定のための全学としての基本的考え方の設定>

本学では、基本的な考え方として、学部・研究科には、人材養成目的、教育目標とそれを具体化したカリキュラム、科目・教育内容があり、それを体系性・順次性をもって示し、一体的なものとして整備することを確認している。方針を策定する際には、全学の方針をまず策定し、それに基づいて各学部・研究科の方針を策定することとしている。また、各学部・研究科における3つのポリシーの点検・見直しについては毎年度行うこととしており、2020年度は新学部である国際文化学部、メディア表現学部開設を2021年度に予定していることからこれに合わせて各学部のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの見直しを行った（資料 2-5-1,2-5-2）。これら人材育成目的、教育目標、3つのポリシーに加えて、2017年度にはカリキュラム・マトリクス、履修モデルを策定し、全学的な理解の共有を図ったうえで、各学部・研究科の取り組みを進めている。

<内部質保証推進組織による学部・研究科等の PDCA サイクルを機能させる取り組み>

内部質保証を推進するにあたっては、大学という組織の重層的な構造を基本としながら、教学、教育研究等環境、学生の受け入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、大学運営・財務といった領域に応じた内部質保証システムを活用している。特に教学分野においては、学長－実施委員会－教学運営会議－学部・研究科・共通教育機構－教員といった組織構造に照らして、いわゆる「トップ・ダウン」と「ミドル・アップ」のアプローチを融合させたシステ

ムを展開している点に特色がある。すなわち、本学の内部質保証システムは、実施委員会を全学の内部質保証推進組織として、大学が策定した中長期計画などの全般的且つ大綱的な方針を、5学部4研究科がそれぞれの特徴に応じて多様な形で自律的に具体化・実行し、授業ないし科目レベルの成果検証を含んだ教育プログラムの点検と評価を年次の部分的改善および中長期的なカリキュラム改革に結びつけるという形で推進している。この点において、組織構造の観点から捉えれば「トップ・ダウン」と「ボトム・アップ」を内包した「ミドル・アップ」とを融合したシステムの展開が認められる（資料 2-1-1【ウェブ】 ,2-1-2）。

<認証評価機関、行政機関等からの指摘事項に対する適切な対応>

○認証評価機関からの指摘事項に対する対応

認証評価結果における認証評価機関からの指摘事項については、実施委員会において、毎年度、改善状況を確認している。また、2015 年度の大学基準協会による認証評価結果における指摘事項については、実施委員会の事務所管である経営企画グループで策定し、経営企画担当常務理事を兼務する専務理事から常務理事会へ具申し、審議の上承認後、認証評価機関に報告している（資料 2-6）。

○行政機関からの指摘事項に対する対応

学部等設置認可時の文部科学省による指摘事項については、教学グループにおいて、学部・研究科等の改善状況の確認を行ったのち、教学担当常務理事、学長ら教学の責任者だけではなく、総務担当常務理事、専務理事や理事長などの法人側の責任者も確認の上、設置計画履行状況等調査を文部科学省に提出している（基礎要件確認シート表 3、資料 2-7-1,2-7-2,2-7-3）。

大学基準協会からの認証評価における指摘事項としては、2015 年度の受審後、2019 年度に「改善報告書」を提出した。2020 年 3 月の大学基準協会からの通知においては、改善勧告として、芸術学部造形学科、人文学部総合人文学科、デザイン学部建築学科、ポピュラーカルチャー学部ポピュラーカルチャー学科の定員充足率、定員超過率に関する指摘を受けた（資料 2-8）。これらの学部・学科についてはいずれも定員の見直し、学部の募集停止等を行い、外的な変化にも適切に対応している。2021 年度に募集停止をした人文学部、ポピュラーカルチャー学部についてはこれらの学部を基礎とした国際文化学部、メディア表現学部を 2021 年度から開設しており、国際文化学部の初年度入学定員充足率は 0.80、メディア表現学部は同 1.15 といずれも基礎とした学部に比して大幅に充足率は改善されている。また芸術学部造形学科は、2020 年度から定員を見直した結果、2020 年度は入学定員充足率 1.08、2021 年度は同 1.00 と改善された。デザイン学部建築学科も 2020 年度から定員を見直した結果、入学定員充足率について 2020 年度は 0.75、2021 年度は 0.88 と従来の大幅な超過が改善された（大学基礎データ表 2）。

努力課題として、課程博士の取り扱いについて、本学では退学後に「特別研究生」として在籍し、論文を提出後合格した場合に課程博士を授与しているがこの取り扱いが適切ではない

い、と指摘を受けた。本件については 2021 年度に本制度を廃止する規程改定を行った。

＜点検・評価における客観性、妥当性の確保＞

第一に、全学の内部質保証推進組織である実施委員会が、学内における自己点検・評価に対して客観的に精査する役割機能を果たすことにおいて、学内での客観性を担保している。第二に、実施委員会で取りまとめられた自己点検・評価報告書に基づき、「機関別認証評価」を受審することによって、学外からの客観的な評価を受ける仕組みとなっている。また、学校教育法施行規則の一部を改正する省令施行や大学基準等の改正への対応を通じて、自己点検・評価における枠組みや評価の視点の調整も図っている（資料 2-2）。このように、機関内部の外部的な視点を有する実施委員会における点検・評価や第三者機関による外部評価等にあわせて、評価の視点に関する法令要件等を満たすことにより、本学における点検・評価の客観性および妥当性を確保している。

■資料 2-9 2021 年度全学学部研究科自己点検報告書

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

＜情報の公表（一般）＞

「学校法人京都精華大学情報公開及び開示規程」を制定し、保有する情報の公開および開示に関して、「学校法人京都精華大学（以下「法人」という。）が保有する情報の公開及び財産目録等の開示に関し必要な事項を定めることにより、法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすことを目的」としている。本規程第 3 条では、社会一般への情報公開内容を、(1)法人及び学校の基本的情報、(2)経営及び財務に関する情報、(3)監査に関する情報、(4)寄附行為、(5)役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）、(6)役員の報酬等の支給基準に関する情報、(7)教育研究活動に関する情報（卒業の認定・教育課程の編成及び実施・入学者の受け入れに関する三つの方針を含む。）、(8)評価に関する情報、(9)コンプライアンス等に関する情報、(10)学生の活動に関する情報、(11)その他社会一般に公開することを常務理事会が承認した情報と規定している（資料 2-10-1,2-10-2【ウェブ】）。

また、本学では文部科学省に設置された「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」の提唱により、大学団体、認証評価機関等から構成される「大学ポートレート運営会議」において審議された運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力しな

がら運営している大学ポートレートにも基本情報に加え、学生情報、教員情報、諸活動の情報を公開している。

<教育研究活動の状況の公開>

学校教育法第 113 条および学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定されている「教育研究活動等の状況についての情報」と、第 172 条の 2 第 4 項に規定されている「教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報」及び「財務諸表」や「事業報告書」については、学校法人京都精華大学情報公開及び開示規程に基づいて本学 WEB サイトで公開している。また、(1)財産目録、(2)貸借対照表、(3)収支計算書、(4)事業報告書、(5)監査報告書、(6)役員等名簿、(7)役員報酬規程については、学校法人京都精華大学情報公開及び開示規程に基づき、希望者への閲覧に供している（資料 2-10-1,2-10-2【ウェブ】）。

<自己点検・評価結果の公表>

本学の自己点検・評価結果については、実施委員会における精査を経て、自己点検・評価報告書にとりまとめ、実施委員会の報告を受けた学長から運営委員会で確認されたのち、大学基礎データとともに本学 WEB サイトを通じて社会に公表している（資料 2-11【ウェブ】）。

<公表情報の正確性、信頼性の確保>

本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、情報の正確性および信頼性を確保するための仕組みや体制が敷かれている。具体的には、自己点検・評価結果については、実施委員会が取りまとめた内容について改善を検証するため、理事長の下に自己点検・評価運営委員会（以下、「運営委員会」とする）の最終的な精査によって、社会への情報公開における正確性・信頼性を確保している（資料 2-2）。また、財務情報については、会計士および監事の監査を受けたうえで「監事の監査報告書」を付して公開しており、社会への情報公開における正確性・信頼性を確保している（資料 2-11【ウェブ】）。このように、それぞれ二重の点検を常態化することにより、公表情報の正確性および信頼性を担保している。

<公表情情の適切な更新の実施>

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、当該情報に関する議決を行う最終会議体のタイミング等と連動し、毎年度、最新情報への更新を行っている。たとえば、教育研究活動の情報については、4月1日または5月1日を基準日とするものが多く、自己点検・評価の結果は運営委員会を経て、財務状況については次年度 5 月末の法人の理事会を経て、それぞれに必要な手続きがとられたうえで、速やかに更新が行われている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性>

本学は「VISION2024SEIKA」と本ビジョン実現を目指すための中期計画「2020SEIKA」に照らして、教育研究やその他の諸活動および管理運営に関する計画・実行・検証・改善を展開している（資料1-8-1,1-8-2【ウェブ】）。本学の理念・目的、教育研究組織、教員組織、教育課程・学習成果、学生の受け入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、教育研究等環境、大学運営・財務の各領域の取り組みについては、VISION2024SEIKAの実行に向けさらに各年度の具体的な事業計画に基づき、それぞれのPDCAサイクルが自律的に展開している。特に、2019年度の自己点検・評価では、上記の各領域についてのプロセスの検証を行った。こうした大綱的かつ全学的な計画の枠組みの下で、各分野の自律性を尊重したPDCAサイクルを運用することは、本学に適した仕組みとなっている。2021年度においても学長を委員長とした運営委員会による方針のもと、教学担当常務理事を委員長とする実施委員会において、委員会を通じて各委員の所管する業務に就いて、事業計画全体の進捗も確認されている（資料2-12）。

<内部質保証システムの点検・評価>

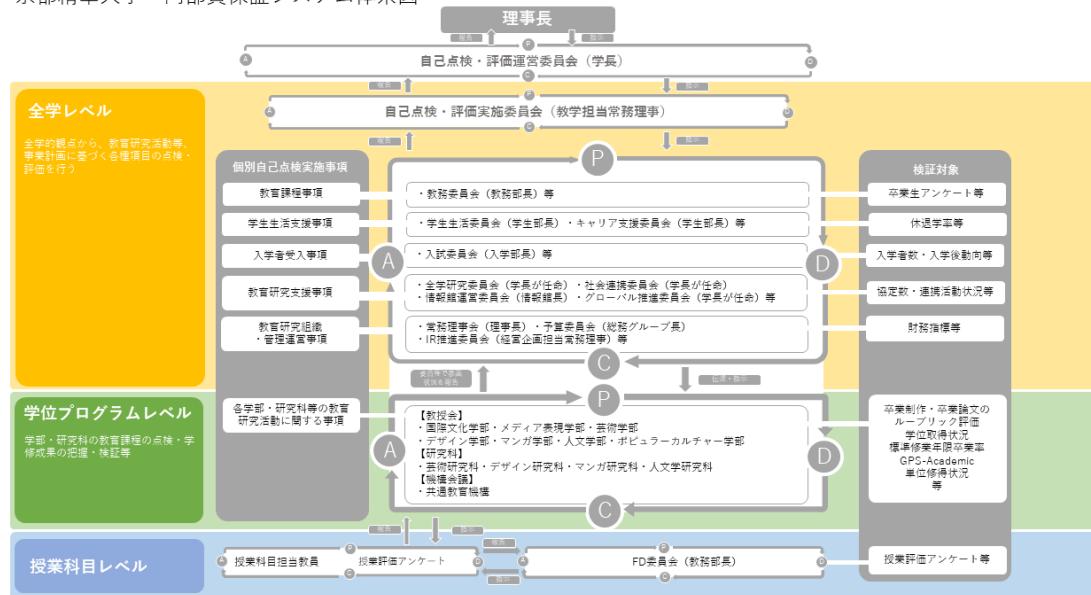
内部質保証システム自体の適切性および有効性については、主に外部評価委員会の開催を通じて得られた指摘や改善課題を基に検証している。具体的には、自己点検・評価実施委員会のもとでまとめられた自己点検・評価の結果を、学外の有識者によって構成される外部評価委員会が検討することにより、内部質保証システムに関する客観的な検証の機会を確保している。さらに、外部評価委員会による検証結果に基づく指摘事項については、改善状況を取りまとめるこことによって、内部質保証システムの着実な改良に結び付けている。さらに、それらの改善状況を外部評価委員会に報告することにより、内部質保証システムに関する点検・評価のサイクルを完結している（資料2-13）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

2021年度に実施している自己点検評価活動の一環として、2014年度に制定した「内部質保証に関する方針」について常務理事会で審議の上、改定し、これは専任教職員には「常務理事会サマリー」として共有するとともに、WEBサイトにも公開した（資料2-14-1、2-14-2、2-1-1【ウェブ】、2-11【ウェブ】）。この内部質保証に関する方針に基づき、実施委員会で案を作成し、運営委員会で審議の上「内部質保証システム体系図」を策定することにより、

本学の内部質保証システムの明確化を図った（資料 2-1-2）。

京都精華大学 内部質保証システム体系図



また、学内における PDCA サイクル理解を高めるため、2021 年度に事務職員役職者を対象とした「問題解決力強化－PDCA サイクルの回し方－」に関する研修を、外部講師を招き実施した。対象者 22 名に対して 21 名が出席し、出席率は 95.5% であった（資料 2-15）。

(2)長所・特色

2020 年度以前の本学の内部質保証は、各委員会単位、各学部・各研究科単位で個別に取り組まれていた。その結果、個別に取り組まれた内容については、その委員会内で完結しており、これを複合的に把握し、活用する仕組みが不十分であった。今年度の自己点検・評価活動において、「内部質保証方針」の改定と「内部質保証システム体系図」の策定により全学的な内部質保証システムを明示することができた。

また、学部・研究科レベルの PDCA サイクルに基づく質保証に関しては、学部においては教授会、研究科レベルは研究科委員会がそれぞれ軸となるが、学部については学部長、学科長、教務主任、学生主任、学部入試委員長によって構成される学部運営会議において全学的な組織である各種委員会の取り組みがあらかじめ情報共有されており、他学部等の改善・改革などの情報が学内で共有しやすい仕組みが整っている（資料 2-16）。

さらに全学だけではなく、各学部・研究科でも、FD 研修が独自に行われており、これらの成果もまた、学部・研究科等のプログラムおよび教育課程における授業レベルの点検・評価・改善に反映される仕組みとなっている（資料 2-17）。

(3)問題点

内部質保証システムの活用という点においては、内部保証に関する方針の改定並びにシ

システム体系図の整備が今年度行われたばかりであるため、未だ連携と自己点検・評価活動における実質化は不十分な点がある。現在、実施委員会において各学部・研究科の点検・評価活動の取り組みの共有、全学的な動向は報告書の共有を図る中で進められましたばかりであり、今後その実質化が進められていくところである。一方で各学部・研究科、全学的な委員会における点検・評価活動自体は従来から行われており、運営上大きな問題は生じていない。

また、本学の内部質保証システムの高度化のために自己点検・評価の客観性および妥当性の向上を図る必要がある。たとえば、学修成果検証におけるエビデンスとして今年度からGPS-Academic を導入し、その中で他の大学との数値上の比較なども行われるようになつたものの、未だ入学時ののみの測定であり、今後、他の学年に展開を広げていく中でより実質的な検証が実施できるようになるが現時点では発展途上段階と言える。また、GPA をふまえた学生指導の実質化や入試の妥当性の検証等も行われてはいるものの、定量的なデータの収集・分析においては未だ徹底されておらず、更なる分析・評価・改善につながる活動を広げていく必要がある。

さらに全学的な内部質保証の推進のため、現行のインスティテューションナル・リサーチ（IR）機能の強化・充実に取り組む必要がある。現行のIR推進委員会は規程上、教育・研究および管理運営等に関する意思決定を支援することとしているが、現状は経営企画グループを事務所管とした法人全体の意思決定を目的とした構成となっている。今後、教学部門の構成員を配置し、教学運営上のIR機能を高め、経年的なデータの収集、分析、報告、改善への活用といった一連の取り組みにおいて教学運営上の各種会議体とより連動した役割を果たすことで大学全体の内部質保証機能の向上に資する役割を果たすことをめざしていくことを検討中である。

(4)全体のまとめ

本学では理念・目的のもと、VISION2024SEIKA に沿って、教育研究やその他の諸活動および大学運営に関する計画・実行・検証・改善を行っている。内部質保証を推進し実現するにあたっては、大学という組織の重層的な構造を基本としながら、教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財務といった分野・領域ごとに内部質保証システムを活用しており、根拠に基づく検証を経て、取り組みの改善・向上に向けた課題の抽出・特定を行っている。特に2021年度に内部質保証に関する方針を改定し、内部質保証システムの体系を明確にしたことにより、内部質保証機能がより機能することが可能となった。

このような本学の内部質保証システム自体の適切性および有効性については、主に外部評価委員会の開催を通じて得られた指摘や改善課題を基に検証をしていく。具体的には、実施委員会のもとでまとめられた点検・評価の検討を、学外の有識者によって構成される外部評価委員会が検討することにより、本学の内部質保証システムに関する客観的な検証の機会を確保している。さらに、外部評価委員会による検証結果に基づく指摘事項については、

改善状況を取りまとめることによって、内部質保証システムの着実な改良に結び付けていく。さらに、それらの改善状況を外部評価委員会に報告することにより、内部質保証システムに関わる点検・評価のサイクルを完結することとしている。

以上のことから、本学の理念・目的の実現に向けて、全学の組織が主体的・自律的に計画・実行・検証・改善を進めており、総体として内部質保証システムが機能していると判断できる。なおかつ、内部質保証システムの適切性について、定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<教育組織の設置趣旨や活動内容と大学の理念・目的との適合性>

本学では、教育の基本方針に関する覚書、教育理念と、VISION2024SEIKAに基づき、教育研究や科学技術の動向、社会の要請を踏まえて、教育研究組織を設置している。本学は京都市左京区にあるキャンパス等からなる。2021年4月1日現在、5学部（募集停止中の2学部を除く）4研究科を設置しており、各学部・各研究科の教育研究上の目的は、それぞれ学則、大学院学則に規定しそれに基づき教育研究活動を展開している。さらに、学部を横断する全学共通の教育やその改善を横断的に推進・支援する組織として、共通教育機構等を整備している（資料3-1【ウェブ】）。

<研究組織の設置趣旨や活動内容と大学の理念・目的との適合性>

京都精華大学学則第1条に基づき全学研究機構を設置している。この全学研究機構は、学部・研究科の枠を超えた多様な研究活動を展開している。機構のもとに置く研究センター、情報館を統括し、機構のもとに置かれた研究センターは、国際マンガ研究センター、アフリカ・アジア現代文化研究センター、伝統産業イノベーションセンターの3つのセンターである。これらの研究センターは、学部を超えた教員と事務職員によって構成されており、それぞれの専門を活かした共同研究に取り組んでいる。これらの研究センターによって生まれたさまざまな共同研究の成果はシンポジウムや展覧会などを通じ、社会に貢献している。研究センターが行う学外共同研究等の事業や所属研究員の研究活動をマネジメントする。各研究センターの目的は、各研究センター規程でそれぞれ以下のように定めている。この規程に基づき活動している（資料3-2-1,3-2-2,3-2-3,3-2-4）。

なお2020年度、2021年度は、COVID-19への対応・対策として、各附置機関がおこなう学内・学外向けセミナー等を、オンライン等で実施するなどし、その研究成果等を広く発信することに努めた。

○国際マンガ研究センター

(趣旨および目的)

第1条 この規程は、「学校法人京都精華大学組織および運営に関する規則」第38条の2に基づき、京都精華大学（以下「本学」という。）が設置する国際マンガ研究センター（以下「センター」という。）に関する事項を定めるものである。

2 センターは、新たな芸術文化であるマンガの調査・研究を行い、その学術的価値の形成により、本学のマンガ教育に成果を還元するとともに、マンガ文化を担う次代の研究者・専門家を養成する拠点として、社会に貢献することを目的とする。

○アフリカ・アジア現代文化研究センター

(設置)

第1条 この規程は、「京都精華大学全学研究機構規程」第4条第1項に基づき、本学の研究執行機関に設置する全学研究機構に属するアフリカ・アジア現代文化研究センター（以下「センター」という。）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、アフリカ、アジアの現代文化の動態を捉え、従来型の学術の枠に収まらない、未来志向型、実践型の文化研究を行うとともに、実践や研究の当事者との直接的な交流から、新たな世界秩序の意義やあり方を追求する拠点として、社会に貢献することを目的とする。

○伝統産業イノベーションセンター

(設置)

第1条 この規程は「京都精華大学全学研究機構規程」第4条第1項の規定に基づき、本学の研究執行機関に設置する全学研究機構に属する伝統産業イノベーションセンター（以下「センター」という。）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 センターは、本学学生が伝統産業のもつ伝統的な技術と技法を学ぶことにより、それらを新たな時代の需要に応用する取り組みや地域社会の発展に貢献する人材となるよう育成することを目的とする。

<VISION2024SEIKA や社会的要請に応じた教育組織の改組状況と成果>

「VISION2024SEIKA」において掲げる教育の質向上、研究の強化を軸とする教学改革をさらに推進するために、次のような教育組織の新設や改組等を行った（資料1-8-1【ウェブ】）。

第一に、「VISION2024SEIKA」における教育・研究の3つの軸の1つである「グローバルな大学」を目指す取り組みとして、アフリカ・アジアの文化、京都を中心とした日本の歴

史や文化、そして世界の相関を理解し、現在の社会が抱える多様な課題の解決に貢献し、より良い共生社会の実現と世界の発展に寄与できる人材を養成することを目的とした国際文化学部を 2021 年 4 月に設置した（資料 3-1【ウェブ】）。

第二に、「VISION2024SEIKA」実現のため、2018 年度に設置した創造戦略機構において、2020 年度からはじまった文部科学省の入試改革における大学入試センターによる共通テスト等に対応するための諸施策を検討する高大接続センター、ダイバーシティ推進のための諸施策を立案し、学内の啓蒙活動にも取り組むダイバーシティ推進センターなどの各センターを設置している（資料 3-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜教育研究組織の適切性の定期的な点検・評価＞

○教育組織

大学や学部・研究科、機構等の各組織については、新設時や再編時を中心に教育組織の適切性を検証し、教学展開を図っている。教育組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的な環境等との適切性について常務理事会において適宜点検している。そのうえで、新たな学部・研究科を設置する場合は、常務理事会の議を経たうえで、そのもとに新学部・研究科の設置委員会を設けて、同委員会が学部・研究科の基本構成、教育課程、教員人事計画、施設整備、入学・進路就職政策、学費など、設置に向けた諸準備を進めている。また教育組織の新設に関する決定は、常務理事会の議を経て理事会で行っている。既存の学部・研究科は、「VISION2024SEIKA」をふまえ、事業報告書作成に向けて検討し、再編（定員変更、学生募集停止や廃止を含む）が必要な場合は常務理事会の議を経て、理事会で決定している（資料 3-3）。

また、カリキュラムの見直しなどにより、特に共通教育の科目群の構成が変わった場合には、共通教育機構に置かれた部門の見直しを常務理事会の議を経て行っている（資料 3-4-1,3-4-2）。

○研究組織

全学研究機構における各研究センターは、日常の取り組みや年間の活動状況について全学研究機構会議にて定期的に進捗確認を行っている。学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的な環境等との適切性について適宜点検し、全学研究機構に配置するセンターについて毎年度、設置や廃止について学長と協議の上、総務担当常務理事の発議により常務理

事会にて検討し、必要に応じて設置、廃止を常務理事会の議を経て行っている（資料 3-4-1,3-4-2）。

○VISION2024SEIKA や社会的要請に応じた教育組織

創造戦略機構に置かれた VISION2024SEIKA 実現に向けた各センターについては、その役割の達成度、位置づけなどをふまえた整理を毎年度行っている。教育組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的な環境等との適切性について適宜点検し、整理・再編を要する場合には、学長と総務担当常務理事が協議の上、常務理事会へ上程し、その議を経て決定している（資料 3-4-1,3-4-2）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

○教育組織

新たな学部や研究科を設置する際には、計画の過程で学生確保見込みや人材需要に関する関連業界の意向調査も踏まえて、設置に関する決定を行っている。2021 年度から開設した国際文化学部、メディア表現学部は、当該分野の志願状況、本学への志願動向、高校生などへのアンケート調査で十分な入学者の確保と定員の充足が可能であること、企業への採用意向調査などに基づき人材需要が存在していることを明らかにしたうえで、設置を判断している（資料 3-5-1,3-5-2）。

教育組織の開設以降は、年度ごとに学生の受け入れ状況、休退学率などを点検している。完成年度を迎えるまでは、設置時等に付された留意事項について当該学部・研究科で改善に取り組み、設置計画履行状況等報告書において履行状況を文部科学省に報告している（資料 2-7-1,2-7-2,2-7-3）。

○研究組織

全学研究機構に属する各研究センターは、毎年度、学長と総務担当常務理事が協議し、適切な体制となるよう、常務理事会での審議を経て再編している。2020 年度までは(1)中長期的な活動を展望するセンターと(2)特定のプロジェクト単位で設置されるセンターに大別されていたが、(1)に関して 2020 年度に再編を行い、2021 年度からは委員会への組織の見直しが行われ、各学部から担当委員を任命し、より全学的な観点から中長期的な活動を展望する組織へ移行した（資料 3-4-1,3-4-2）。(2)は、学長が任命した教職員によって構成されており、本学がめざす教育研究の方向性に即した研究に取り組む体制となっている（資料 3-2-2,3-2-3,3-2-4）。

(2)長所・特色

教育組織については、VISION2024SEIKA に基づき、2021 年度に国際文化学部、メディア表現学部を開設するとともに、共通教育を改革するなど、「表現」「グローバル」「リベラルアーツ」という 3 つの教学の軸をめざす組織改革を行った（資料 3-1【ウェブ】）。

研究組織については、全学研究機構を設置し、そのもとに置かれた各研究センターでは、学部・研究科の枠を超えた横断的な共同研究活動を推進し、学際的かつ柔軟な複眼的視点から斬新で多面的な研究を進展させるため、研究センターは特定の学部または研究科に依拠しておらず、多様な研究者が参画することによって、活発な産学官連携や研究交流を行うことを目指している（資料3-2-1）。

（3）問題点

教員組織に関して、研究組織について、研究機構および研究センターの廃止、見直しについて、一定期間ごとに継続・廃止等の判断を行っているが、その基準については具体的に定めてはいない。どのような条件の場合に見直しをするかについて一定の基準を設けるかどうかについては検討課題とする。

（4）全体のまとめ

本学の学部・研究科や全学的な組織である共通教育機構、全学研究機構等の教育研究組織は、教育の基本方針に関する覚書、教育理念と、VISION2024SEIKAに基づき設置されており、それらは学則、大学院学則、各種規程において明示されている。また、学術研究の動向、社会的要請、国際化等に対応した教育研究組織の改組を行っている。

教育組織においては、特に、国際文化学部の設置を進めたことは、基本理念にある「広く国内外に開かれた教育を行う」「広く国内外に貢献することを目指さなければならない」とある本学の特色を表している。また、メディア表現学部の設置は、VISION2024SEIKAに沿った新たな教育分野の創出を計画的に進めている。

研究組織においては、全学研究機構の中に3つの研究センターを設置している。それらの研究センターの理念・目的は各研究センターの規程で定められており、本学の目的・理念と合致している。設置から一定期間後に継続・廃止等の判断を行うことにより、常に最先端の研究活動を推進することを目指している。これにより、2020年度から2021年度にかけて全学研究センターと社会教育連携センターを廃止し、それぞれ新たに委員会を設置した。

以上のことから、本学の理念・目的に照らして社会的要請等を踏まえながら教育研究組織を設置し、その適切性について定期的に点検・評価を行うとともに、改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

今後も VISION2024SEIKAに基づく第二次中期計画である SEIKA2024における基本政策の実現に向けた教育研究組織の整備に取り組む。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）および公表

<学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定および公表>

本学の学位授与方針は以下の通りである。

○全学

- 1 知識と理解 (knowledge & understanding)
広い視野から複眼的に考察するための知識と理解力
2. 創造的思考と考察 (creative thinking & observation)
新しい文化と価値を発想するための創造的思考力
3. 技術と表現 (skills & expression)
変化し続ける社会で専門領域の学びを生かすための応用力
4. 視点と協働 (diverse perspective & collaboration)
地球規模の視点で社会課題に取り組むための協働力
5. 社会への関心と行動 (interests & action)
より良い社会を創るための主体的な行動力

○国際文化学部

国際文化学部の教育研究目的は、ヒト、モノ、情報が国境を超えて複雑に絡み合う現代社会の多様な課題の解決に貢献し、より良い共生社会の実現に寄与できる人間の育成です。アフリカ・アジアや日本・京都を中心にグローバル、ローカル双方のアプローチから社会課題を理解し、地球規模の視野を持ち、体験的な学修を通して個別のテーマ研究を深めます。卒業時に身につけているべき要素を以下の5つとし、卒業要件を満たせばこれらを身につけたものと認め、学位を授与します。

5つの要素

1. 自身をとりまく社会と、シティズンシップ及びヒューマニズムに関する基本的な知識と理解がある。（知識と理解 knowledge & understanding）
2. グローバル化による社会的な事象を、複数の視点やアプローチから考察することができ

る。(視点と考察 diverse perspective & observation)

3. グローバルスタディーズ、人文学のいずれかの領域の専門知識を持ち、特定のテーマ研究を深め他者に伝えることができる。(研究と表現 research & expression)
4. 多様な他者との違いを認め、協働して課題解決に取り組むことができる。(他者理解と協働 mutual understanding & collaboration)
5. より良い共生社会の実現に关心を持ち、社会の課題解決や新しい価値の創出に意欲的に自ら取り組むことができる。(社会への关心と行動 interests & action)

○メディア表現学部

メディア表現学部の教育研究目的は、変化し続ける科学技術と社会が抱える課題の解決に表現を通して寄与できる人間の育成です。メディアと情報技術に関する広範な知識と専門的な表現技能を教授し、コンテンツの制作やメディア、プラットフォームの設計によって新しい価値を創造できる力を養います。卒業時に身に付けていくべき要素を以下の5つとし、卒業要件を満たせばこれらを身につけたものと認め、学位を授与します

5つの要素

1. メディアと情報（技術）に関する基本的な知識と理解がある。(知識と理解 knowledge & understanding)
2. デザイン思考とアート思考を用い、答えがない課題に対し創造的に取り組むことができる。(創造的思考と考察 creative thinking & observation)
3. メディア表現領域の専門知識と制作技能を身に付けている。(技術と表現 skills & expression)
4. 多様な他者との違いを認め、協働して課題解決に取り組むことができる。(他者理解と協働 mutual understanding & collaboration)
5. より良い社会を創る意欲を持ち、学びを応用して社会の課題解決に自ら取り組むことができる。(社会への关心と行動 interests & action)

○芸術学部

芸術学部の教育研究目的は、自立した思考力によって新たな表現を創造するアーティストの資質を備えた、より良き社会人として生きる人間の育成です。多様な芸術表現の在り方を共有し、専門性の探求と領域横断的な交流により、主体的かつ創造的な価値を社会に対して提案できる力を養います。卒業時に身に付けていくべき要素を以下の5つとし、卒業要件を満たせばこれらを身につけたものと認め、学位を授与します。

5つの要素

1. 芸術と文化の多様性に関する基本的な知識と理解がある。(知識と理解 knowledge &

understanding)

2. 領域と技法を超えた多角的な視点から対象の本質をとらえ、自ら問題点を見つけ創造的に取り組むことができる。(創造的思考と考察 creative thinking & observation)
3. 芸術領域の専門知識と制作技能、および他者の心に訴え行動を喚起する造形力を身につけている。(技術と表現 skills & expression)
4. 多様な他者との違いを認め、協働して課題解決に取り組むことができる。(他者理解と協働 mutual understanding & collaboration)
5. より良い社会を創る意欲を持ち、学びを応用して社会の課題解決に自ら取り組むことができる。(社会への関心と行動 interests & action)

○デザイン学部

デザイン学部の教育研究目的は、デザインによって論理的思考と感性を同時にバランス良く表現できる人間の育成です。モノやコト、社会やコミュニケーションなどデザインの領域が広がっている現代社会において、時代に即した新しい価値を創造する力を養います。卒業時に身につけていくべき要素を以下の5つとし、卒業要件を満たせばこれらを身につけたものと認め、学位を授与します。

5つの要素

1. デザインに関する基本的な知識と理解がある。(知識と理解 knowledge & understanding)
2. デザインシンキングを用いて様々な課題を見つけ出し、それらをデザインによって解決することができる。(創造的思考と考察 creative thinking & observation)
3. 他者に了解可能なデザインを表現する技術を身につけている。(技術と表現 skills & expression)
4. 多様な他者との違いを認め、協働して課題解決に取り組むことができる。(他者理解と協働 mutual understanding & collaboration)
5. より良い社会を創る意欲を持ち、学びを応用して社会の課題解決に自ら取り組むことができる。(社会への関心と行動 interests & action)

○マンガ学部

マンガ学部の教育研究目的は、社会に存在する様々な課題解決にマンガやアニメーションの技術、表現力を用いて挑んでいける人間の育成です。マンガやアニメーションを中心とした種々の表現する力を身につけ、時代の変化や技術の進歩に即応し広く社会に貢献できる力を養います。卒業時に身につけていくべき要素を以下の5つとし、卒業要件を満たせばこれらを身につけたものと認め、学位を授与します。

5つの要素

1. 日々進化するマンガあるいはアニメーションに関する基本的な知識と理解がある。(知識と理解 knowledge & understanding)
2. マンガやアニメーションが持つ新たな表現の可能性を探求し、デジタルネットワークを含めた未知なる表現領域を拓いてゆくことができる。(創造的思考と考察 creative thinking & observation)
3. アナログ・デジタルを問わずマンガあるいはアニメーションについての専門知識と自己を表現できる制作技術を身につけている。(技術と表現 skills & expression)
4. 多様な他者との違いを認め、協働して課題解決に取り組むことができる。(他者理解と協働 mutual understanding & collaboration)
5. より良い社会を創る意欲を持ち、学びを応用して社会の課題解決に自ら取り組むことができる。(社会への関心と行動 interests & action)

ポピュラーカルチャー学部

領域 1 知識・理解・技能

1. 多様性を理解する力
文化の多様性および文化と自然、人間、社会、個人の関係性を理解し、新しい価値を生み出すための知識や技能を身につけている
2. 専門知を活用する力
ポピュラーカルチャーフィールド全般および音楽とファッションに関する知識・技能を体系的に理解し、その分野に固有の視座や思考方法を身につけている

領域 2 思考・判断・表現

1. 論理的に思考し判断する力
現状を批判的に捉える思考力と、社会の中で公正にふるまう判断力を身につけ、適切な課題設定と課題解決の方向を示すことができる
2. 考えを表現する力
ポピュラーカルチャーおよび音楽とファッションの歴史性と拡がりを理解し、ポピュラーカルチャーに関わる社会的意味と主体的感性・思想を表現できる
3. 多様な人とコミュニケーションする力
音楽とファッションを巡って、社会的・文化的背景と文脈を理解しながら、多様な人々と公正にコミュニケーションできる

領域 3 関心・意欲・態度

1. 他者と協働する力
多様な他者とその差異を理解し受け止めながら、様々な場面でともに協働できる
2. 社会と他者に貢献する力
ポピュラーカルチャーおよび音楽とファッションに関して獲得した知識・技能を用いて、社会や他者との課題を設定し、解決する姿勢を身につけている

○人文学部

領域 1 知識・理解・技能

1. 多様性を理解する力

自文化の成り立ちや他文化との関係を多元的に捉え、世界が抱える諸課題を多角的に理解できる

2. 専門知を活用する力

人文学分野に関する知識・技能を体系的に理解し、その分野に固有の視座や思考方法を身につけている

領域 2 思考・判断・表現

1. 論理的に思考し判断する力

学術調査・研究において、独創的な着眼点や新たな知見をもって、社会的課題に対する創造的な問いを立て、分析・考察し、解決できる

2. 考えを表現する力

学術調査・研究の成果や自分の知見をまとめる論述能力を身につけている

3. 多様な人とコミュニケーションする力

社会と文化の変遷を理解し、日本語や外国語を用いて、研究成果や自分の知見を分かりやすく伝達できる

領域 3 関心・意欲・態度

1. 他者と協働する力

豊かな人間性を活かし、市民として他者と協働する姿勢を身につけている

2. 社会と他者に貢献する力

実社会との結びつきを重視した実践力を活かして、現場が抱える様々な課題の解決に尽力できる

○大学院（全学）

認知的領域	知識・理解	専門領域の歴史と世界的動向を理解している。
	思考・判断	既存の枠組みを超える新しい表現を思考することができる。
技能表現領域	技能・表現	状況に応じた、柔軟で応用力のある表現技術を修得している。
情意的領域	関心・意欲	自らの独創的な見解を自主的・継続的に深める姿勢を身につけている。
	態度	社会の一員としての自覚を持ち、他者と協働しながら、社会を改善しようとする態度を身につけている。

○人文学研究科

認知的領域	知識・理解	研究課題を人文科学の基礎概念と展開の中で位置づけ、研究領域に必要な知識を理解している。
	思考・判断	既存の枠組みを超える新しい視点を想起することができる。
技能表現領域	技能・表現	状況に応じた、実践的な言語・文章表現技術を修得している。
情意的領域	関心・意欲	既存の知の水準を乗り越える構想を準備するための姿勢を身につけている。
	態度	社会の一員としての自覚を持ち、文化的状況を把握しながら、世界と人類の未来を考えようとする態度を身につけている。

○芸術研究科

(博士課程前期)

認知的領域	知識・理解	諸芸術及び文化表現の歴史と現在の動向を正確に理解している。
	思考・判断	独創的かつ普遍的な表現領域の可能性を探求し、それによってどのようなメッセージを発信できるかを考察できる。
技能表現領域	技能・表現	自らの表現意図に沿って、適切な素材とテーマを選択し、状況に応じた柔軟で応用力のある制作技術、理論構築力を獲得している。
情意的領域	関心・意欲	「人間とはどのような存在であるのか」を常に問い、自らの芸術表現と時代・社会との関係性を意識し続けることができる。
	態度	自ら設定したテーマを、自分に相応しい表現方法と発表形式で具体化しようとする努力を怠らない。

(博士課程後期)

専ら理論研究を行う者については、多様性に開かれた芸術領域において、学術的見識を高め、専門性に基づく独創的な理論研究を行い、芸術の発展に貢献することが求められる。芸術・表現の実践、デザイン提案・制作等を行う者については、個々の専門領域における特殊性や高度な技能、技術、メディア等についての実践的研究を行うとともに、併行してそれらに関連する理論研究を行うことが求められる。

また、それにより新たな芸術・表現、及びデザイン研究の発展の可能性やその深化に貢献

することが求められる。

○デザイン研究科

認知的領域	知識・理解	デザイン領域の歴史と世界的動向を理解し、専門知識と理論の両面を身につけている。
	思考・判断	社会や環境動向に深い関心を持ち、さまざまな領域を関連付けて考え、的確に判断し表現することができる。
技能表現領域	技能・表現	最新のテクノロジーを身につけ、研究を通して得られた知識や技術を融合し、高度な表現で提案できる。
情意的領域	関心・意欲	国際感覚および鋭敏な情報受容力を持ち、積極的に情報を発信し続ける意欲と関心を持っている。
	態度	社会の一員としての自覚を持ち、創造的なコミュニケーションがとれ、常に時代を牽引しようとする努力を怠らない。

○マンガ研究科

(博士課程前期・理論系)

認知的領域	知識・理解	国内外におけるマンガ・アニメ研究の知識とその分析力をもち、日本語と IT スキルの面での発表能力を有している。
	思考・判断	常にマンガ・アニメという視点から表現・文化・社会の学術的探求を進め、その成果を他分野や他国に対して発表する能力を有している。
技能表現領域	技能・表現	マンガ・アニメ文化とその研究の現状に応じた形で研究問題を設定し、他分野に通じる根拠のある研究成果を発表している。
情意的領域	関心・意欲	研究の学術性を尊重する姿勢と、最先端の問題提起を行おうとする意欲を併せ持ち、それに必要な学習を自ら的に行い続けている。
	態度	制作現場と読者との対話を重視しながら、マンガ・アニメ文化をめぐる幅広い社会的交流を促進している。

(博士課程前期・実技系)

認知的領域	知識・理解	国内外のマンガとその環境についての知識を制作活動に応用すると同時に、制作を発表する日本語力と IT
-------	-------	---------------------------------------------------

		スキルを有している。
	思考・判断	マンガに対する知識を制作と理論の両面から融合させ、他分野や他国の作家と交流することによって自らの視野を広げている。
技能表現領域	技能・表現	高度な技能と構想力に基づき、グローバル化と情報化の下で変容しつつあるマンガ文化に貢献できる制作活動をしている。
情意的領域	関心・意欲	既存のマンガ表現の枠に収まらない表現欲求と創造力を併せ持ち、常にその向上を目指している。
	態度	チームワークを尊重しながら、世界的な視野から国内外のマンガ文化に積極的に貢献する姿勢を示している。

(博士課程後期)

修士の学位に必要な条件に加えて、一層高度な専門性を身につけ、研究者や表現者として独創的な活動を行える能力を身につけていること。

学習成果を教育目標の形で明示した学位授与方針の策定・公表は、全学的な方針に基づき、全学の教務委員会での最終的な決定を経て行われている。教務委員会は全学的な教育上の諸問題に関わる意思決定を担い、教務部長を議長とし、各学部の教務主任、各研究科の教務担当、全学の共通教育を担う共通教育機構長、教学事務を担う教学グループ長を構成員とし、教学担当副学長も陪席している（資料 4-1）。

本学では、2017 年度に学部教育における従来のカリキュラムを見直し、全学の共通教育科目を設置するなど、全学的な教学改革を推進するため、2016 年度に当時の部局長会議を通じ、3 ポリシーの整合性・体系性を高める観点から、各学部の学位授与方針の点検と見直しを行った。さらに 2021 年度の教学改革では人文学部、ポピュラーカルチャー学部の募集停止と国際文化学部、メディア表現学部の開設、全学の共通教育科目の見直しに伴い、従来の 2 学期制から 4 学期制への変更、全学の卒業要件の見直しを行うことが常務理事会で承認された。そこで教務委員会において芸術学部、デザイン学部、マンガ学部について 3 ポリシーの見直しを行うことが確認された（資料 4-2-1,4-2-2,4-2-3,4-2-4,4-2-5,4-2-6,4-2-7）。この要請に基づき、芸術学部、デザイン学部、マンガ学部の 3 ポリシーも改定された。

こうした継続的な取り組みを経て、現在すべての学部・研究科において学位授与方針を策定・公表し（基礎要件確認シート表 5）、卒業又は課程修了までに学生が修得すべき知識・技能・態度等を、数項目の教育目標として明示している。なお、本学では具体的な卒業・修了要件は学則においてそれぞれ定めており、その内容は学修のてびきおよび本学ウェブサイトにて公表している。

■資料 4-3 【ウェブ】

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）

および公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<教育課程の編成・実施方針の適切な設定・公表>

本学の教育課程の編成・実施方針は以下の通りである。

○全学

京都精華大学は、学位授与の方針を達成するために、全学共通教育科目、学部専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。

また、科目のナンバリングおよびカリキュラム・マップにより、カリキュラムの体系を明示します。

1 教育内容

(1) 全学共通教育科目

全学共通教育科目は、各自の専門性を活かしつつ社会の中で自由な個人として生きる姿勢を培うため、様々な学問領域にわたる科目を配置します。具体的には、表現科目群、グローバル科目群、リベラルアーツ科目群に加え、導入プログラム、マイナー科目群、社会実践力育成プログラム、キャリア科目群から構成しています。

(2) 学部専門教育科目

学部専門教育科目は、学部共通科目と学科専門科目から構成されます。とともに、専門分野の基礎から専門的知識・技能や主体的に取り組む態度を修得し、それらを総合的に活用する力を養うため、体系的に科目を配置します。

2 教育方法

- (1) 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。
- (2) 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。
- (3) 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。

3 学修成果の評価

本学では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「学部・学科レベル」「科目レベル」の2つのレベルで把握し、評価します。各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。

(1) 学部・学科レベル

学部・学科レベルの評価は、学部学科所定の教育課程における卒業要件達成状況、進級要件達成状況により行います。

(2) 科目レベル

科目レベルの評価は、シラバスで提示された科目的学修目標に対する評価により行います。

○国際文化学部

国際文化学部は、学位授与の方針を達成するために、全学共通教育科目、学部専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。

また、科目的ナンバリングおよびカリキュラム・マップにより、カリキュラムの体系を明示します。

国際文化学部教育科目的教育内容、教育方法、学修成果の評価について以下のように定めます。

1. 教育内容

学部専門教育科目では、1年次には、基礎演習を通して基礎的な人文系の研究方法を学びつつ、各学科の基礎講義と学科共通の選択講義を通じて初步的な理論を理解し、特にグローバルスタディーズ学科では海外短期フィールドワークを体験することによって、グローバル／ローカル双方の視点を獲得させます。

2年次以降は専攻に分かれ、各専門分野の重要な研究に触れるとともに、最新の研究成果を知ることによって、専門的知識を系統立てて習得させます。また、少人数の演習形式の授業を通じて、各専門分野の高度な研究手法・考察能力を体得させます。

3年次前半は国内外のフィールドでの主体的な調査・研究に遂行する必修のプログラムを経験することによって社会の課題を解決するための実践的な力を獲得させます。後半では各専門分野に関する講義を通して学識を深化させるとともに、特に人文学科では各専門領域の基本文献を精読することによって、既存の研究成果に対する批判的な分析能力と総合的な判断能力を習得させます。

最終年次には、グローバル／ローカル双方の視点のもとで、社会課題の解決法を自ら着想できる発想力、それを実践する行動力、その実践の中で他者と積極的に関わろうとする協働力が習得できているかを確認する機会として卒業論文とその内容に関する研究発表を必修とします。これにより、実践的かつ主体的に研究・調査を計画・遂行するとともに、その成果を社会に向けて学術的に表現する技法と作法を養います。

2. 教育方法

1. 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。
2. 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。

3. 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。

3. 学修成果の評価

国際文化学部では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「進級時」「卒業時」の2つのレベルで把握し、評価します。

各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。

1. 進級時

進級時の学修成果は、学部所定の教育課程における進級要件達成状況により、総合的評価を行います。

2. 卒業時

4年間の学修成果は、学部所定の教育課程における卒業要件達成状況により、総合的評価を行います。卒業論文・制作（必修）は、評価ループリックを活用し、複数教員によって多面的評価を行います。

○メディア表現学部

メディア表現学部は、学位授与の方針を達成するために、全学共通教育科目、学部専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。

1. 教育内容

学部専門教育科目では、1年次では、プログラミングやICT、コンピュータネットワークの基礎知識・技法に加えて、対象となる物事の考え方を身につけます。2年次は、ICTやメディア、コンテンツを活用する力をつけ、企業等でのインターンシップを通して社会の現状を体験します。3年次は、ICTやメディア、コンテンツを活用する力を磨き、社会課題解決プロジェクト科目を通して実践的に社会実装の方法を学びます。4年次は、卒業論文・制作により、社会課題やビジネス課題の解決につながるイノベーティブな実践を行います。

2. 教育方法

1. 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。
2. 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。
3. 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。

3. 学修成果の評価

メディア表現学部では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「進級時」「卒業時」の2つのレベルで把握し、評価します。各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。

1. 進級時

進級時の学修成果は、学部所定の教育課程における進級要件達成状況により、総合的評価を行います。

2. 卒業時

4年間の学修成果は、学部所定の教育課程における卒業要件達成状況により、総合的評価を行います。卒業論文・制作（必修）は、評価ルーブリックを活用し、複数教員によって多面的評価を行います。

○芸術学部

芸術学部は、学位授与の方針を達成するために、全学共通教育科目、学部専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。

1. 教育内容

学部専門教育科目では、1年次には造形表現に必要な表現の多様性を学び、各分野の基礎知識を幅広く身につける科目を開講します。2年次は各自の専門分野に重要なアートシーンに触れるとともに、専門的な知識・技法・考察能力を身につける科目を開講します。3年次は専門を深化させると共に、創造的表現能力、総合的判断能力、実践的コミュニケーション力を養う科目を開講します。最終年次には、探究を自律的に計画・遂行し、公共的・学術的に表現する技法と作法を養います。

2. 教育方法

1. 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。
2. 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。
3. 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。

3. 学修成果の評価

芸術学部では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「進級時」「卒業時」の2つのレベルで把握し、評価します。各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。

1. 進級時

進級時の学修成果は、学部所定の教育課程における進級要件達成状況により、総合的評価を行います。

2. 卒業時

4年間の学修成果は、学部所定の教育課程における卒業要件達成状況により、総合的評価を行います。卒業論文・制作（必修）は、評価ルーブリックを活用し、複数教員によって多面的評価を行います。

○デザイン学部

デザイン学部は、学位授与の方針を達成するために、全学共通教育科目、学部専門教育科

目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。

1. 教育内容

学部専門教育科目では、1年次にはデザインの初步的な理論や方法を学び、各分野の基礎知識を幅広く身に着ける科目を開講します。2年次はデザインにおける各自の専門分野の重要な諸研究や事例に触れるとともに、最新の研究成果や専門的な知識・技法・考察能力を身につける科目を開講します。3年次はデザインの学識を深化させると共に、批判的分析能力、総合的判断能力、実践的コミュニケーション力を養う科目を開講します。最終年次には、探究を自律的に計画・遂行し、その成果を公共的・学術的に表現する技法と作法を養うために卒業制作・卒業論文を課します。

2. 教育方法

1. 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。
2. 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。
3. 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。

3. 学修成果の評価

デザイン学部では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「進級時」「卒業時」の2つのレベルで把握し、評価します。各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。

1. 進級時

進級時の学修成果は、学部所定の教育課程における進級要件達成状況により、総合的評価を行います。

2. 卒業時

4年間の学修成果は、学部所定の教育課程における卒業要件達成状況により、総合的評価を行います。卒業論文・制作（必修）は、評価ルーブリックを活用し、複数教員によって多面的評価を行います。

○マンガ学部

マンガ学部は、学位授与の方針を達成するために、全学共通教育科目、学部専門教育科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。

1. 教育内容

学部専門教育科目では、1年次には、マンガ、アニメーション領域の初步的な知識や制作技法を包括的に学び、各分野の基礎知識を幅広く身につける科目を開講します。2年次は各専門分野における重要な作品や最新の技術に触れる科目、専門的な知識・技法・考察能力を身につける科目を開講します。3年次は各専門に沿った技術・知識をより深化させると共に、作品制作に必要となる実践的能力、作成した作品を検証、分析、練磨する能力を養う科目を開講します。最終年次には、探究を自律的に計画・遂行し、その成果を公共的・学術的に表現する技法と作法を養うために卒業制作・卒業論文を課しま

す。

2. 教育方法

1. 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。
2. 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。
3. 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。

3. 学修成果の評価

マンガ学部では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「進級時」「卒業時」の2つのレベルで把握し、評価します。各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。

1. 進級時

進級時の学修成果は、学部所定の教育課程における進級要件達成状況により、総合的評価を行います。

2. 卒業時

4年間の学修成果は、学部所定の教育課程における卒業要件達成状況により、総合的評価を行います。卒業論文・制作（必修）は、評価ルーブリックを活用し、複数教員によって多面的評価を行います。

○ポピュラーカルチャー学部

ポピュラーカルチャー学部は、学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために、全学教養科目、全学専門科目、学部専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。また、科目的ナンバリングおよびカリキュラム・マップにより、カリキュラムの体系をわかりやすく明示します。

ポピュラーカルチャー学部専門科目の教育内容、教育方法、評価について以下のように定めます。

1. 教育内容

学部専門科目では、1年次には音楽とファッションに向き合うために必要な基礎能力を身につける基礎実習・基礎演習を開講します。2年次は自分の目指す方向とそのための知識と技能を見極めることができるよう、制作実習・制作演習を開講します。

3年次からは選択した専攻別にプロジェクトを用意し、専門的知識を深め、専門的技能を磨くことのできる応用実習・応用演習を開講します。

最終年次には、卒業制作を課します。学生自身が実現したいプロジェクトを計画段階から作り上げるよう指導することで、表現を創出する力を養います。

2. 教育方法

- (1) 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。

- (2) 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。
- (3) 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。

3. 学修成果の評価

ポピュラーカルチャー学部では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「進級時」「卒業時」の2つのレベルで把握し、評価します。

各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。

(1) 進級時

進級時の学修成果は、学部所定の教育課程における進級要件達成状況（単位取得、GPA）により、総合的評価を行います。

(2) 卒業時

4年間の学修成果は、学部所定の教育課程における卒業要件達成状況（単位取得、GPA）により、総合的評価を行います。卒業制作・卒業論文（必修）は、評価ルーブリックを活用し、複数教員によって多面的評価を行います。

○人文学部

人文学部は、学位授与の方針に掲げる知識・技能などを修得させるために、全学教養科目、全学専門科目、学部専門科目およびその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講します。また、科目のナンバリングおよびカリキュラム・マップにより、カリキュラムの体系をわかりやすく明示します。

人文学部専門科目の教育内容、教育方法、評価について以下のように定めます。

1. 教育内容

学部専門科目では、1年次には人文学の基本（学びを支える基盤的な知識、思考力）を習得するための、人文学基盤科目群を開講します。

2年次以降は、専攻に分かれた専門研究科目群を開講し、当該分野の専門的知識を系統的に習得させます。

さらに、1年次からコミュニケーション・プログラム、ソーシャルデザイン・プログラム、フィールド・プログラムからなる創造実践科目群を開講し、社会の課題を解決するための実践的な力を身につけさせます。

最終年次には卒業論文の作成を課します。学生が自主的に課題を設定し、その研究計画を構想・実行するよう指導することで、人文学的教養と専門的学識を統合する豊かな論述能力を養います。

2. 教育方法

- (1) 学生の主体性を伸ばすため、能動的学修の視点を取り入れた教育方法を実施します。
- (2) 授業内・外の学修時間を考慮した授業内容を設計します。

(3) 学修ポートフォリオの作成指導により、学生の自律的な学修を支援します。

3. 学修成果の評価

人文学部では、学位授与の方針に掲げる能力・資質およびこれらの総合的な活用力の修得状況を、「進級時」「卒業時」の2つのレベルで把握し、評価します。

各レベルの評価の実施方法は、以下のとおりとします。

(1) 進級時

進級時の学修成果は、学部所定の教育課程における進級要件達成状況（単位取得、GPA）により、総合的評価を行います。

(2) 卒業時

4年間の学修成果は、学部所定の教育課程における卒業要件達成状況（単位取得、GPA）により、総合的評価を行います。卒業制作・卒業論文（必修）は、評価ルーブリックを活用し、複数教員によって多面的評価を行います。

○大学院（全学）

専門知識・技能を体系的に履修するとともに、学際的な分野への対応能力を含めた専門応用能力を培うために、「共通基盤科目群」「専門特講科目群」「専門研究科目群」の3つの科目群により教育課程を編成する。

- 「共通基盤科目群」では、ジャンルによらず幅広い表現の特性を学びながら、アカデミックな研究・学習の方法、社会における表現の実績的な展開手法を学ぶ。
- 「専門特講科目群」では、専門分野の知識・思考能力の獲得にとどまらず、他研究科が設置する特講科目を横断的に履修し、より広い知見と学識を得る。
- 「専門研究科目群」では、各自の専門的テーマや課題を探求し、修了作品または修士論文の作成に取り組む。一人の学生が複数の教員から指導を得られる体制を整える。

○人文学研究科

人文学領域特有の広範な研究対象から、学生が独自の観点と問題意識を持ちテーマを深めることを支援するよう教育課程を編成する。また自らの専門領域を越え、異なる立場の多様な知見を吸収できる体制を整える。

○芸術研究科（博士前期課程）

専門知識・技能を体系的に履修するとともに、批評や議論、プロジェクトなど制作以外の活動を通して、学際的な分野への対応能力を含めた専門応用能力を培うよう教育課程を編成する。

○芸術研究科（博士後期課程）

幅広い芸術研究領域を以下の3つの領域と研究目的に整理し、学生はいずれかに所属し

て各自の研究を深化させる。

ファインアーツ領域	古典的・近代的・今日的な芸術表現を対象に研究する。あるいは新たな芸術作品の可能性を追求する。
デザイン領域	現実社会との関係を持ちながら物や情報の美的性質や機能的合理性などを研究する。あるいはデザイン提案・制作を追求する。
メディア領域	意識や身体性の拡張を促す多様なメディア表現の研究を行う。あるいは新たなメディア芸術・表現の可能性を追求する。

学生に対する指導体制は、各自が所属する専門領域から選ばれる主査と専門領域の内外から選ばれる副査、および理論科目担当教員から選ばれる副査による合同指導体制とする。学生は実践と理論の両面から指導を受けることで見識を高める機会を得るとともに、現在における芸術・表現、およびデザイン領域における個々の課題が内包する多様な側面を複合的に捉え、自らの研究を深化させる。

学生はそれぞれの領域に関する実践や理論研究において、国内外での研究水準を見据えるとともに、対外的な場における高度かつ専門的な実践、提案・制作等を試み、あるいは理論研究の発表を行うことによりその検証を目指す。

博士論文の執筆において、学生は個々の理論研究およびそれぞれの領域に関する実践を踏まえたうえで、高度な専門性の理論化と独創性を追究し、専門領域の発展に資する内容を目指す。

○デザイン研究科

デザイン専攻

デザイン領域における高度な専門知識・技能を体系的に履修するとともに、デザイナー志向、プロデューサー志向および研究者志向に実践的に対応した教育課程を編成する。

建築専攻

建築領域における高度な専門知識・技能を体系的に履修するとともに、建築家および空間デザイナー志向に実践的に対応した教育課程を編成する。

○マンガ研究科（博士課程前期）

マンガ領域における高度な専門知識・技能を体系的に履修するとともに、実技・研究の両面において、「作家志向」、「研究者志向」および「高度専門職業人志向」に実践的に対応した教育課程を編成する。

○マンガ研究科（博士課程後期）

1) マンガ領域における高度な専門知識と表現技術の両方にかかる問題意識と研究視野

を備えさせるために、制作現場での経験が豊富な作家と人文・社会科学の研究者の協働による研究指導を実施する。

- 2) 学生の自律的研究を強化するために、学生が積極的に参加できるゼミ形式の授業を行う。
- 3) 学生の個性と研究テーマの独創性を尊重する指導を行う。
- 4) 研究の持続と発展に不可欠なコミュニケーション能力と、客観的かつ広範な学識を身につけさせるために、国内外での発表の機会を積極的に教育課程に取り入れる。

教育課程の編成・実施方針の策定・公表は、全学的な方針に基づき、学部・研究科で策定・検証し、全学的な教学分野における意思決定機関である教務委員会で最終的に決定されている。3ポリシーの策定と改定は一体として取り組まれており、その過程については前項で学位授与方針について述べたとおりである（資料4-2-6,4-2-7）。

現在、すべての学部・研究科において教育課程の編成・実施方針を策定・公表し、その中で教育課程の基本的な体系と内容および教育課程を構成する授業科目の区分を示している（基礎要件確認シート表5）。また、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、学修のてびきにおいて、科目ごとに授業形態を示している。加えて、本学ウェブサイトではカリキュラム・マトリクスや科目ナンバリングなどを公表し、方針をふまえた体系についてよりわかりやすくなるよう対応している（資料1-3-1,1-3-2）。

■資料4-3 教育の3つの方針【ウェブ】

<教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性>

教育課程を構成する科目の区分および科目（群）の配置と学位授与方針に明記された教育目標がどのように関連しているか、個々の教育目標で定めた知識・技能・態度等が主としてどの科目（群）の履修を通じて形成・修得されるのかを明らかにするために、2017年度教学改革に合わせ全学部においてカリキュラム・マップとカリキュラム・マトリクスの策定が教務委員会において要請された（資料4-4）。カリキュラム・マップ、カリキュラム・マトリクスはいずれも2021年度時点ですべての学部において作成されている（資料4-5【ウェブ】）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配慮（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等との関わり

評価の視点2：リベラルアーツに対応した教学の充実

評価の視点3：グローバル化に対応した教学の充実

評価の視点4：「表現の大学」をめざす教学の充実

評価の視点5：学生の社会的および職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<教育課程の編成にあたっての順次性・体系性・単位の設定等>

単位制度の趣旨についてはこれをふまえ、学則において単位計算方法について具体的に明記し、全学においてこの趣旨をふまえたカリキュラムを策定している。本内容は学修のてびきにも明記し、広く学生にも周知している（資料1-3-1,1-3-2）。

教育課程の体系的な編成については、VISION2024SEIKAに基づき策定された「2021教育全体構造」を全学的指針として定めている。この指針は常務理事会の議を経て策定された（資料4-6）。これに基づき、教務委員会では、全学の共通科目と専門科目の単位数の共通のフレームに基づいたカリキュラム構造を共通して各学部で策定することが2019年度に決定した。

各学部においては3ポリシーの見直しとそれにあわせこの共通のフレームに基づき、カリキュラム改革を行い、その体系性について、授業科目の必修・選択等の配置も含め検討の上、カリキュラム・マップとカリキュラム・マトリクスの構築を通じ確認した（資料4-2-6,4-2-7）。

教育課程の編成・実施方針を各科目レベルに貫徹していくためには、個々の科目の基本的な内容と到達目標・授業方法などを教育課程における科目の位置づけや教育目標との関連に基づいて定めるものとして、科目概要を整備すること、そして、教員による授業を、学問的・教育的な創意を十分に尊重しつつも、大枠としてはこの概要に沿ったものとしていくことが必要である。この観点から本学では、翌年度授業担当にあたって、あらかじめ各学部・学科・共通教育機構において各授業科目の科目概要を策定し、授業科目担当教員に対してシラバス作成依頼文書において、各授業科目の科目概要と学位授与方針と各科目の関係、及び各学部が定めた到達目標の設定に基づき授業計画の立案を策定するよう示している（資料4-7-1,4-7-2,4-7-3）。

各学部では科目の位置づけに対応した到達目標を組織的に設定し、これをシラバスに明記している（資料4-7-2）。なお、各科目についてその分野や学習順序を示す科目番号制（科目ナンバリング）を導入している（資料4-8）。シラバスは、授業科目担当者だけではなく、

当該科目の開講責任をもつ学部・共通教育機構らの責任者が内容の適切性等を確認している。

初年次教育への配慮については、1年次必修科目を共通教育科目の中で複数置き、また3年次に卒業論文・卒業制作に向けた必修科目を配置することで、段階的に必要要件を学ぶ機会を全学で用意している。

高大接続への配慮として毎年度、入学予定者を対象とした入学前プログラムを提供している。例年2月に開催される卒業修了発表展は入学前プログラムに加えており、作品や論文に触れることによる「発見」をまとめることから、4年間の学びの入口とするプログラムとして設計している。

博士課程前期・後期においては、5年間を通した体系的な教育課程を編成し、コースワーク、リサーチワーク、論文作成指導、学位論文審査等の各段階が有機的なつながりを持って博士の学位授与へと導いていく教育プロセスを整備している。

<リベラルアーツに対応した教学の充実>

VISION2024SEIKAの教育の3つの軸の1つである「リベラルアーツの大学」をめざすべく、2021年度カリキュラムにおいては専門科目74単位に対して共通科目50単位を卒業要件として全学で配置している。これは2017年度教学改革における全学共通科目「SEEK」を設定した際の専門教育科目80単位、全学共通科目44単位の設定をさらに拡大したものである。この共通科目は、7つの科目群によって構成されている。これらの科目を通して、グローバルな観点から思考し、リベラルアーツ（深く広い教養と見識）に基づいてより良い社会を創る意欲を持ち、多様な人々と協同し、世界の様々な課題に対する新しい価値を表現し、提供できる人間となる素地を形成することをめざしている。

表4-1 共通科目群

導入プログラム	入学校段階での大学の理念や本学に有する5つの学部の学びについて理解することで、本学の学びの領域や姿勢、目的を理解する。
表現科目	大学での学びに必要な表現技術であるコミュニケーションスキル、アカデミックスキル、観察力を身につけるためのデッサンなど、芸術学部、デザイン学部、マンガ学部を置く京都精華大学ならではの形で、技術の習得に取り組む科目がある。必修科目である「コミュニケーションスキル1・2」「アカデミックスキル1~4」は初年次と卒業論文・卒業制作に取り組む前の3年次に履修する。さらに、本学の持つ5つの学部それぞれの表現について専門的な知識を獲得するための科目も設置されている。

グローバル科目	「グローバルな大学」における学びとして、英語、日本語を含めた 12 言語の語学科目を置くとともに、現代の世界における諸問題を理解するための科目などを置いている。国内学生、日本に関心をもつ留学生双方にとって今後必要なスキルとして、日本語教育に触れる科目も配置している。
リベラルアーツ科目	哲学、法学、政治学などの大学における学びの基盤となる教養科目に加え、シティズンシップやダイバーシティ、クリエイティブシンキングなどの現代社会において必要となる知識、あるいはデータサイエンス、プログラミング、AIなどの基礎的な素養を身に着けるための科目を配置している。
キャリア科目	就職活動に本格的に取り組む 4 年生になるまでに、身に着けておくべき思考、態度などの修得をめざす。また、留学生に向けたキャリア教育の一環として、「日本の企业文化研究」を授業科目として置き、外国人留学生が日本の企業に就職する際に障害となる日本企業に特有の企业文化の理解ができるよう努める。
社会実践力育成プログラム	短期留学、インターンシップ、協定を交わした複数の大学との合同開催によるワークショップなど、主な学習環境を学外とし、学内外のさまざまな人々とともに学ぶ中で、協働性、社会性を身につけることをめざす。これらの経験を通して学修への動機付けを高め、社会的に自立する経験を体感し、職業生活に必要な能力を育成する。
マイナー科目	各学部における専門科目に加え、現代社会において必要となるさまざまな専門分野を横断的に学修するために置かれた科目である。本学に置かれた 5 つの学部の分野と、京都と日本の伝統文化、ビジネス、ソーシャルデザイン、アフリカ・アジア、日本語教育から選択して学修する。自身の所属学部を超えて学修の幅を広げることにより、専門知を組み合わせた深いレベルでの学びを目指す。

各学部ともこの科目群の中から 50 単位を卒業要件に定めている。この中でもリベラルアーツ科目については、「自由論」「シティズンシップとダイバーシティ」「創造的思考法」「情報と倫理」「人権と教育」「グローバル化と社会」「情報科学概論」「データサイエンス入門」の 8 科目を必修要件として定め、どの学部に所属していても必ず本学で必要とするリベラ

ルアーツの基礎として位置づけている（資料 4-5【ウェブ】）。

<グローバル化に対応した教学の充実>

グローバル化に対応した教学については、VISION2024SEIKA におけるグローバルな大学で「京都に存在する立地をふまえて、グローバルな大学をめざします。日本の先端カルチャーから伝統文化までを学び、世界の諸文化との共存と連携をはかることで、世界をステージに活動します」としている（資料 1-8-1【ウェブ】）。これに合わせ 2018 年に「京都精華大学グローバルビジョン 2018-2020」を発表した。この中の 4. 教育・研究活動の国際化における（1）教育・研究活動における取り組みをふまえ、従来の全学共通教育科目 SEEK を見直し、2021 年度からの共通科目において従来グローバルに関連した科目は言語習得のみを全学で必修としていたところをグローバル科目における「日本文化概論」、リベラルアーツ科目における「グローバル化と社会」を必修科目として配置し、世界の諸文化との共存と連携をめざしたカリキュラム構造としている（資料 4-9,4-5【ウェブ】）。また、本学では国内学生には英語を、外国人留学生には日本語を必修科目として配置しており、それに加えた第二言語の修得を配置している。従来 9 言語を配置していたが、2021 年度からは「スワヒリ語」を新たに科目として配置した。一方で言語が増えることにより希望者の過度な集中と希望者の少ない言語のばらつきがさらに拡大することとなる。履修者数が本学の「最低開講基準」に達しないような履修者数では、授業内での対話などもできず、言語習得上の障害にもなる。そこで、従来は前期、後期開講となっていたところを、1 クオーター、または 2 クオーターフの学習科目とすることで多様な言語にまず触れるための科目に徹した開講へ切り替えた（資料 4-5【ウェブ】）。

また、本学からの学生の派遣、受け入れ等、留学に関する活動についても協定先の拡大に取り組んでいる。2021 年 2 月現在において海外の機関としては 46 機関と協定を交わしている（資料 4-10【ウェブ】）。ただし、派遣、受け入れとも近年は希望する学生が減少していることが課題である。特に新型コロナウイルスの影響を受けた 2020 年度においては、一部の受け入れを可能とした機関を除き、ほぼすべての派遣、受け入れが不可能となった（資料 4-11）。

<「表現の大学」を目指す教学の充実>

VISION2024SEIKA における教学の 3 つの軸として「表現の大学」を目指している。本学における表現とは「自己の思想、考えをかたちにして他者に投げかけることによって、自己と他者に変革をもたらし未来を創造する行為全般をいう」と VISION2024SEIKA において定義している。これをふまえ、2021 年度からの共通教育科目においては表現科目群を置いている。この表現科目は必修科目として、「コミュニケーションスキル 1」「コミュニケーションスキル 2」「アカデミックスキル 1」「アカデミックスキル 2」「アカデミックスキル 3」「アカデミックスキル 4」「デッサン 1」「グラフィックデザインソフトスキル」の 8 科目を

置き、これに加え、22科目の講義、演習、実習科目を配置している（資料4-5【ウェブ】）。

<学生の社会的・職業的自立のための能力育成>

本学の2021年度からの全学の学位授与方針では以下の5項目を設定している。

- ・広い視野から複眼的に考察するための知識と理解力
- ・新しい文化と価値を発想するための創造的思考力
- ・変化し続ける社会で専門領域の学びを生かすための応用力
- ・地球規模の視点で社会課題に取り組むための協働力
- ・より良い社会を創るために主体的な行動力

これらはまさに学生の社会的・職業的自立のための能力といえる。この学位授与方針は専門教育と共通教育を修得する過程で身につくものである。

その中でも社会的・職業的自立につなげるための能力育成にあたる部分として、「キャリア科目」と「社会実践力育成プログラム」がある。キャリア科目は8つの講義科目と2つの演習科目、2つの実習科目の計12科目を設置しており、うち「キャリア1」は必修科目として配置している。また、社会実践力育成プログラムは、短期留学、インターンシップ、協定を交わした複数の大学との合同開催によるワークショップなど、学内外のさまざまな人々とともに学ぶ中で、協働性、社会性を身に着けることをめざすものである。これらの経験を通して学修への動機づけを高め、社会的に自立する経験を体感し、職業生活に必要な能力の育成をめざすものである。この社会実践力育成プログラムは7つの実習科目をもって構成されており、この中から2単位を選択必修として卒業要件に設定している（資料4-5【ウェブ】，1-3-1）。

方針をふまえた教育課程の策定状況については、自己点検評価実施委員会でもこれを確認することで、内部質保証についても有効に機能をしている。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

<本学における学生の学びの目標>

学位授与方針で示している教育目標の実現を図っていくためには、学生の学習を活性化させること、効果的な教育を行うこと、すなわち、教育と学習の質向上を図っていくことが不可欠である。本学では、2017 年度にそれまで学部ごとに配置していた教養教育を刷新し、全学共通教育科目 SEEK を設置した。その後、2021 年度にこの SEEK の卒業要件や科目を見直し、より先鋭的にした共通科目群を設置している（資料 4-5 【ウェブ】）。

学生の学習を活性化させるためには、(1)それを可能とする制度の整備(2)学生に対する履修指導、学習支援、学生相互の学び合いなど学生の状況に応じた支援の実施(3)学生の主体的な学習を促進する特色ある授業の展開 (4)効果的な教育を行うための取り組みの支援や環境整備などが重要である。以下、これらについての取り組みの現状を説明する。

<学びの枠組みと制度>

○履修登録上限単位数の設定

学生が、登録している科目を集中して効果的に学ぶためには、学ぶ科目数を適切に設定することが必要である。そのため、本学では、学部においては、京都精華大学履修規程で年間の受講登録上限単位数の上限を 2020 年度入学生までは年間 48 単位、クォーター制を導入した 2021 年度以降の入学生は年間 40 単位に抑えることとしている（資料 4-12）。なお、卒業要件に含まれない資格課程（教職課程・図書館司書課程・博物館学芸員課程）の授業科目は上限単位に含めないこととしている。資格課程登録を行うにあたっては、学生に対するオリエンテーションにおいて、単位が卒業要件に含まれない科目があり、それらは上限単位に含まれないものであるが、卒業することが資格課程修得上の必須要件であるため、適切に学修計画を立て、計画的に各年度で単位を修得するよう指導している（資料 4-13-1,4-13-2）。

○シラバスの充実と活用

シラバスは、授業の概要に基づいて個々の授業の具体的な内容を学習方法や成績評価方法を含めて学生に明示するものであり、この内容を充実させることは授業内容を充実させる出発点である。本学では、シラバスは全学統一様式で作成している。この様式では、科目ナンバリングコード、授業科目名、担当教員名、履修可能開始学年、単位数、授業区分、開講年度といった基本情報に加え、ディプロマポリシーに定めた要素の相関する位置づけ、授業計画、授業外学習の指示、評価方法・評価基準、購入必須テキスト、参考文献等の各欄が設けられている。シラバスの作成に際しては、毎年度、シラバスの編集・公開方針・スケジ

ュールを教務委員会で確認し、シラバス入稿マニュアルを提供している（資料 4-7-1,4-7-2,4-7-3）。作成されたシラバスは教務委員会で確認された点検項目に沿って各学部・研究科・共通教育機構の各執行部が点検している（資料 4-14-1,4-14-2）。シラバス公開後の変更は原則禁止しており、やむを得ない事情により授業計画等を変更する場合にはシラバスではなく、授業内で履修者に対して資料を配布するなどして説明することを求めている。ただし、2020 年度においては新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、授業計画の変更等、大幅な変更が多数発生した。そのため、学内配信サービス機能のある「セイカ・ポータル」を通じ、履修者に対してシラバスの内容変更を周知し、シラバスの変更を行っている（資料 4-15）。

共通科目、各学部において授業内容を標準化している複数クラスを有する表現科目、グローバル科目などの科目については、シラバスを科目内で統一している。これらの科目は複数クラス開講の場合であっても統一された到達目標により実施するとともに、成績評価方法・基準等の標準化や特に 2021 年度から開設した必修科目である「デッサン」について共通理解を得るための FD の実施等による組織的な教育を行うこととしている（資料 4-16-1,4-16-2）。

■資料 4-16-3 【ウェブ】 シラバス検索サイト（セイカポータル）

○学生の学習時間確保

前述の通り、学生は 2020 年度までの学部入学生と全研究科はセメスター制とし、2021 年度入学の学部生はクオーター制を導入しそれぞれに履修上限単位を設定している。また、シラバスでは授業外学習の指示を明示することとしている。これらの取り組みを通じ、学生は十分な学習時間が確保できるよう取り組んでいる。

○初年次教育

学生の学習を活性化するうえで、高校までの学びから大学への学びへの移行を円滑に図ることは極めて重要である。そのため、本学では 1 年次第 1 クオーターにおいて必修の初年次教育に当たる科目を全学共通で配置している。単位数は第 1 クオーター、第 2 クオーター合計の上限である 20 単位の中の 10 単位にも上るものであり、全学で共通の枠組みの中で初年次教育が実施できる体制を 2021 年度から整備している。

1 年次第 1 ・ 第 2 クオーター必修科目

科目名	単位数	学位授与方針との相関				
		DP1 知識と理解	DP2 創造的思考 と考察	DP3 技術と表現	DP4 他者理解と 協働	DP5 社会への 関心と行動
フレッシャーズ・キャンプ	1	○			○	○

クリエイティブ・ワークショップ	1	○		○		○
コミュニケーションスキル1	1					○
アカデミックスキル1	1	○				○
グラフィックデザインソフトスキル	1			○		
デッサン1	1	○				
英語1または日本語1	1	○	○		○	○
英語2または日本語2	1	○	○		○	○
情報と倫理	1	○	○	○		
情報科学概論	1	○		○		

これら初年次教育においては、全学の学位授与方針における5つの項目に関して基礎的な力を身につける場として構成されている。たとえば、フレッシャーズ・キャンプとクリエイティブ・ワークショップは、DP1にあたる知識と理解と、DP5にあたる社会への関心と行動を身につけるとともに、フレッシャーズ・キャンプにおいてはさらにDP4の他者理解と協働を、クリエイティブ・ワークショップではDP3の技術と表現を身につけるための科目として位置づけている。

また全学共通の初年次教育に対して、各学部においては1年次に各分野における概論を2科目（国際文化概論1、国際文化概論2など）、歴史に触れる科目2科目（国際文化史1、国際文化史2など）を必修として配置することで、全学の学びの基礎を理解する科目構造を全学で配置している（資料4-5【ウェブ】）。

○系統的履修と一貫した小集団教育科目

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行っていくためには、体系的なカリキュラムに基づく系統的な履修が重要である。その際、一貫した小集団教育を通じた学修を支援したりすることが必要である。

本学では、一貫した専門科目における小集団科目を軸とした教育が最終的に卒業論文、卒業制作へと繋がるように設計されている。また専門教育と共通教育が相互補完される仕組みとして、アカデミックスキルを1年次の必修科目として配置するだけではなく、3年次にも必修でアカデミックスキルを2科目3年次の必修科目として配置することで、卒業論文、卒業制作に向けた本格的な調査研究に取り組むための学びを全学的に配置している（資料4-5【ウェブ】）。

○授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

本学は制作やグループワークなどを行う授業科目を多く有している。そこで、学生が履修登録をする際、授業形態上、運営に適したクラスサイズが設定された科目については「抽選科目」として通常の履修登録とは別の時期に登録を促す仕組みを整備している（資料 4-17）。また、特に学科、コース、専攻における必修の演習科目、実習科目や能力別クラスを配当する語学科目等についてはあらかじめ設定された定員に応じた登録を行うこととしている。また、授業運営上支障がないよう、開講最低人数基準を授業形態別に定め、この基準を満たさない授業科目は原則として開講しないこととすることで、授業の質を保つ工夫をしている（資料 4-18）。

<学習支援>

本学では、学習支援について正課授業との関連性を持った支援と位置付けている。従来その役割は創造戦略機構の高大接続センターと学修支援センターがこれを担っていたが、2021 年度の組織再編の際この機能を統合し、共通教育機構に学修支援部門を設置した。

この学修支援部門では、外国人留学生を対象とした日本語学修支援、多様な入学試験を通じて入学したことにより多くの学部において必要となるデッサンの基礎力を持たない学生を対象としたデッサンの基礎等を身に着けるプログラムの 2 つの軸を中心とした学修支援に取り組んでいる（資料 4-19）。

○系統的履修促進のための情報提供と指導・相談

学生の学習を教育目標の達成に繋がる形で支援していくために、系統的な履修を促進するための情報提供の充実に取り組んでいる。

系統的な履修を行うための枠組みは、各科目の履修上の分野や配当学年を示したカリキュラム表の掲載、各科目の関連性を示したカリキュラム・マップの策定、学習目標・分野に即した履修モデルの提示などを『学修のてびき』を通じて行っている（資料 1-3-1）。これに加え、各期に行う履修ガイダンスでも説明している。加えて、履修相談・指導についてはアドバイザー制度を設け、各学部の担当教員が個別に学生に対して履修相談、指導に当たる体制を整備している。

○研究指導計画等の明示と実際の指導について

研究科における研究指導計画等の明示については、あらかじめ院生に支給している学修のてびきに記載しており、周知されており（資料 1-3-1）、実際の指導もこの計画に沿って行われている。

○COVID-19 褐における教育の質を低下しないための取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響が顕著となった 2020 年 4 月、構内への入構を禁止すると共に、授業開始日を繰り下げ、4 月 20 日から遠隔授業による代替授業をスタートさせた。これにあわせて、遠隔授業に必要な機器の購入などに活用できるよう「緊急学修継続奨学金」

の支給を決定し、希望者には1人5万円の奨学金の支給を行なった。さらに、文部科学省の補助金等も活用し、授業受講用のタブレットの貸与、ビデオ会議システムの導入、サーバの容量アップ、遠隔授業ソフトウェアの導入、自宅等にインターネット接続環境が整備されていない学生のための教室開放など、ハード面での支援を実施した（資料4-20【ウェブ】）。その後、新型コロナウイルス感染症の影響が一旦収束を見せた7月以降には、遠隔授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド型の授業へと移行した。

また、日本への入国が制限された外国人留学生については、各学部の基幹科目について補講を実施するなど、教育の質を低下させない取組を行なった。

<FDの組織的推進>

本学では「京都精華大学FD委員会規程」に基づき、FD委員会を中心となっているFD活動に取り組んでいる。FD委員会は教務部長を委員長としており、同じく教務部長を委員長とする教務委員会と連携体制が整備されている（資料4-21）。

2020年度は、「授業評価アンケートの実施」「研修会等全学のFD活動の実施」「半期に1回実施を義務とした各学部・研究科FD活動の実施」「学外のFDセミナー等の案内」を軸としてFD活動に取り組んだ（資料4-22）。

科目レベルでの授業内容については、2020年度はセメスターごとの全学的な授業評価アンケートにおいて、シラバスの遵守、授業外の学習、到達目標の達成度、学びへの役立ちなどについての学生の認識を把握し、その結果をウェブサイトにて公表している（なお、2021年7月1日時点で公表しているのは2019年度分まで）（資料2-11【ウェブ】、4-23-1【ウェブ】、4-23-2、4-23-3）。その内容は、FD委員会でも共有されている（資料4-24）。2020年度後期のアンケート結果としては回答率42.6%（2019年度後期は38.3%）であり、その数値は決して高いものではない。実施の意義の教員への説明を通じ引き上げを図る必要がある。また、実施期間後、アンケートを実施したすべての教員に、項目ごとに学生の回答を数値に換算した値と自由記述内容を送付し、自らの授業の特徴を認識して改善に結びつけるための材料を提供している（資料4-25-1、4-25-2）。教員に対しては提供した情報の中で改善を要する点などの回答を要請しており、その内容についてもFD委員会で確認をしている（資料4-24）。加えて、各学部・機構における特徴的な科目を対象とした授業公開・授業参観を実施している。2020年度は新型コロナウイルスの感染が拡大した関係で、開講形態等が流動的なこともあり、実施が見送られたが、2021年度は学部専門科目と密接に関係した共通教育科目を把握するための仕組みとして実施している（資料4-26）。

カリキュラム・レベルの取り組みとして、各学部・研究科の執行部によって教育課程の編成・実施方針の見直しを行っている。ただし、全学的なカリキュラムの見直しを行った2021年度施行分に関しては、先行して準備を進めていた国際文化学部、メディア表現学部のポリシーと合わせる形で学位授与方針とともにこの内容を修正した関係で、教務委員会で改定を確認した上で各学部と事務所管である教学グループとの間で調整後、策定した（資料4-

2-6,4-2-7)。学位授与方針に基づくカリキュラム・マトリクスに関しては、教務委員会での依頼を経て、各学部で検討の上、毎年度、その内容の適切性を確認し、改善に取り組んでいる（資料 4-2-7）。

○各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証組織との関わり

各学部・研究科では個別に自己点検評価報告書を策定している。自己点検評価・実施委員会では提出された各学部・研究科の報告書をとりまとめ、適切な運用であるかを確認している。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価および単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの認定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に係る全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<成績評価、単位認定の適切性>

大学における成績評価は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた当該科目・授業の位置づけにふさわしい到達目標に照らして、学生の学習到達度を評価して行うものである。本学では、点検・評価項目②のカリキュラム・マップ、点検・評価項目④のシラバスの箇所で記載しているとおり、各授業の到達目標および成績評価方法・基準は全学方針に基づいて策定又は点検を行ったうえで確定している。また、いったん学生に公開した成績評価方法・基準の変更は原則認めていない。成績のグレードについては、学則において粗点との対応関係を明記し、絶対評価として行うこととしている。具体的には、100 点法で、S は 90 点以上、A は 80～89 点、B は 70～79 点、C は 60～69 点、F は 60 点未満に対応している。このうち F は不合格として単位を授与しない（資料 1-1-1【ウェブ】）。

受講者が、成績について疑義がある場合には翌学期開始後 1 か月以内に担当教員へ問い合わせることとしている。担当教員が専任教員ではない場合には教務チームで「成績質問票」

に内容を記入し、提出すること、としている。この制度については学修のてびきに明記し、学生に公表している（資料 1-3-1）。

授業科目担当教員が、1度つけた成績を変更せざるを得ない場合は、文書による理由説明を記載して事務局である教学グループ教務チームへ届け出る必要がある（資料 4-27-1,4-27-2）。

GPA については、S を 4、A を 3、B を 2、C を 1、F を 0 として、全学統一の計算式により算出している。GPA は各種奨学金の選考などで用いられている（資料 1-1-1【ウェブ】1-3-1）。

留学時の単位認定や海外大学等で実施する科目については、留学先で修得した授業科目と本学での認定科目とを確認し、教務委員会で審議の上、認定している（資料 4-28）。

また、2020 年度に教務委員会規程を見直し、委員会の所管業務に成績評価に関する事項と、単位認定に関する事項を定めることで成績評価、単位認定の所管が教務委員会にあることを規程上に明記した（資料 4-29）。学則に基づき、シラバス作成の際、評価方法・評価基準の明示を指示している。その際、本学の授業科目では授業の出欠を成績評価上の点数に組み込むことができないことを注意している（資料 4-7-2）。さらに、毎期末に授業科目担当教員への成績入力を依頼する際には、評価基準等を示し、適切な評価を行うことを要請している（資料 4-30）。2020 年度に新たに「京都精華大学各種試験およびレポート等における不正行為に関する規程」を制定した（資料 4-31）。試験やレポート等における不正行為が発覚した場合の対応についてまとめたものであり、学生には学修のてびきに掲載することで周知し、従来以上に単位認定上の運用を厳格化させた（資料 1-3-1）。

<学位授与の適切性>

○学部

教育課程の修了並びに学士の学位授与は教授会の議を経て学長が決定する（資料 1-1-1【ウェブ】）。本学では、学則に定める卒業要件の充足をもって、当該学部の教育目標を達成したとみなし、学士の学位の授与を行うことを、各学部の学位授与方針において明記している。教授会は、対象となるすべての学生について、この要件に基づいて厳正に卒業合否の判定を行っている。卒業要件については、『学修のてびき』において学生に周知し（資料 1-3-1）、履修ガイダンスにおいて説明を行っている。教育課程の編成・実施方針の項目で述べたように、『学修のてびき』においては卒業要件の充足、より具体的には科目群ごとの所定の単位の取得により教育目標を達成したとみなす根拠として、カリキュラム・マップにより、個々の科目および科目群の取得が主として教育目標のどの項目に関わるものであるかを示している（資料 1-3-1）。

本学では、学士課程での学びの最終的な到達点を明確にする観点から、各学部において「卒業時の質保証を行う手立て」として卒業論文または卒業制作を必修科目で配置することとしている。

論文の審査において、人文学部はすべての卒業論文について、2名の査読者（履修者の所属する専攻の教員1名・人文学部教員1名）によって査読され、評価される。この評価方法はシラバスでも明記されており、学生にあらかじめ周知されている（資料4-32）。他の学部においても卒業論文または卒業制作の評価は複数人の評価者によって評価することで、客観性及び厳格性を確保している（資料4-2-5）。また、2020年度から全学で卒業論文、卒業制作についてループリック評価を導入した（資料4-33-1,4-33-2,4-33-3,4-33-4,4-33-5,4-33-6）。加えて、卒業論文、卒業制作について、「京都精華大学展」と銘打ち、期間中、全学部について学外者に公開している（資料4-34）。

○大学院

本学では、4研究科のすべてにおいて、修士課程においては、大学院学則に定める所定単位の取得及び修士論文または修了作品の提出と審査の合格をもって、博士課程においては、大学院学則に定める所定単位の取得及び博士論文の提出と合格をもって、当該研究科の教育目標を達成したとみなし、それぞれの過程に応じて修士または博士の学位の授与を行うことを各研究科の学位授与方針において明記している（点検・評価項目①参照）。

また、修了要件ならびに学位論文等の作成にあたっての学位論文の作成等に対する要領を『学修のてびき』にて明記している（資料1-3-1,1-3-2）。

学位論文等の審査基準については全研究科で作成している（資料4-35-1,4-35-2,4-35-3,4-35-4,4-35-5）。修士論文・修了作品の提出の前提として、学会、報告会、展覧会等により、自らの研究成果を学内外に発表することを定めている（資料4-35-1,4-35-2,4-35-3,4-35-4,4-35-5）。

学位論文の審査は、学位規程に基づき、主査と副査からなる複数の審査委員による口頭試問の実施、審査報告書の作成、研究科委員会における審査報告書の審議と合否の判定という順序で厳正に行われる（資料4-36【ウェブ】）。学位授与は研究科委員会での審議を経て、学長が決定する（資料1-1-2【ウェブ】）。

本件に関して、大学基準協会に2019年度に提出した第二期認証評価に関する改善報告書において、本学として制度化している「特別研究生」制度について退学後に特別研究生として在籍している学生に対し、論文を提出し合格した場合に課程博士を授与している現状の対応は適切ではないという努力課題として指摘を受けており、本制度を段階的に廃止することとなった（資料2-6,4-37-1,4-37-2）。

芸術研究科博士課程前期、デザイン研究科修士課程、マンガ研究科博士課程前期においては、その修了作品を京都精華大学展において学内外に公表している。

学位論文に合格した博士論文については、学位規則（文部科学省令）に基づき、公表を差し控える特別な事情が認められる場合を除いて、全文を京都精華大学情報館ウェブサイトにおいて公表し、研究成果の社会への還元に努めている（資料4-38）。

本学では、学位規程において、「不正な方法によって、学位の授与を受けた事実が判明したとき」が学位を取り消し、学位簿より削除し、学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表

することとしている（資料4-36【ウェブ】）。

■資料2-11 大学情報の公表【ウェブ】

<全学内部質保証推進組織との関わり>

成績評価、単位認定および学位授与の適切性については、各学部、研究科に状況を報告書として提出させ、実施委員会にてその適切性を確認している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握および評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性の強いものにあっては、当該組織を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

«学習成果の測定方法例»

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握および評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

<学習成果の適切な把握・評価>

○学部

学習成果とは、各学部が学位授与方針に定めている教育目標の達成であり、学部が定める教育目標が達成されたか否かは、端的には、卒業（学位取得）の認定によって判断される。上述のように、本学では、すべての学部が、教育目標を達成した者に学士の学位を与えることを学位授与方針において明記し、この方針に基づいて適切に学位の授与を行っている。その意味で、学習成果の最終的な評価は卒業の認定に集約されるが、そのことは、カリキュラムや卒業条件の教育目標との関係での適切性の検討、個々の教育目標の達成の程度・水準や達成状況の学生間の分布の把握などの検討を不要にするものではない。

本学では2019年度まで、各期において各学部、機構の開講する科目の中で基幹となる科目に関する学習成果を学内外に公表する「学修成果確認発表週間」を設け、他の学部の学生、教員が相互に学びの特色を知り、発表、報告会に参加することで相互に刺激を与えるとともに、その成果の相互把握、評価ができる機会を設けた。2020年度以後は新型コロナウィルスの感染が拡大する中、この確認発表週間の実施が困難となった。これに代わる取り組みと

して、まず 2020 年度から学習成果の可視化をめざし、学修ポートフォリオを導入した。この学修ポートフォリオは、各学部におけるカリキュラム・マトリクスに基づいたレーダーチャートでのディプロマポリシーの各構成項目の修得状況を学修者と指導に当たる教員が把握するために導入したものである（資料 4-39）。さらに、前述の通り卒業論文・卒業制作に関して、全学でループリック評価を導入した（資料 4-33-1,4-33-2,4-33-3,4-33-4,4-33-5,4-33-6）。これにより学士課程での学びの最終的な到達点を明確にする観点からの必修科目にあたる卒業論文・卒業制作についてその評価がより客観的に設定することができた。

また、主観的データとして、入学時アンケート、キャンパスライフアンケートと、卒業時アンケートを全学で実施している。その中では「多様性を理解する力」「専門知を活用する力」など、学位授与方針に結び付く各種要素について、自身として身についたと実感できるかを、毎年度聴取している（資料 1-6-1,1-6-2,1-6-3【ウェブ】）。各授業科目におけるループリック評価の活用については、これを段階的に進めるため、2021 年度第 3Q または 2021 年度後期より全学共通のレポートおよびプレゼンテーションにかかるループリックを作成し、各授業担当者に対してこれを活用や参考することを推奨している。

著しく学修状況に問題のある学生の洗い出しのため、各期の授業開始後に開催する教務委員会において各学部に対して調査を依頼している。対象となるのは進級要件の対象となる必修あるいは選択必修科目であり、授業第 2 週を基準日として出席状況等を調査することとしている。対象となった学生については各学部において学生指導等の面談を行ったうえ、各学部教務主任がこれをとりまとめ、事務局である教学グループ教務チームに提出し、教務チームはこれを教務委員会において情報共有を行っている。本人の欠席が続き連絡が取れない場合においては、教務チームから学費支弁者へ書面を送付し、状況確認を行う。書面を受け取った学費支弁者からの催促を経て連絡が取れた学生については担当教員が面談を行うこととしている（資料 4-40）。また、第 1Q・第 2Q または前期 GPA が 1.5 未満の学生に対して第 3Q または後期オリエンテーションにおける個別指導を行うこととしている（資料 4-41）。

2021 年度からはこれに加え、汎用的能力を測定するアセスメント・テストである GPS-Academic を全学で導入した。2021 年度の対象は 1 年生としている。今後、対象年次を拡大することで経年的な学習成果の測定を行っていく計画である（資料 4-42）。今年度実施分に関しては、教学運営会議、教務委員会、専任教員・特任教員が出席する全学の教員会議でもその結果は共有された（資料 4-41,4-43-1,4-43-2）。

○大学院

研究科の学習成果は、課程に占める学位論文または修士論文・修士作品の比重の大きさに照らして、可能な限り学位論文または修士論文・修士作品の審査に集約することが自然であると思われる。論文審査については、審査基準を定め、厳格にこの基準に従った審査を行うこととしている（資料 4-36【ウェブ】）。

修士課程、博士課程前期においては、各研究科において7月～11月に中間報告会を実施し、進捗を把握している。その後、人文学研究科においては1月に最終報告会を実施している。1月～2月に全研究科ともに学位審査会を実施している。芸術研究科、マンガ研究科においては2月に修了制作展において、作品を学内外に公開している。これら修士論文・修士制作に関連した諸活動を通じた学習成果の把握・評価に全研究科に置いて取り組んでいる（資料1-3-1）。

博士課程後期においては、1年次前半に研究計画書を提出させ、1年次2月に公開報告会を実施している。2年次または3年次に予備審査会を実施し、最終的に3年次2月に学位審査会を実施する流れとなっている。この流れの中で学位論文に関する学習成果の把握・評価に取り組んでいる（資料1-3-1）。

<入学時アンケート、キャンパスライフアンケート、卒業時アンケートについて>

前述の通り、本学では毎年度、入学時アンケート、キャンパスライフアンケート、卒業時アンケートを通じ、在学中あるいは卒業時における学生の成長実感調査を行っている。成長実感については「大変身についた」から「全く身についていない」の4段階での自己評価を行っている。

2020年度までの経年での特徴として、入学時アンケート、キャンパスライフアンケート、卒業時アンケートとともに「他者と協働する力」「社会と他者に貢献する力」がいずれの学部においても低い傾向にあった（資料1-6-1,1-6-2,1-6-3【ウェブ】）。

この傾向をふまえ、2021年度からのカリキュラムにおいて、全学科目として「社会実践力育成プログラム」を開設するに至った（資料4-5【ウェブ】）。

また、1日の予習・復習時間に関しては、0時間、1時間以内という回答が2018年度以降減少傾向にあり、一方で2時間以内、あるいは4時間以内という層が増加傾向にある。本学は芸術学部、デザイン学部、マンガ学部、ポピュラーカルチャー学部といった作品制作に取り組むことを軸とした学部が多いことに加え、2020年度は新型コロナウイルスの影響による対面での授業が減少していた時期も多くあったことからも、授業外学習に取り組む学生が増加したことが想定される（資料1-6-2【ウェブ】）。

<学習成果の測定結果の適切な活用>

各種アンケートなどを通じた学習成果検証の目的は、直接的には、学生の学びと成長を教育目標に照らして評価することである。同時に、検証を通じて確認された成果や課題は、カリキュラムの部分的な見直しや中長期的な改革の材料として役立てることができる。これまでの本学での各学部の改革は、一方では、現行カリキュラムのさらなる発展や新たな展開のために、他方では、現行カリキュラムのもとで生じている部分的見直しでは対応困難な問題を解決するために立案・実行してきた。年々の教学総括・次年度計画概要は改革検討の土台をなすものであり、多くの学部で、1つのカリキュラムが完成年度を迎えた前後から議

論を始め、数年の検討を経て次期の改革案を確定するというサイクルで回っている（点検・評価項目⑦参照）。

点検・評価項目⑦：教育課程およびその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<根拠資料に基づく点検・評価および改善・向上>

本学では、すでに確定している3つのポリシーやカリキュラムを前提に、その点検・評価を行って改善に活かしていくために、(1)全学レベルとしては、卒業時アンケートなどの各種指標をふまえた3つのポリシーの定期的な点検、(2)学位プログラムレベルでは、キャンパスライフアンケートなどの各種指標をふまえたカリキュラム・マトリクスの点検を行い、その点検をふまえ、翌年度の開講科目数等を各学部で検証している。(3)授業科目レベルでは、授業評価アンケートをふまえた各授業科目の点検を行っている（資料4-2-7）。

毎年度の点検・評価にあたっては、常務理事会、学長・副学長・各学部長・各研究科長・教務部長・各機構長らによる教学運営会議やFD委員会、教務委員会、全学教員会議においてアンケートや各種指標を共有し、一方の教務委員会において3つのポリシーとカリキュラム・マトリクスの点検指示を教務部長から教務主任、機構長へ依頼し、各学部、機構においては各学部の学部運営会議、共通教育機構会議においてその内容を検証することとしている。2021年度はさらに自治体職員や企業出身者などで構成される地域連携協議会においてもキャンパスライフアンケート、卒業時アンケートなどと、2021年度カリキュラム改革について意見を得、その結果は実施委員会にて報告された（資料4-2-6, 4-43-2, 4-44-1, 4-44-2, 4-44-3, 4-44-4, 4-44-5, 4-44-6）。

また、退学率、進路決定率、入学者数の三大指標などの各種指標などに著しく問題がある場合には、その報告を受けた常務理事会が主導で新たに学部の開設や学部の廃止等も含めた検討を行っている。

本学では毎年度、教育課程の編成・実施方針に基づく具体的実践として、開講する科目、クラス数、時間割編成計画を決定している。この計画は、毎年前期に全学的な開講計画の策定を教務委員会で審議し、決定する（資料4-41）。教務委員会を通じて各学部、各研究科、共通教育機構の教務主任、教務担当者、機構長へ開講計画の立案が指示され、各学部、研究科、機構では、この依頼を受けた検討を行う。この計画について、毎年度前期末から後期にかけて教務委員会へ集約され、審議される。決定した開講計画は常務理事会へ上程され、常務理事会の決議を経て、非常勤講師への依頼等へ進行する（資料4-45）。

本学では、授業の適正な履修者数を「京都精華大学開講基準」として定めており、この基

準を満たさない授業科目に関しては、開講しないことを定めている。ただし、各学部における進級要件に関する必修科目や資格課程上必修となる科目など、特段の事由が伴う場合は常務理事会の決議を経て開講を認めている（資料 4-46）。

教育課程・学習成果全体の各学部・研究科の取り組み状況については、各学部・研究科から自己点検・評価報告書を出させ、これを実施委員会でその適切性を確認している（資料 2-9）。

<外部評価委員会による外部評価の活用>

外部評価委員会は、本学が行う自己点検・評価に関する評価を行うため、理事長の諮問機関として設置している。本期の外部評価委員会は 2021 年 12 月から 2 月に実施された。外部評価委員会は、5 名の委員（委員長は半田滋男氏・和光大学表現学部教授）から構成され、内部質保証と学習成果に重点を置いた評価を行った。評価は、本学自己点検・評価実施委員会が作成した 2021 年度自己点検・評価報告書を踏まえた書面評価をふまえた所見をとりまとめ、その内容をふまえたオンラインによる面談が行われ、その結果は議事録として確認された。

外部評価委員会の結果は、自己点検評価実施委員会で確認され、外部評価委員によって付された意見への対応について確認された（資料 4-47-1,4-47-2,4-47-3）。

(2)長所・特色

本学では、人材育成目的・教育目標・3つのポリシーの設定から検証・改善サイクルの確立へと段階的かつ継続的に取り組みを進めてきた。この面での本学における取り組みの基本的な特徴として、以下の点を挙げることができる。

第一に、学部・研究科の教育のそれぞれの専門分野の特性を踏まえた多様な展開を尊重しつつ、そのような学部・研究科ごとの多様な学びを表現し説明するための共通の枠組みを着実に構築してきたことである。教学面での全学的な政策決定・調整機関である教務委員会が提示する全般的方針に沿って、人材育成目的、教育目標、3つのポリシー等の教育課程の基本的なあり方に関する文書の策定と改定に加えて、多くの学部・研究科において、カリキュラム・マップ、カリキュラム・マトリクス、授業の目的・到達目標の整備を通じて、教育目標と個々の科目（群）の関係、カリキュラム全体のなかでの科目（群）間の繋がり、個々の科目の到達目標が明確化されている。これにより、カリキュラムの中での位置づけおよび到達目標に基づいて個々の授業を実施するための条件が整備されている（資料 1-3-1,4-5【ウェブ】 ,4-7-1）。

第二に、リベラルアーツへの対応として、共通科目 50 単位を卒業要件として全学で配置し、「深く広い教養と見識」が身につくよう体系的な科目構成を置いている。中でもその中のリベラルアーツ科目については、8 科目の必修要件を定め、全学部が等しくリベラルアーツの基礎を身つくことのできるよう科目を構造化している（資料 4-5【ウェブ】）。

第三に、グローバル化への対応として、全学の必修科目として「日本文化概論」「グローバル化と社会」を必修科目として配置し、世界の諸文化との共存と連携をめざしたカリキュラム構造をしている。加えて、海外の協定先も拡大を進めている。2021年2月現在において46機関と協定を交わしている（資料4-5【ウェブ】）。

第四に、表現の大学を目指す取り組みとして、2021年度からの共通教育科目において、表現科目群を置きさらにその必修科目として8科目を配置し、全学部で表現活動のために必要な基礎的な素養を身に付ける素地を設けている（資料4-5【ウェブ】）。

第五に、学部での学びを社会的自立に結び付ける能力の育成について、各学部の人材育成目的・教育目標に基づき、正規課程において、全学科目において「キャリア科目」と「社会実践力育成プログラム」を置き、講義やインターンシップ等の形で実施していることである。能力の育成はこれらの正課科目と正課外の企画や制度の両面にわたって関連部局の連携のもとに取り組まれている（資料4-5【ウェブ】）。

第六に、授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置として、各時点での学びの質を高めるための単位上の受講登録上限の設定、全学統一の様式によるシラバスの充実、初年次教育における小集団科目の組織的運営、4年間を通じて系統的に学ぶ仕組みの形成などがある（資料4-7-2,4-12,4-48）。

第七に、学位の授与について、学部では、単位の取得により教育目標を達成したとみなす根拠をカリキュラム・マトリクスによって明示するとともに、卒業時の質保証の観点から学びの集大成として卒業論文・卒業制作を位置づけ、必修として配置するとともに、その評価基準をループリックとして整備した。大学院では、すべての研究科が修士論文・修了作品・博士論文の提出を必須としており、博士論文においてはその審査基準を作成・公表し、それらの基準において、剽窃のチェックを含む厳格な審査を行っている（資料4-5【ウェブ】 ,4-33-1,4-33-2,4-33-3,4-33-5,4-33-6,4-35-1,4-35-2,4-35-3,4-35-4,4-35-5）。

第八に、すべての学部において、教育目標の諸項目の達成について、各項目のカリキュラム体系における位置づけを踏まえ、成績評価や単位取得状況、4年次必修科目である卒業論文・卒業制作のループリック評価等の客観データおよび全学的な各種アンケート等の主観データの分析に基づく総合的な評価検証を行っていることである。検証の結果として、すべての学部は、教育目標がおおむね達成できていると判断している（資料1-3-1,1-6-3【ウェブ】 ,4-33-1,4-33-2,4-33-3,4-33-5,4-33-6）。

第九に、毎年度の教育課程の編成・実施方針に基づく具体的実践として、開講する科目、クラス数、時間割編成計画を策定しており、この計画は、教務委員会で審議ののち、常務理事会の決議を経ることとしている。退学率・入学者数・進路決定率の三大指標などの面で著しく課題がある場合には、常務理事会主導により新たな学部の開設や学部の廃止などを検討し、理事長のもと、学長を中心とした再編計画が策定され、進められている（資料4-45,4-48,4-49）。

(3)問題点

問題点の第一は、学生のキャンパスライフアンケートにおける平均的な授業外学習時間が、様々な取り組みを通じて若干の改善傾向を見せながらも、授業の予習・復習や授業内容に関わる発展的な学びに本来必要と思われる時間（単位制度が前提とする 1 単位あたりの学習時間）に対してまだ十分とは言えないことである（資料 1-6-2【ウェブ】）。一方でキャンパスライフアンケートを取得した段階では年間の単位上の受講登録上限の設定が 48 単位であった。2021 年度入学生からは年間上限を 40 単位に削減したことから、今後、より適正な学習時間の設定について年次進行を経ながら取り組むことができることとなった。毎年度のキャンパスライフアンケートを通じた学習時間の状況を引き続き点検しつつ、改善に取り組んでいくこととする。

第二は、カリキュラム体系化の一方では、カリキュラム改革と学期制の見直しに伴う、学科・専攻・コース等の履修上の区分が増加し、新旧カリキュラムの経過的な併存により、カリキュラムが全体として複雑化しそれに伴い開講授業科目数が増大する傾向が生じていることである。そのことにより、科目担当における専任率の改善を妨げ、専任教員の中には著しく担当科目数が過多な者も出だしている。教学の DX 化の促進の中で遠隔での授業開講が増え、新校舎の建築を進めたことにより、施設面での負荷はある程度制御できてはいるが、COVID-19 の影響により 1 教室あたりの受講者の定員にも大幅な制限が加えられており、予断を許さない状況が続いている。今後、年次進行の中で一定の改善が見込まれる一過性の面があるが、今後少なくとも 2 年は引き続き、課題が残ることとなる。

今後、発展的に取り組むべき課題としては、教学改革の中で新たに置かれた科目などについて、FD を通じた学内共有と授業改善を継続的に行わねばならない。すでに 2021 年度から、初年次の必修科目に関する FD 研修を実施、各学部の取り組み状況などが共有され、相互の改善へ活かされる機会を設けている。引き続き取り組んでいかねばならない。

第三に、学習成果の検証についてである。2021 年度から GPS-Academic を 1 年次に全学で実施しており、来年度以降段階的にその範囲を拡大していく計画である。継続的に対象者の成長度を測ることで、より客観的な学習成果の確認を取れる体制となるが、未だ開始したばかりでありその有効性などについては今後確認をしていくこととなる。昨年度から取り組んでいる卒業論文・卒業制作のルーブリック評価等とあわせて一体的な検証体制について進めていくこととする。

(4)全体のまとめ

本学では、教育の基本方針に関する覚書、教育理念および京都精華大学学則・京都精華大学大学院学則に定める人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に基づき、それに照応した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を、教務委員会を軸に各学部・研究科で策定・公表し、継続的な点検と改定を行っている。近年においては、カリキュラム・マトリクス、シラバスの改善活動を通じて教育目標とカリキュラムの関連性およびカリキ

ュラムの体系性を高めるとともに、VISION2024SEIKAに基づくリベラルアーツ、グローバル、表現に関する教育科目や学部での学びを社会的自立に結び付ける能力の育成のための科目の多様な展開を組み込むことにより、厚みと広がりのあるカリキュラムを構築している。

学生の学びの活性化の面では、単位数やシラバスに関わる制度・枠組み、大学での学びの起点となる初年次教育、入学から卒業までの一貫した小集団科目、主体的な学びの組織として多様な取り組みを行い、特色ある授業を開催し、カリキュラムとシラバスに沿って適切に授業を行うためのFDを推進している。

本学における学位授与は、制度上、学則、大学院学則、学位規程に基づいて、内容としては教育目標や卒業論文・卒業制作・学位論文のルーブリック評価や審査基準に照らして、厳正に判定されている。学部卒業時の質保証の面では、全学で卒業論文・卒業制作を必修化しており、大学院の研究指導は研究指導計画書に沿って行われ、学位論文の審査基準および遵守すべき研究倫理については院生に対して適切に説明がなされている。

学習成果については、各学部は教育目標の各項目について成績・履修に関わる客観的データと学生の自己認識を示す主観データの検討に基づいて達成度を総合的に評価するとともに、相対的に達成度が低い項目について課題の検出を行っている。研究科においても、学位論文の評価を中心に据えつつ検証している。学習成果の検証結果は、カリキュラムの見直しや改革の検討材料として活用される。

カリキュラムの定期的な点検・評価という点では、学部・研究科は自己点検評価報告書を実施委員会に提出しており、毎年度の点検評価活動として取り組みを始めている。一方で退学率・進路決定率・入学者数の三大指標やそれに関連した各種指標において著しく課題のある学部については、常務理事会を中心とした再編が検討されることで、大幅に定員充足率の低い学部などは廃止、一方で社会的な動向などをふまえた新学部の設置等が取り組まれている。また、学部再編の伴わないカリキュラム改善に関しては、教務委員会での議論を経、適宜必要に応じて学則改定を通じた改善に取り組んでいる。2021年度の新学部開設と全学教育科目の見直しなどにより、開講科目数の一時的な増加が生じているが、専任教員の採用や選択科目の非常勤講師の配置などを通じ、対応に取り組んでいる。こうして、本学では点検・評価を、さらなる発展や課題の解決のための制度変更と結び付けている。

以上のことから、課題はいくつか存在するが、教育課程の編成・実施および学習成果の把握・評価は全体として適切に行われていると判断できる。

今後は、内部質保証に基づく学習成果の可視化や教学マネジメントの取り組みをさらに加速させ、教育改善を全学的に取り組んでいく。

第5章 学生の受け入れ

(1)現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定および公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学生の受け入れ方針の設定・公表>

本学のアドミッション・ポリシーは以下の通りである。

○全学部

領域1 知識・理解・技能

- 1 高等学校の教育課程における基礎学力・技能を有している

領域2 思考・判断・表現

- 1 身近な問題について、知識や情報をもとに筋道を立てて思考できる
- 2 他者の意見を理解し、自分の考えをわかりやすく表現できる

領域3 関心・意欲・態度

- 1 新しい領域や多様な人々に対して先入観なく向き合い、生涯にわたって学習を継続する意欲がある

- 2 学びたい学部・学科の知識や経験を社会で活かしたいという目的意識を持っている

○全研究科

本学大学院の各研究科・専攻の専門領域に強い関心を持ち、将来その領域において研究・実践を行う明確な意志を持つ者。

○人文学研究科

人文学研究科の研究領域に強い関心を持ち、将来その領域において研究・実践を行う明確な意志を持つ者。

○芸術研究科（博士課程前期）

芸術研究科の各専門領域に強い関心を持ち、将来その領域において研究・実践を行う明確な意志を持つ者。

○芸術研究科（博士課程後期）

芸術領域、デザイン領域、メディア領域の研究に強い関心を持ち、将来学術研究者として新たな研究の領域を摸索していくことに強い意志を持つ者、研究・制作面において自立的に活動を実践するための能力を有する者、を広く国内外から受け入れる。

○デザイン研究科

デザイン研究科デザイン専攻あるいは建築専攻の専門領域に強い関心を持ち、将来その領域において研究・実践を行う明確な意志を持つ者。

○マンガ研究科（博士課程前期）

理論系

マンガ・アニメーションの先行研究をめぐる基礎知識、および学術論文の作成能力を持つ者。広義のマンガ領域に強い関心を持ち、将来その領域において研究・実践を行う明確な意志を持つ者。

実技系

マンガ領域における専門知識・技能について理解する能力があり、作品制作において高い構想力を持つ者。将来その領域において研究・実践を行う明確な意志を持つ者。

○マンガ研究科（博士課程後期）

- 1) マンガ・アニメーションに関する高度な表現の技術や理論を研究しようとする人。
- 2) 学術論文を執筆するための基礎学力とマンガ・アニメーションの先行研究における幅広い知識を持ち、他領域との接続や融合による多角的な視点で研究する能力を有する人。
- 3) 自立して創作、研究活動を持続し、文化の創造と発展に寄与しようとする人。

各学部・研究科は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針をアドミッション・ポリシーとして規定している。これを大学のWEBサイト、入学試験要項、学修のてびきにおいて、受験生に加え、学生、社会に対して広く公表している（資料 1-3-1,4-3【ウェブ】 ,5-1-1,5-1-2,基礎要件確認シート表 12）。

<入学試験要項における求める学生像の明示>

各学部・研究科は、入学前の学習歴や学力水準・能力等を求める学生像としてアドミッション・ポリシーに定め、入学試験要項において出願資格、判定方式とともに明示している。入学を認める判定方式については、学部においては、過去の入学制度に基づいた入学者の動向を入試委員会で検証し、その結果をもとに入学者選抜計画を策定し、常務理事会にてその計画の承認を得る形としている（資料 3-4-1）。

各学部・研究科ともに入学試験方式については、入学試験要項およびWEBサイトにおいてその内容を明示している（資料5-1-1,5-1-2,5-2-1,5-2-2）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<アドミッション・ポリシーやVISION2024SEIKAに基づく学生の受け入れ>

本学では、各学部・研究科ともにアドミッション・ポリシーに基づき適切に学生を受け入れられるよう、一般選抜試験のほか、総合型選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用、外国人留学生等、様々な能力を持った学生を受け入れるための入学者選抜制度を設けている（資料5-1-1,5-1-2,5-2-1,5-2-2,5-3-1,5-3-2）。

学部向けの入試内容

名称・種別	試験形態	試験科目・配点
総合型選抜1期A日程	体験授業	体験授業 200点 自己紹介・志望理由 50点
総合型選抜1期B日程	体験授業	体験授業 200点 自己紹介・志望理由 50点
総合型選抜2期	プレゼンテーション	発表計画 50点 プレゼンテーション 200点
学校推薦型選抜A日程	調査書・面接	自己紹介・志望理由 40点 調査書 50点 面接 160点
学校推薦型選抜B日程	調査書・選択科目	調査書 50点 選択科目（1試験科目）200点
指定校推薦入試	面接	
一般選抜1期A日程	面接	自己紹介・志望理由 40点 面接 160点
一般選抜1期B日程	選択科目	選択科目（1試験科目）200点

一般選抜 1 期 C 日程	学力試験	2 科目選択 200 点
一般選抜 2 期	学力試験	2 科目選択 200 点
一般選抜 3 期	面接	自己紹介・志望理由 40 点 面接 160 点
大学入学共通テスト利用入試		合計 200 点
外国人留学生入試 1 期 A 日程	面接	自己紹介・志望理由 40 点 面接 160 点
外国人留学生入試 1 期 B 日程	選択科目	1 試験科目 200 点
外国人留学生入試 2 期 A 日程	面接	自己紹介・志望理由 40 点 面接 160 点
外国人留学生入試 2 期 B 日程	選択科目	1 試験科目 200 点
外国人留学生入試 2 期 C 日程	学力試験	2 教科選択 200 点

上記に加え、編入学試験・海外帰国生徒・社会人入試等を実施している。

研究科向けの試験内容

○博士課程前期・修士課程

一次審査 研究計画やポートフォリオなどの書類審査・動画審査

二次審査

研究科・分野	試験科目
芸術研究科 実技系	小論文 面接および作品審査
理論系	論述 英語 口述試験
デザイン研究科 実技系	小論文 面接および作品審査
理論系	論述 英語 口述試験
マンガ研究科 実技系	小論文およびイメージ画 面接および作品審査
理論系	口述試験
人文学研究科	面接

○博士課程後期

研究科・分野	試験科目
芸術研究科・マンガ研究科とも	外国語 口述試験

<授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

本学では、学生の受け入れにあたっては、入学金・年間授業料・諸費（同窓会費・教育後援会費）及びパソコン等機材の購入費用等について本学ウェブサイト、入試要項、学修のてびきに明示し、広く情報を提供している（資料 5-4-1,5-4-2,1-3-1）。

経済的支援に関しては、成績優秀者等を中心とし、大学独自に取り組んでいる。また、自然災害等の被災者に対する学費減免救援措置、本学で特に力を注いでいる海外留学希望者を対象とした学修奨励奨学金制度などを設けている。加えて、本学は文部科学省の高等教育の修学支援新制度対象大学であることから、経済的な理由により進学が困難な学生の経済的負担の軽減制度も活用した学生支援に取り組んでいる。また、本学に多く在籍している外国人留学生に対しても成績優秀者や日本留学試験(EJU)の成績優秀者等への特待生制度に加え、国内学生を対象とした制度と同様に、海外プログラム履修者や自然災害等被災者に対する救援措置などを設定している。これらの内容は、本学ウェブサイトとともに入試要項、大学案内冊子、学修のてびきにも明示し、学生や受験生に広く情報提供をしている（資料 5-1-1,5-1-2,5-5-1,5-5-2, 1-7,1-3-1）。

<外国人留学生の受け入れ>

VISION2024SEIKAにおいて、国際的キャンパスの創出として、留学生受け入れの一層の拡大を図ることを掲げており（資料 1-8-1【ウェブ】）、2018 年度実施の学部の 2019 年度入学試験から、外国人留学生について大幅に受験機会を拡大することとした（資料 5-6）。2018 年度入学者 716 名のうち、外国人留学生は 146 名（20.4%）であった。受験機会を拡大した 2019 年度以降、2019 年度は入学者 880 名中 269 名（30.6%）、2020 年度は入学者 1018 名中 286 名（28.1%）と堅調を維持している。

一方で増加する外国人留学生の中には、学部入学者選抜において、日本語能力について、本学で学習する際に十分な能力を身に着けていない学生も一定数入学している場合があった。そこで、2020 年度に実施した 2021 年度入学試験から、日本語能力に関して、従来の出願条件を見直し、日本留学試験（EJU）で出願している場合について読解と聴解・聴読解の合計が 220 点以上かつ記述が 25 点以上という条件を新たに 1 年次入学予定者への出願条件とした。また編入学生に関しては、同じく EJU で出願している場合について、読解と聴解・聴読解の合計を 240 点以上かつ記述が 30 点以上を出願条件とすることで、入学試験そのものでは図ることが難しい場合のある日本語能力に関して条件を見直した（資料 5-7）。さらに新型コロナウィルスの感染が拡大する中、EJU、日本語能力試験（JLPT）が受験でき

ない受験生が増加していた状況であったため出願条件に日本語能力試験（JPT）を追加した（資料 5-8）。一方の研究科においても、2020 年度実施 2021 年度入学試験から、国費留学生を除く海外の大学を卒業した者については、外国人留学生の日本語能力を出願資格に設定するとともに、英語による指導を希望する外国人留学生について、TOEFL-iBT100 点以上を出願資格として認めることとした（資料 5-9）。

<入学者選抜における責任体制>

学部については、入試委員会において、入学試験の責任体制や試験執行、不測の事態に対する対応等に関して細かくルールを定め、全学で確認している（資料 5-10-1,5-10-2）。入学試験の実施当日は入試本部を設置し、実施学部ごとに置かれた（学部入試委員）入試委員長と入学部長、入学グループ、当該学部入試委員会との綿密な連携のもとに実施する（資料 5-11）。入学試験の採点は、学長指示の下、教学担当副学長、入学部長と、事務所管である入学グループ（2020 年度までは教学グループ）の指揮のもとで各部門において行われる（資料 5-12-1,5-12-2,5-12-3）。合否判定は、合格者数が入学定員と照らして適切な人数となるように、事前に入学グループ（2020 年度までは教学グループ）から専務理事、学長、教学担当副学長へ確認し、決定している。実際の合否判定は、事前に全学の教授会において学長へ一任することが確認されており、入学グループ（2020 年度までは教学グループ）が各学部から出された得点を集計した資料をとりまとめ、専務理事、学長、教学担当副学長、入学部長、入学グループ長で討議したうえで学長が、決定している。（資料 5-13）。

研究科については、各研究科委員会のもとで事務所管である入学グループ（2020 年度までは教学グループ）が入学試験の責任体制や試験執行、不測の事態に対する対応等に関して細かくルールをとりまとめ、全研究科で共通の運営を行っている（資料 5-14）。入学試験の採点は、学長指示の下、教学担当副学長、入学部長と、事務所管である入学グループ（2020 年度までは教学グループ）の指揮のもとで各部門において行われる（資料 5-15）。合否判定は最終的に各研究科の研究科委員会で審議ののち、学長が決定している（資料 5-16-1）。

■資料 5-16-2 入試委員会規程

■資料 5-11 入学者選抜規定

<公正な入学者選抜の実施>

学部における入学者選抜にあたっては、全学組織である入試委員会で入試要項を策定し、入学試験執行手順を明確化しており、入学者選抜の公平性・適切性を確保している（資料 5-10-1）。また、公正な入学者選抜のための取り組みとして、一般選抜入試では入学試験問題の事後公開の実施、総合型選抜入試では、講評の作成・公開を行っている。これらの情報は冊子や WEB ページ等で公開しており、入学者選抜の透明性の確保に努めている（資料 5-1-1,5-17-1,5-17-2【ウェブ】 ,5-17-3【ウェブ】）。

研究科における入学者選抜にあたっては、各研究科の議論に基づき、入試要項を作成し、入学者選抜の公平性・適切性を確保している（資料 5-14,5-1-2）。

公平な入学試験実施のため、病気・負傷や障害等のある受験生への対応として、学部・研究科とともに配慮の申し出を受け付けており、これを入学試験要項において案内を掲載している（資料 5-1-1,5-1-2）。配慮の具体例としては、医療器具等の試験室への持ち込み許可等が挙げられる（資料 5-18）。また、入学後の学修に際して配慮を希望する者に対しては、入学を希望する学部・研究科の教員や学生グループとの面談を設定し、受け入れ態勢や条件などについて説明を行っている（資料 5-19）。加えて、2020 年度実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染について、罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、追加の受験料を徴収せず別の日程への受験の振替、一般選抜 3 期のみ追試験（面接）を行うことを決定し、入試要項、ウェブサイトなどで広く公表した（資料 5-8,5-20【ウェブ】,5-1-1）。

さらに COVID-19 の影響に伴い、入試日程の変更と、オンライン入試の実施をおこなった（資料 5-8,5-20【ウェブ】,5-21,5-1-1）。

総合型選抜 1 期については、文部科学省からの通達にもとづき、エントリー期間および体験授業日を変更した。また、感染症拡大予防のため、体験授業を従来は 2 日間で実施していたものを全学科・コースで 1 日のみの実施とするなど、新型コロナウイルス感染症に十分に配慮した入試を実施し、志願者の安全を確保した。くわえて、面接型の入試をオンライン方式に切り替えたことも、志願者の安全と受験機会の確保の両方に配慮した取組となっている。

外国人留学生については、日本語能力を測定する試験の一部中止に伴い、別の新たな日本語能力試験を対象試験として追加すると共に、本学独自の日本語試験を実施するなど、受験機会が失われないように配慮した。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員および収容定員の適切な設定と在籍学生数の整理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

<学部・大学院における入学定員および収容定員等について>

本学では、芸術学部、ポピュラーカルチャー学部、人文学部が近年、著しく入学定員を割り込んだ入学者数である状態が続いている（2019 年度の場合、芸術学部 51%、ポピュラーカルチャー学部 56%、人文学部 42%）。一方のデザイン学部、マンガ学部については、2019 年度において大きく定員を超過する形で入学者を受け入れる状態となった（デザイン学部 112%、マンガ学部 143%）。これを受け、常務理事会において、定員の見直し、学部の新設

と、募集停止を決定し、これを理事会に提案し、承認を得た（資料 5-22）。2020 年度に芸術学部の定員の大幅な削減、デザイン学部、マンガ学部の定員を増員し、志願者、入学者に適切に対応した定員への見直しを行った。これにより、2020 年度については芸術学部、デザイン学部、マンガ学部の定員充足率は大幅な改善となった（芸術学部 108%、デザイン学部 94%、マンガ学部 106%）（大学基礎データ表 2）。また、2013 年度開設後 1 度も定員充足できていなかったポピュラーカルチャー学部、2009 年度に総合人文学科への再編後、1 度も定員充足できなかった人文学部についてはいずれも 2021 年 4 月からの募集停止となつた。代わって 2021 年度から国際文化学部、メディア表現学部を開設した。2021 年度においては国際文化学部は充足率 80%、メディア表現学部は 115.5% と従来の 2 学部から大幅に定員を改善することができた（大学基礎データ表 2）。

本学は編入学定員を設けていない（資料 1-1-1【ウェブ】）。

収容定員充足については、2021 年 5 月 1 日現在において、国際文化学部は 80%、メディア表現学部は 115.5%、芸術学部は 66.1%、デザイン学部は 103.3%、マンガ学部は 109.8%、募集停止したポピュラーカルチャー学部は 64.1%、同じく募集停止した人文学部は 46.9% であり、学部全体では 83.4% である。過去 5 年で見ると 2018 年度が学部全体で 66% と最低の水準であったが、2020 年度に 75% に上昇しており、2020 年度の定員変更と 2021 年度の学部再編が大きく本学の定員充足率の改善につながることができた（大学基礎データ表 2）。

一方研究科については、芸術研究科博士前期課程が 107.5%、博士後期課程が 53.3%、デザイン研究科デザイン専攻が 75.0%、建築専攻が 80.0%、マンガ研究科博士前期課程が 95.0%、博士後期課程が 25.0%、人文学研究科が 50.0%、研究科全体が 79.6% と各研究科においてばらつきがある。特に人文学研究科の定員未充足状態が続いている（大学基礎データ表 2）。この改善のため、2021 年度から研究科用の志願者確保のためのパンフレットの作成やオンラインでの研究科用の入試説明会を行うなど、研究科の志願者を確保し、定員を充足するための取り組みを行っている（資料 5-21）。さらに抜本的な改善のため、理事長の諮問のもと、学長を委員長として 2020 年度に研究科の再編に関する検討委員会を立ち上げた。この委員会は 2020 年 12 月に答申を理事長へ提出し、理事長はこの答申をふまえ、新たな研究科の開設と、現行の研究科の再編の検討を学長へ命じ、現在そのための会議体の発足に向けた準備を進めている（資料 5-23）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<学生の受け入れの適切性に関する定期的な点検・評価>

学部の入学試験については、入学グループ（2020 年度までは教学グループ）が全学の事務局となり、入試委員会において入学試験の方式や、執行・方法に関する点検・評価を行い、次年度の入学試験の企画・執行に反映させている。入学者数が確定したのちに、入学試験結果を入試委員会、常務理事会、理事会などで報告し全学的に情報を共有している（資料 5-24）。

大学院入学試験における年次の学生の受け入れに関わる定期的な点検・評価は、前年度入学試験総括を踏まえた入試要項作成というサイクルを中心としている（資料 5-14）。

＜点検・評価結果に基づく改善・向上＞

学部における点検・評価結果に基づく改善・向上に向けた取り組みとして、2021 年度入学試験の PDCA サイクルの流れを記す。

- (1)2019 年度内に、2021 年度入学試験の企画を作成（2019 年 11 月 4 日常務理事会）
- (2)2020 年度末までに、2021 年度入学試験の実施
- (3)2020 年度入学試験終了後、2022 年度入学試験の企画の改善（2021 年 4 月 8 日入試委員会）

点検・評価結果に基づく改善・向上の具体的な取り組みとしては、2021 年度に 2022 年度の入学試験企画を立案する際に、総合型選抜入試において、従前案の面接試験では、学校推薦型や一般入試における面接試験と内容に差がなく、受験生の多様な能力を測るという総合型選抜の趣意に対応しないことから、現在の社会において各受験生が関心を持つこと等について、事前提出および当日のプレゼンテーションにより、説明、発表させることとし、事前提出物とプレゼンテーションは別に採点評価することとした。教学グループ（当時、現・入学グループ）からその検証結果は入試委員会に報告され、確認された（資料 5-25）。

（2）長所・特色

学部の入学試験においては、できる限り受験情報を開示し、受験生に受験しやすい環境を提供するため、学科・コース別・入学試験方式別の受験者数、合格者数を「入試ガイド」とウェブサイトで公表している。また、総合型選抜入試、学校推薦型選抜入試、一般選抜入試、外国人留学生入試と言った特に受験者数の多い入学試験に関して、2020 年度実施の 2021 年度入試以降ではオンライン入試を実施することで、日本国内だけではなく、海外も含めた多様な志願者が受験をしやすい体制・環境を整えている（資料 5-1-1,5-17-1）。学生の受け入れに関して、教学改革等のさまざまな取り組みが功を奏し、従来、入学定員・収容定員が充足できていなかった芸術学部は入学定員が 2020 年度大幅に回復した。また、開設後、定員を大きく充足できずにいたポピュラーカルチャー学部は 2021 年度に募集を停止し、ポピュラーカルチャー学部を基礎として開設したメディア表現学部は 2021 年度の入学定員充足率は 1.15 と定員を 118 名から 168 名に拡大したにもかかわらずそれ以上の入学者を受け入れることができた。同じく収容定員が 50%未満を推移していた人文学部も募集を停止し、

2021 年度から国際文化学部へ再編した。人文学部は 300 名が定員であったものを 2 学科で 250 名に削減したところ、そのうち定員 160 名の人文学科は定員充足率 0.98 となり大幅な回復を得た（大学基礎データ表 3）。

大学院については志願者広報において、内部進学者だけではなく国内遠隔地や海外からの志願者受け入れも積極的に対応できるよう大学院志願者を対象としたオンラインでの入試説明会を実施した（資料 5-21）。

（3）問題点

学部の学生の受け入れについて、教学改革が功を奏し、学部総計としては、2017 年度の入学定員充足率は 0.56 であったものが、2021 年度には 0.96 と大幅に回復したもの、2021 年度に新設した国際文化学部グローバルスタディーズ学科は、従来は国内志願者数が堅調に増加していたグローバル分野が COVID-19 の影響があって、国内全体のグローバル分野の志願者が大幅に減少した影響を受け、2021 年度の充足率は 0.47 となった。COVID-19 の影響を受け、オープンキャンパスなどの大学での実施が緊急事態宣言に伴う感染拡大防止のためにできない中、オンラインイベントの頻度を上げて開催するなどして、志願者確保に向けた取り組みに引き続き取り組んでいく（資料 5-26）。

大学院の学生の受け入れについては、前述のオンライン入試説明会を行うことで学外からの志願者の獲得に向けた取り組みを行っているが、人文学研究科について 2017 年度以降入学定員充足率は 0.5 を超えたことがない（大学基礎データ表 3）。人文学研究科の基礎となる学部である人文学部が募集停止年度に至る 2020 年度まで 1 度も定員充足ができていなかったため、内部進学者も確保が期待できない中、オンラインを通じた志願者確保に向けた取り組みを拡大する中で志願者回復に向けた取り組みを継続していく必要がある（資料 5-21）。

現在、大学院改革について理事長諮問に対し、学長が答申をまとめ提出し、理事長はそれに対する研究科の再編を指示し、学長を中心とした検討を進めている（資料 5-23）。

（4）全体のまとめ

本学は、学生の受け入れ方針の策定と公表について、学部・研究科のアドミッション・ポリシーと出願要件を定めている。それぞれ WEB サイト、入学試験要項などに公表している。

学生募集および入学者選抜における適切な制度・体制整備と公正実施については、学部では全学の入学試験統括組織として入試委員会を設け、学部の多面的入学者選抜として一般選抜型入試のほかに総合型選抜入試や各種推薦入試、外国人留学生入試などの入試を実施している。各学部・学科で募集定員を適切に設定し、入試委員会のもと、各種入試の出題および試験問題のチェック体制について全学的に委員を構成し、公正に実施している。大学院においては、全学統括組織を設けず、各研究科単位で研究科委員会によって入学試験を実施している。各研究科で募集定員を適切に設定し、研究科ごとに入学試験の出題および試験問題のチェック体制を構成し、公正に実施している。

障害のある受験生などへの対応については、入学試験要項に明示するとともに、対象者から申請がなされた場合は、合理的な配慮に基づいた公平な入学者選抜を学部・大学院とともに実施している。

適切な入学定員の設定と収容定員による在籍学生数の適正な管理については、学部ではグローバルスタディーズ学科が、大学院では人文学研究科とマンガ研究科博士後期課程が大学基準協会の基準を満たしていない。グローバルスタディーズ学科についてはカリキュラム改善とともに更なる志願者確保に向けた取り組みを行うこと、大学院については志願者確保に向けた募集活動に加え、今後の再編の検討の中で定員の適正化を検討していくこととする。

また、学生受け入れの定期的な点検・評価とその結果による改善・向上の取り組みについては、学部では入試委員会を通して、大学院では研究科委員会を通して、各入学試験の執行・方法に関する点検・評価を行い、その点検・評価結果を次年度および次々年度の入学試験企画に反映することにより、学生の受け入れに関して改善・向上に取り組んでいる。

以上のように、学生の受け入れに関しては、上述の一部の学科、一部の研究科における入学定員、収容定員の未充足など改善を要する点があるが、学生の受け入れ方針を含め、公開するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行っているものと評価できる。

第6章 教員・教員組織

(1)現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編成に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に関わる責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学の理念・目的に基づく教員像の設定>

本学は、「教育の基本方針に関する覚書」、教育理念に基づき、教育研究を行うことを旨としており、京都精華大学学則第1条および京都精華大学大学院学則第1条においてこれを見示している（資料1-1-1,1-1-2【ウェブ】）。そのため教員公募にあたっては、本学理念に賛同するものを条件としている（資料6-1-1【ウェブ】,6-1-2）。また、「学校法人京都精華大学就業規則」（資料6-2）、「学校法人京都精華大学特別任用教員就業規則」（資料6-3）、「学校法人京都精華大学嘱託教員就業規則」（資料6-4）に、求める教員像や要件を明確に定めている。

加えて、新たな教員を採用する際の公募要領等において、各学位課程において求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等について記載し、採用審査において適切に評価し、採用している（資料6-5）。

<大学の理念・目的に基づく学部・研究科の教員組織編成に関する方針の明示>

○教育の質保証に担保する教員組織

教員組織は、教育の質向上に向けた基礎的な条件を形成するものであり、専任教員の体制の充実は、教学の発展にとって不可欠な課題である。2018年度に発表した「2024SEIKA（ビジョン）」実現のための中期計画における戦略施策においては、定員未充足の続いている本学において、原資を有効に運用するため、あわせて発表した「VISION2024SEIKA」実現のために専任教職員採用を優先することを発表した（資料6-6）。この文書は、すべての専任教職員の参画する合同会議において発表され、学内で共有する仕組みが機能している（資料6-7）。以後の教員採用計画においては、これに対応したものを常務理事会構成員によって策定した（資料6-8）。

○ST比に基づく教員組織の改善

教員の増員は教育改善にとって重要な課題である。一方で私立大学はその収入を主に学生の学費に拠っており、財政的な条件からも教員組織を検討する必要がある。両者の関係について、基本的には極力財政的な努力を行いながら、専任教員の増加を図ることが、教員

組織にとって重要な課題である。その際に、単純に学生数を増加させて教員増の原資を創出することは、教室条件等の施設条件も含めて逆に教育条件の悪化に繋がることもあるため、本学では、教員組織の整備の重要な指標として、ST 比を整備の基準の基礎に置いている。本学では大学設置基準における必要専任教員数及び教授数の確保はもちろんのこととして、2020 年度以降の教員採用計画においては全学部において学生の入学定員 10 名あたり 1 名の専任教員又は 2 名の特任教員を配置することとして統一した基準を整備した。また、教員組織の整備が上記のとおり財政の課題と不可分なこともあります、その整備は单年度ごとではなく、中期的な計画に基づき進めている。

○教員組織整備計画の策定

教員組織整備計画は、常務理事会によって策定された。この計画は、2019 年度以後、毎年度その進捗に基づき更新される（資料 6-8）。

○教育研究に関わる責任体制

「学校法人京都精華大学組織および運営に関する規則」の第 7 条において、「学長は、大学を代表し、大学の学務を総括することを本務とする」と定めている。教員組織については同規程第 22 条第 3 項において「学部・大学院に所属する教育職員は、教員組織に所属する」、第 4 項において、「学部・大学院以外に所属する教育職員は、配属された教学執行機関または研究執行機関に所属する」と定めている。第 3 項に定める教員組織については、第 25 条において、「学部・大学院における教員組織は、国際文化学部、メディア表現学部、芸術学部、デザイン学部、マンガ学部、ポピュラーカルチャー学部、人文学部、芸術研究科、デザイン研究科、マンガ研究科、人文学研究科に区分し、原則として所属学部あるいは所属研究科における教育・研究に関する領域を担当職務とする」と定めている。これら教員組織、教学執行機関、研究執行機関の調整として、同規程第 59 条において、教学運営会議を置くことを定めている。この教学運営会議は、学長が議長となり、教学上の課題について協議することとしている（資料 6-9）。

教員人事については、まず採用について「京都精華大学専任教員の採用・昇任に関する規程」では、第 2 条において「学長は、本学の教育・研究の充実・振興のために新たに教員を採用しようとする場合、常務理事会に諮り、その承認を得なければならない」と定めている。専任教員、特任教員、嘱託教員のいずれにおいても、学長のもとに採用選考委員会を組織し、選考審査を行うこととしてそれぞれ規程に定めている（資料 6-10）。

次に、専任教員の昇任については、「京都精華大学専任教員の採用・昇任に関する規程」第 8 条において、教授・准教授に求められる要件を定め、第 9 条において学長のもとに 5 名以上の昇任審査委員会を組織する、と定めている（資料 6-10）。

学部長を始めとする教員組織上の職制については、「学校法人京都精華大学組織および運営に関する規則」においてそれぞれの役割を定めている（資料 6-9）。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適

切に教員組織を編成しているか。

評価の視点 1：大学全体および学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編成のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授または助教、講師）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3：学士課程における教養教育の運営体制

評価の視点 4：リベラルアーツ教育推進のための教員組織の整備・充実

評価の視点 5：グローバル化に対応した教学の充実を支える教員組織の整備・充実

評価の視点 6：表現の大学を目指す教学の充実を支える教員組織の整備・充実

<教員組織の編成方針に基づく適切な教員組織の編成>

教員組織の整備の単位は、基本的には学部・研究科であり、各学部および研究科は、大学設置基準、大学院設置基準の必要専任教員数を満たしている（大学基礎データ 1）。また、本学は、専任教員の多くが学部に所属するが、専任教員が大学院を担当するにあたっては、博士後期課程および博士前期課程の講義と研究指導を担う「指導教員 I」、修士課程における講義および研究指導を担う「指導教員 II」、講義、演習および実習を担当する「授業担当教員」それぞれの要件等を定めた「京都精華大学大学院担当教員の資格基準および資格認定に関する内規」に基づき、各研究科において研究科委員会に資格認定委員会を置き、この認定を行っている（資料 6-11）。この基準を満たした教員は、全研究科において基礎基準数を満たしている（基礎要件確認シート表 14）。さらに、全学の教養教育、外国語教育、教職課程教育等の共通教育については、全学横断的に教員定数を定めて教員組織の編成を行っており、専門教育とあわせて、大学全体がバランスよく教員体制を整備できるように計画を策定している（資料 6-8）。なお、2021 年 5 月 1 日時点における専任教員は、123 名である。

○「VISION2024SEIKA」等に沿った、政策的な判断に基づく教員の増員

2020 年度において、「VISION2024SEIKA」実現のため、「01 教育の質向上」における「社会的実践学習の拡充」をめざし、社会的課題解決学習(PBL)を担当者、フィールドワークを専門とする者、特に本学の研究ブランディング事業のテーマにあたる京都の伝統産業におけるインターンシップを専門とする者をそれぞれ専任教員として採用した。また、過年度においては、「06 ダイバーシティ推進」における障害学生支援の充実をめざし、2018 年度に心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカーを専任教員として各 1 名ずつ採用してい

る（資料1-8-1【ウェブ】）。

○各学位課程の目的に即した教員組織の整備状況

各学位課程の目的に即した教員配置という観点から下記の通り専任教員を配置している。各学位課程においてはそれぞれ、専攻またはコースに分かれた教員の配置としている。国際文化学部、メディア表現学部、芸術学部はそれぞれ2年次から学生は専攻に分かれて配属される。デザイン学部、マンガ学部はそれぞれの学科においてコースに分かれており、学生は1年次からそれぞれのコースに配属される。これらの専門分野による専攻、コースには1名以上の専任教員と任期付の特任教員が配属されており、それぞれの分野における専門的な学びを支えている。これらの専任教員及び特任教員が各分野における軸となる主要な演習、実習科目を各年度において担当することにより、適切に科目を担えるような体制を編成している（大学基礎データ表4）。教員の授業担当時間数は、「学校法人京都精華大学就業規則」に基準を定めている（資料6-2）。加えて、教員役職者の授業時間数軽減措置について、「学校法人京都精華大学専任教員役職者の授業担当時間数に関する規程」を定め、教員役職者への適切な配慮に取り組んでいる（資料6-12）。

（1）教職員数・役員数（2021年5月1日現在）

区分	所 属	人数				在籍 学生数	専任教員1人 あたり学生数(*2)	
		専任教員	特任教員	シニア教員	嘱託助手			
教育職員 (理事を含む)	国際文化学部	32	4	0	0	36	622	17.3
	人文学部	2	2	1	0	5		
	メディア表現学部	11	4	0	0	15		
	ポピュラーカルチャー学部	2	1	0	3	6		
	芸術学部(*1)	21	5	0	4	30	465	17.9
	デザイン学部	26	8	1	8	43	959	27.4
	マンガ学部	26	11	0	11	48	1,195	32.3
	機構／センター	3	9	0	0	12	—	—
	合 計	123	44	2	26	195	3,662	21.7
2020年度比		+15	-1	-2	+0	+12	(機構/センター所属除くと23.3)	

(*1)芸術研究科所属特任教員1名含む (*2)特任教員、シニア教員含む

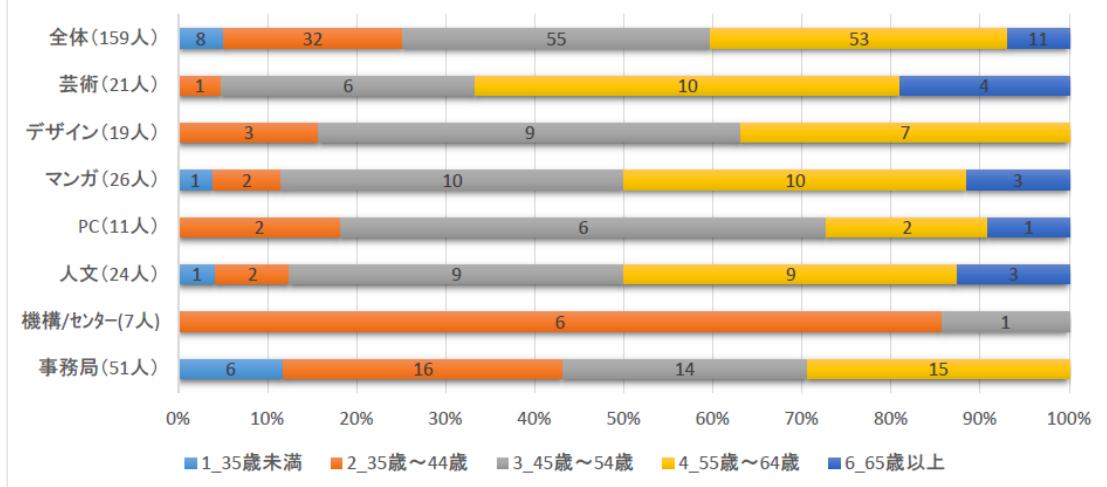
教員組織における年齢構成に関する方針は明確には定められていないが、任用にあたっては教員組織の年齢構成に偏りがないように配慮され、募集する職位の決定や任用が行われている（大学基礎データ表5）。なお、理事会において報告された2020年4月1日、2021年4月1日時点の専任教員の年齢構成は以下の通りである。

(2)専任教職員年齢分布(2020年4月1日現在年齢)

平均年齢:51.1歳

区分	所 属	人						数
		35歳未満	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	合計	
教育職員	芸術学部	0	1	6	10	4	21	
	デザイン学部	0	3	9	7	0	19	
	マンガ学部	1	2	10	10	3	26	
	ポピュラーカルチャー学部	0	2	6	2	1	11	
	人文学部	1	2	9	9	3	24	
	機構／センター	0	6	1	0	0	7	
事務職員	事務局	6	16	14	15	0	51	

専任教職員 年齢分布(2020年4月1日現在)

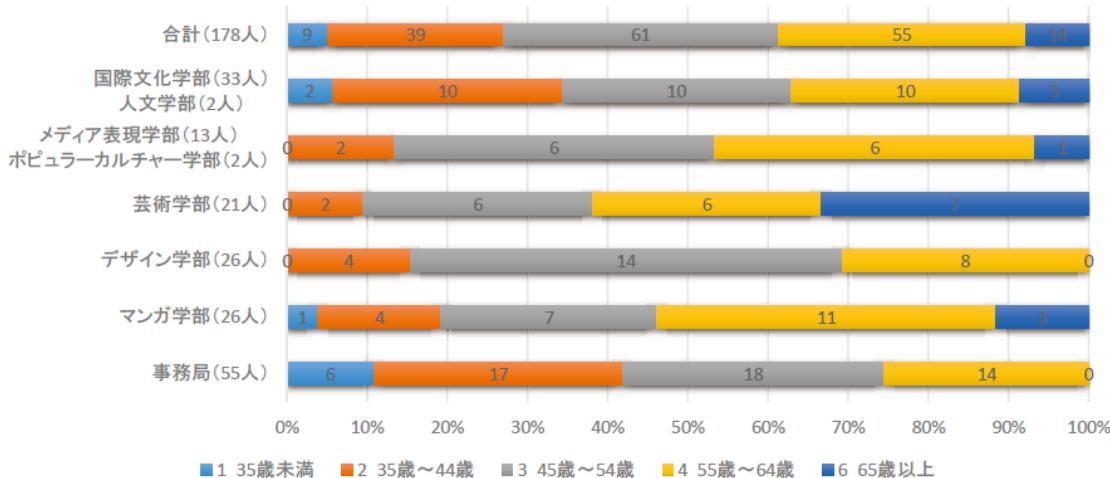


(2)専任教職員年齢分布(2021年4月1日現在年齢)

平均年齢:50.78歳

区分	所 属	人						合計
		35歳未満	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上		
教育職員 (機構配属の教員は所属学部で算入)	国際文化学部 人文学部	2	10	10	10	3		35
	メディア表現学部 ポピュラーカルチャー学部	0	2	6	6	1		15
	芸術学部	0	2	6	6	7		21
	デザイン学部	0	4	14	8	0		26
	マンガ学部	1	4	7	11	3		26
事務職員	事務局	6	17	18	14	0		55

専任教職員 年齢分布(2021年4月1日現在)



定員見直しのあった芸術学部は 65 歳以上の教員数が多いものの、他の学部においては、年齢の偏りが解消されつつある。

また、教員組織の多様性の確保については、教員の男女比の改善及び外国籍の教員の確保に向けた取り組みとして、公募の際に公募要領において女性及び海外研究者の応募を歓迎すると必ず明記するようにしている。その結果、教員女性比率は、2017 年度は 20.5% であったものが、2018 年度は 21.1%、2019 年度 23%、2020 年度 25.5%、と年々改善が進んでいる。教員外国籍比率についても、2017 年度 2.6%、2018 年度 3.3%、2019 年度 3.4%、2020 年度 5.1% と 2017 年度から 2020 年度にかけてほぼ倍増するに至った（資料 4-11）。なお、教員の女性比率については、本法人の「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」において、2023 年 1 月 31 日までの 3 年間にかけて専任教員に占める女性の比率を 30% 以上にする、と発表している（資料 6-13【ウェブ】）。

○教員組織の整備状況の毎年度の確認

教員組織整備計画に基づく各学部や教学機関における整備の進捗状況については、前期中に常務理事会で検討したうえで各学部、機構に確認している（資料 6-8）。

○ST 比の改善

本学では入学定員における学生数に応じて教員数を配置している。

従来は芸術学部、デザイン学部、マンガ学部、ポピュラーカルチャー学部では学生 8 名につき教員 1 名とすることとしていた。一方の人文学部は学生 15 名につき 1 名とすることとしていた。2021 年度からの全学的なカリキュラム改革を見据え、すべての学部の教員数について学生 10 名につき教員 1 名の配置とすることとした。ただし、これは各学部の専門教育を担う教員の人数とし、これとは別に全学共通あるいは学部共通の科目担当教員を配置することとした。これについて学長、副学長から各学部に共有された（資料 6-14）。

○非常勤講師（授業担当講師）等の任用状況

すでに触れたように、授業科目については極力、専任教員が担当する方向で努力を続けているが、専任教員の人員体制のみでは、すべての授業科目の担当体制の確保が困難な状況がある。多様な分野に対応する学外の専門家を招くため非常勤講師に授業担当を委嘱する部分も一定割合存在する。本学では毎年度、教務委員会に各学部、共通教育機構、各研究科における次年度の授業計画が審議されたのち、専任教員、特任教員、非常勤講師の各担当科目の授業時間数を常務理事会に諮ることとしている。その際、各科目群別の授業時間数の割り当てを確認することとし、過度に非常勤講師に授業が割り当てられることがないように確認をしている（資料 4-48,4-45）。

○リベラルアーツ教育の推進

本学では、学士課程教育における教養教育の重要性を確認し、2017 年度に全学の共通教育を整備した際、共通教育機構を開設し、さらに「VISION2024SEIKA」において「リベラルアーツの大学」を教育の 3 つの軸の 1 つとして設定している（資料 1-8-1【ウェブ】,4-2-2）。2017 年度には各学部の専門教育 80 単位、共通教育を 44 単位と全学で卒業要件を統一したが、2021 年度からは専門教育 74 単位、共通教育 50 単位にこれを見直した（資料 6-15）。この共通教育を担う共通教育機構は、各学部に配属された専任教員の兼務によってこれを担っているが、この専任教員は共通教育分野において特に活躍できる人材を近年積極的に採用している。2021 年度からの共通教育における社会実践力育成プログラムを担うことのできる人材として、産学連携活動に実績のある教員、海外フィールドワークにおける能力のある教員を国際文化学部で採用した。また、共通教育の中のリベラルアーツ科目における全学必修科目にあたるデータサイエンス教育を担うことのできる人材をメディア表現学部で採用した。これら新たに採用した教員も担う全学共通教育については、毎月、共通教育機構会議が機構長招集のもと開かれ、各部門長を通じ、適切に運営される体制が整備されている（資料 6-16）。加えて共通教育機構長は教務委員会の構成員もあり、毎月の教務委員会において各学部の専門教育との接続・連携に関しても適切に運営できる体制が整備されている（資料 4-1）。

○教育のグローバル化対応

本学は、「VISION2024SEIKA」において、「グローバルな大学」を3つの教育の軸の1つとして掲げている。この「VISION2024SEIKA」のなかの7つの戦略施策においては教員の外国籍・外国大学学位取得者比率の向上を掲げている。2020年5月1日時点において、教員外国大学学位比率は13.4%であった。これは「VISION2024SEIKA」策定前の2017年度の10.3%に比べ約3%の改善である。また、教員の外国籍比率は2017年度2.6%に対して2020年度5.1%とほぼ倍増するに至った（資料4-11）。特に外国籍比率改善に関しては、教員の公募においても、女性研究者とともに応募を歓迎することを謳っており、引き続き積極的な募集に取り組んでいる（資料6-1-2）。

○表現の大学を目指す教学の充実に関する対応

本学は、「VISION2024SEIKA」において、「表現の大学」を3つの教育の軸の1つとして掲げている。そのための取り組みとして、2018年度に展示コミュニケーションセンターを設置した。このセンターの目的は「本学の教育研究活動の成果を積極的に発表し、地域社会との連携や交流を図るとともに、広く芸術・文化の教育研究活動に資する企画展覧会・報告会を実施することで、大学教育の発展と地域社会の振興に寄与すること」としている。2019年度にこのセンターに特任教員1名を配置し、センター長とこの特任教員を含めたセンター員によって、この目的の実現に向けた活動に取り組んでいる（資料6-17）。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、講師、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準および手続きの設定と規程の整備
評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

<適切な教員募集、採用、昇任等>

本学は、「京都精華大学学則」および「京都精華大学大学院学則」に掲げる目的を実現するため、「京都精華大学専任教員の採用・昇任に関する規程」、「学校法人京都精華大学の学部・大学院に所属する特別任用教員の任用に関する規程」、「学校法人京都精華大学嘱託教員の任用に関する規程」、「学校法人京都精華大学任期制教員に関する規程」、「学校法人京都精華大学の学部・大学院以外の教学・研究執行機関に所属する特別任用教員の任用に関する規程」、「学校法人京都精華大学特別任用教員就業規則」、「学校法人京都精華大学嘱託教員就業規則」、「京都精華大学専任教員の採用に関する遵守事項等を大学全体に適用される規程」として制定している（資料6-10,6-18-1,6-18-2,6-18-3,6-18-4,6-3,6-4,6-18-5）。これらの規定は、学校教育法第92条および大学設置基準等法令に定められた教員の資格要件等を踏まえて作成されている。各規程に基づき、各学部・研究科・教学執行機関等では、人事手続きを

実行している。

教員の募集・採用・昇任は、毎年度更新される教員組織整備計画に基づき実施している。また、教員の任用案件は、学長が指名する選考委員会において審議され、学長へ推薦される。学長は、当該採用推薦者について常務理事会に諮り、その義を経て、理事長が採用することとしている。教員任用の基本的な手続きは次の通りである。

- (1)学長が任用方針を決定し、常務理事会へ報告
- (2)公募または推薦による採用活動の実施
- (3)選考委員会による書類審査・面接・任用案策定
- (4)選考委員会から学長へ推薦
- (5)学長から常務理事会へ提案、任用承認
- (6)任用通知

新規任用に関しては、上記の手続に沿って、学内推薦あるいは本学 WEB サイトおよび JREC-IN Portal 等による公募を行っている。公募要領に基づき、書面審査および面接審査ならびに授業担当を主たる業務としない特別任用教員以外の教員採用の際には模擬授業を行っている。

昇任に関しては、京都精華大学専任教員の採用・昇任に関する規程に基づき、次のように行っている。学長のもとに 5 名以上からなる昇任審査委員会を組織し、議長となる教学担当副学長のもと、規程による基準を充足しているかどうかの確認を行う。その義を経たうえで、学長へ推薦される。学長が、当該昇任推薦者について、常務理事会に諮り、その議を経て、理事長が承認を決定することとしている（資料 6-10）。この推薦にあたっては、研究実績だけではなく、教育実践や社会貢献、大学の校務における貢献度などの業績も対象としている（資料 6-19）。

また特別任用教員の契約更改については、学長を委員長とする評価委員会を置き、審査する。学長はその審査結果について常務理事会に諮り、その議を経て、理事長が承認を決定することとしている（資料 6-3）。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<FD 活動の組織的・多面的実施による教員の資質向上・教員組織の改善・向上>

本学における FD 活動は、本学の授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研究・研修の実施、としている。この FD 活動は「京都精華大学 FD 委員会規程」に基づき、FD 委員会が主体として運営している。また、FD 委員会だけではなく、教務に関する事項

を審議し、その教育活動の向上を推進するために置かれた教務委員会における取り組みも、授業内容および方法の改善につながっている。これらの事務所管はいずれも教学グループが担うこととなっており、双方が共同で運営できる体制が整備されている。

授業を担当するすべての教員に対して、毎年度「シラバス作成のお願いと諸注意について」というマニュアルが配布されており、この中でシラバスの趣旨、注意事項などが丁寧に説明されている。また、これとあわせ記入見本も配布されることで、はじめて本学で授業を担当することになる教員においても、適切にシラバスが作成できるよう支援している（資料 4-7-1）。このシラバスは、各開講責任学部・研究科・教学執行機関の執行部が、シラバス内容を点検している（資料 4-14-2）。また授業運営に関して、複数クラスが開講される科目については、当該科目開講責任者を中心として共通のシラバスを作成し、教授内容および方法・成績評価の確認等が行われている。学生からの評価と授業改善については、次年度に繋がる授業評価アンケートを実施している（資料 4-25-1）。この授業評価アンケートの結果は、FD 委員会で共有され、特に評価が高い授業については、FD 研修の際に、担当教員から他の教員に効果的な取り組みの共有がなされるようにしている（資料 6-20）。一方で著しく授業評価結果の悪い教員や、特に問題があるコメントがあった教員については当該科目の開講責任学部・研究科・教学執行機関の開講責任者を通じ、当該教員への聴取、対応の指示を行うようにしている（資料 6-21）。この授業評価アンケートは、終了後にも引き続き公開される形としており、担当教員による授業改善につなげるとともに、翌年度履修する学生が参考となるようにしている（資料 4-23-1【ウェブ】）。

上記の取り組みとともに毎年度全学対象の FD 研修の実施、各学部・研究科主催の FD 研修の実施を義務付けている。この FD 研修のテーマは毎年度、特に本学の授業改善につながる内容をテーマとして取り上げているが、2020 年度であれば、新型コロナウイルスの感染が拡大する中であったことから遠隔授業をテーマとした回、2021 年度の教学改革につながるテーマとしてのデータサイエンスの必要性、また特に教学改革上重要な課題である教学マネジメントについて、などのテーマで開催された。講師は学内にその知見を持つ者がいる場合には学内から講師を立てる場合もあるが、学内にその分野の専門性が乏しい場合には、学外から講師を招き開催する場合もある（資料 2-17）。FD 研修は 2017 年度の受講率は 58.1% であったが、2020 年度は 97.5% と大幅な改善となった。2020 年度は全学開催分の研修会として全 7 回、また各学部・研究会開催の研修会として全 16 回の研修が行われた。全学の研修は、新型コロナウイルス感染拡大の中で大きな課題であった遠隔授業について、高等教育政策上の課題であるデータサイエンスの必要性、教学マネジメント、恒常的な課題であるアカデミック・ハラスメント、社会的な課題でもあるマイノリティへの配慮や、SDGs などのテーマについて実施された（資料 2-17）

なお、COVID-19 への対応として、FD については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中であったことからオンライン授業をテーマに開催するなど、教職員が大きな環境変化に柔軟に対応できるよう支援した。また、オンライン授業に習熟していない教員については、

サポートスタッフを準備するなど、オンライン授業に十分に対応できる環境づくりをおこなった。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

各専任教員は、毎年度、教育研究活動データベースに、教育活動、研究活動、社会活動等の入力を行うことを義務付けており、外部に発信している。また毎年度の個人研究費申請にあたり、各教員は次年度の研究計画書を提出することとしており、教育研究活動データベースと、この研究計画書によって、各教員の諸活動の進捗を把握することができるようになっている（資料 6-22【ウェブ】）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について、定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<教員組織の適切性の定期的な点検・評価>

教員組織整備計画に関しては、常務理事会が中心として立案されており、毎年度この内容は更新されている。常務理事会では、大学設置基準と、より厳密な入学定員における学生 10 名に対する教員 1 名という ST 比に基づき、この条件に基づいた教員数が各学部において適正に配置されているかを確認し、翌年度の教員数を検討し、その結果に基づき学長、副学長から各学部長へ教員採用枠を通達している。

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については毎年度これを点検することとしているが、これらに密接につながる重点指標として退学率、入学者数、進路決定率を毎年度常務理事会では点検をしており、これらについて著しく達成状況の低い学部については、定員の見直し、募集停止と新たな学部の開設も含めた検討を行っている（資料 6-23）。

また、大学院の専任教員の配置状況についても常務理事会でこれを点検し、適切に教員が配置されるよう、計画を立てている（資料 6-24）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

教員組織整備計画の策定およびその着実な実施により、各学部、教学執行機関による教育の質を担保するための適切な教員の配置を維持している。

女性活躍推進法に基づく女性教員の積極的任用について、公募要領での全学的な働きかけもあり、女性教員率は 2017 年度 20.5% であったものが、2020 年度では 25.5% と大幅な改善につなげることができた（資料 4-11）。

(2)長所・特色

教員組織の整備にあたっては、教員組織の編成方針と、法人全体の中期計画、大学における教学政策に基づいて、常務理事会により常に計画を見直しつつ着実な整備を進めている（資料 6-8）。教員組織の整備については教学運営会議において採用、昇任等の手順が各学部長、研究科長等にも共有され、採用、昇任いずれも学長のもと委員会を都度設け、適切に取り組んでいる（資料 6-14,6-5）。

（3）問題点

発展的課題として、第一に教員の多様化への対応が挙げられる。外国大学等での学位を有する教員は 2020 年 5 月 1 日現在で 13.4% 在籍しており「VISION2024SEIKA」制定以前の 2017 年度に比べ約 3% 向上している。また、外国籍比率は 2017 年度 2.6% に対し、2020 年度 5.1% と大幅な改善となっている。また女性教員比率についても 2017 年度 20.5% であったものが 2020 年度では 25.5% と大幅に改善されている。しかしいずれも各学部・学科単位で見ると、外国学位、外国籍の教員がいない学部・学科は未だにあり、女性教員比率も他の学部に比べて著しく低い学部・学科もある。特にその数値の低い学部・学科における教員採用の際には公募要領で積極的な採用を謳うだけではなく、選考委員会に対し、強く女性教員の採用を促している場合もある（資料 6-25）。

第二に、学部・研究科において求める教員像を具体化することも今後の課題である。第 3 期機関別認証評価では「大学として求める教員像を具体化するとともに、各学部・研究科においても教員組織の編成に関する方針を定めることが望ましい」との指摘が流されている。このうち、大学として求める教員像においては、「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」に明示している。しかし、学部・研究科ごとの教員組織の編成方針については、未だ整備できずにいるため、今後議論を重ねていかなくてはならない（資料 6-1-1【ウェブ】）。

（4）全体のまとめ

本学は、教育の基本方針に関する覚書、教育理念に基づき、教育研究を行うことを旨としており、教員公募にあたっては、建学の理念に賛同し、本学の教育研究に貢献しうる人材であることを求めている。

教員組織整備にあたっては、教員組織の編成方針と、法人全体の中期計画、大学における教学政策に基づいて、常務理事会のもと、学長を中心とする組織の中で、全学的な計画を策定している。財政的な努力を最大限に行いながら、専任教員の増加を図っている。教員組織の整備の指標として、ST 比を 1 つの基準として据えている。また、計画の着実な実施を定期的に点検し、かつ、教学課題をふまえつつ、適宜計画を見直しながら進めている。こうした適切な計画の立案と実行を通じ、ST 比の改善、教員負担の軽減、専任率の向上、教員構成の多様性の増大などの成果が生まれている。

任用および昇任手続きにあたっては、全学の基準の下、各学部等の教学特性を生かしつつ、課題を克服する審議がなされ、学長と副学長も交えた手続きを行ったうえで常務理事会で

の最終的な決議をもって進められている。また、教員の資質向上の取り組みについては、FD委員会での議論で課題を共有しつつ、FD委員会による全学単位と各学部・研究科において独自のFDの取り組みを行っている。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織に関する方針を明示して、教育研究活動を展開するため適切に教員組織の編成を行い、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に繋げていると判断できる。

今後は、教員組織整備計画の確実な実行および専任率の向上、教員の多様化（男女比の改善および国際化）に向けて積極的に取り組んでいくこととあわせて、FD活動をより組織的・多面的に実施することによる教員の資質向上、教員組織の改善・強化に取り組む。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

<大学の理念・目的等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の明示と共有>

○学生支援に関する方針

本学では「学生の支援に関する基本方針」として、「初代学長の精神に基づき、学修に集中できる環境の整備と友愛の精神を育む環境作りに、すべての教職員が努力を惜しまことなく無限の愛情責任をもって学生支援を行う」ことを掲げている（資料7-1【ウェブ】）。この方針は、本学WEBサイトを通じ、広く社会に公表されている。

■資料2-11【ウェブ】

○修学支援の方針

本学では、修学支援に関して、「ダイバーシティ推進宣言2018」（資料7-2【ウェブ】）と「障害学生支援に関する基本方針」を掲げている（資料7-3【ウェブ】）。

ダイバーシティ推進宣言2018では、「誰もが多様で差異がある、という考えに立ち、一部のバックグラウンドや属性を理由にした不自由、差別や排除がないキャンパス環境を、修学・教育・研究・就労の観点から活動方針に沿って着実に整えます」と宣言している。また、障害学生支援に関する基本方針においては、「障害のある学生が障害のない学生と等しく修学することができる環境を提供し、相互に人格と個性を尊重し合いながら学ぶことができる修学支援を行います。」と掲げている。この宣言と方針は、本学WEBサイトを通じ、広く社会に公表されている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障害のある学生に対する修学支援

<ul style="list-style-type: none"> ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 <p>評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 <p>評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会に関する情報提供 <p>評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</p> <p>評価の視点6：外国人留学生に対する多様な支援の充実</p> <p>評価の視点7：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>

<学生支援体制の適切な整備>

学部・研究科における学生の修学、学生生活の支援体制としては、各学部の学部長のもと、各学科長と、各学部には1名ずつ学生主任が配置され、各学部の学科内のコース・専攻に学生委員が、また学生との面談にあたるアドバイザーを各学部に配置し、学生実態の把握や修学支援・学生指導を行っている。

全学における学生の指導・支援や奨学金に関する事項については、「学生生活委員会」において審議・報告を行い、学部・研究科と課題共有を行っている。その他、学生の個別的问题や悩み、不安等の問題を抱える学生等の支援や障害学生支援に関しては創造戦略機構に置かれた学生支援センターが開設している学生相談室、学生グループ学生支援チーム内の障害学生支援室がこれにあたっている。またこれら教員による学生支援を支える形で事務所管として学生グループに学生支援チームが置かれており、全学と各学部・研究科での課題共有を意識的に行うことで、適切な支援の実施に努めている。

<学生の修学支援の適切な実施>

○新入生への修学支援

新入生が本学での学修や学生生活を送るため、「学修の準備」サイトをWEBサイトに掲載している。この中では学修上重要な情報が記載された『学修のてびき』の読み方、授業履

修だけではなく、学生生活全般の情報を確認するためのポータルサイト、「セイカ・ポータル」の使い方を開設した動画を掲載している（資料 7-4）。

○補習教育、補充教育、正課外教育

本学では入学予定者を対象とし、入学後、スムーズに大学での学修に適応できるよう入学前教育を実施している（資料 7-4）。また、正課外教育については、共通教育機構学修支援部門において、特に芸術学部等のデッサン技術を求められる学部において、入学者選抜の際にその能力を問う試験を経ずに入学した学生を対象としたデッサンの基礎を身に着けるリメディアル教育を行っている。

○外国人留学生に対する修学支援

本学では、日本語能力について日本語能力試験 JLPT で N2 以上または日本留学試験 EJU で 220 点以上を入学条件として課しているため、外国人留学生についても基本的な日本語能力に関しては支障がない学生を受け入れている。それでも学修面で日本語能力に不安のある外国人留学生を対象に共通教育機構学修支援部門に日本語学修支援室を置き、支援をする体制をとっている。特に 2020 年度以降は新型コロナウィルスの影響で在学中ではあるが、日本へ入国できていない学生や休学せざるを得ない学生がおり、これらの学生に対して、オンラインでの指導などに取り組んでいる。

また日本語能力だけではなく、日本人学生との交流の機会を設けるため、iC³（アイシーキューブ）を拠点としたさまざまな文化交流などの機会を用意している。

○障害のある学生に対する修学支援

本学では、長年にわたり、障害学生支援に取り組んでおり、朝日新聞出版『大学ランキング』でも毎年名前がのぼっている。直近では、『2022 大学ランキング』において、372 校中 14 位に本学は総合部門でランクインしている。長年にわたる試行錯誤を経た体制として、現在の取り組みの実状況としては、事務部門に学生グループ学生支援チームの中に障害学生支援室を設けている。聴覚障害者向けのノートテイク、講義内容の字幕作成などに関しては、在学生に学生サポーターを養成し、支援体制を組んでおり、学修のてびきで学生に周知している。また、創造戦略機構に学生支援センターを配置しており、障害学生支援室は適宜、連携ができる体制としている（資料 7-5-1,7-5-2,7-5-3,7-5-4,7-5-5,7-5-6,7-5-7,7-5-8,7-5-9,7-5-10,1-3-1）。

○成績不振学生、留年・休学、退学希望者等の把握・対応

本学では、各学部に学生アドバイザーを配置し、セメスターごとに学生に対する面談を行い、学生の様子を把握するようにしている（資料 7-6）。また、各セメスターでは演習や実習等、各学部において必修であり進級要件となる科目の学習状況を教務委員会で集約し、特に欠席の続く学生などを対象とした面談を行うこととしている。学生への連絡がつかない

場合には、学費支弁者に対して教学グループ教務チームを通じた書面を郵送し、遗漏なく学生を支援できるように取り組んでいる（資料 7-7-1,7-7-2）。

休学・退学の手続きについては学生グループ学生支援チームがこの窓口となるが、手続きの過程において指導教員等、当該学生の所属学部の面談を必須としており、休学・退学を希望する理由と、その理由が解消できないのかを確認したうえで解消が難しい場合に、受け付けることとしている。

○学生への経済的支援

経済的な支援を行う奨学金としては、2019 年度において学部生 1,086 名、大学院生 7 名が受給する「日本学生支援機構奨学金制度」とともに、大学独自の奨学金制度を運用している（資料 7-8）。2019 年度の学内奨学金に関しては、学部生は 382 名、大学院生は 51 名が給付された。奨学金は主なもので成績優秀者の給付奨学金、私費留学生の学費減免奨学金、等があり、海外へ派遣する学生への経済的支援、交換留学や人文学部のフィールドスタディーズ海外履修者向けの奨学金も含まれている。総額で 146,212,732 円が支出されていた。（資料 7-9）。

これらの学生への経済的支援内容ならびに、入学金・年間授業料・諸費（同窓会費・教育後援会費）について本学ウェブサイト、入試要項、学修のてびきに明示し、広く情報を提供している（資料 5-4-1,1-3-1,5-1-1,5-1-2,5-5-1,5-5-2）。

＜心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮＞

全学生を対象として学生定期健康診断を実施している。受診率は、2019 年度 81.7%、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で Web 問診となった 2020 年度は 56.4% であった。2021 年度は、現在も実施中である。

学内でのケガ・体調不良については学内に保健室を設置している。保健室には看護師が常駐し、応急手当や健康に関するアドバイスを行っている。また、提携している医療機関において校医がおり、保健管理や健康診断を行っている。全学生は入学時に「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帶賠償責任保険」に加入しており、授業や課外活動、通学中の事故によるケガの治療や他人にケガを負わせたり、器物を破損してしまった時の賠償に対応している。心理的な不安を抱えている学生については学生相談室（カウンセリング・フリールーム）を設置している。これらの情報は学修のてびきに記載されており、学生に広く、共有している（資料 1-3-1,7-10）。

○安心・安全・健康のための啓発活動

安全で快適な学生生活を送るための留意事項等については学修のてびきにおいて様々なトラブルを防ぐためにという項目を設け、飲酒・喫煙時の注意、薬物乱用の防止、ネット上のマナーおよび個人情報の取り扱いに関する注意、悪徳商法・悪質団体への注意をそれぞれ

喚起している。

加えて、キャンパス内の火災・地震が発生した際の対応、災害に備えた対策・基礎知識についても学修のてびきにおいて、記載している（資料 1-3-1）。

<ハラスメント防止のための措置>

「学校法人京都精華大学ハラスメントの防止・対策に関する規程」において、ハラスメントを未然に防止し、学生及び従業員が個人として尊重され、能力と個性を発揮できる教育、研究および業務等を快適な環境で遂行できるよう努めている。この規程に基づき、本学では学校法人京都精華大学ハラスメント防止・対策委員会が置かれており、この任務として、啓発および研修を担っている（資料 7-11）。この委員長は教育企画担当副学長であり、総務グループ長が副委員長を務めることとして定められている。また、ハラスメントの被害を受けた申し立てがあった場合の相談に応じる相談委員を各学部から各 2 名、事務職員で 2 名配置している（資料 7-12）。ハラスメント相談に関しては学修のてびきにも明記している（資料 1-3-1）。

<学生の進路支援の適切な実施>

○多様な進路を支える多様な支援

本学学生グループキャリア支援チームでは、オーソドックスな進路・就職ガイダンス、企業説明会、内定者との交流イベント、筆記試験対策講座などにくわえ、ゲームクリエイター や Web デザイナーなどのいわゆるクリエイティブ系の職種を目指す学生を対象としたポートフォリオ対策講座・個別指導や就職以外の進路を目指す学生に対するものとしてマンガ家を目指す学生向けのマンガ講評会やフリーランス、アーティスト、スタートアップ志望者向けの講座などを開催している。また 3 年次の全学生を対象としたオリジナルキャリア手帖を無料配布し、適職診断ができる「セイカミライカード」、クリエイティブ職に採用された在学生、卒業生によるポートフォリオを閲覧できるようにしている。個別相談では、悩み相談だけではなく、履歴書、エントリーシートの添削や面接指導、ポートフォリオのチェックも対応可能としている。これらの情報は学修のてびきに掲載されており、学生に共有されている（資料 1-3-1, 1-3-2）。このような様々な進路支援の取り組みの結果、新型コロナウイルスの感染が拡大した影響で各大学とも採用率が低下していた 2020 年度において本学は全学で進路決定率は 86.6% であった。

■資料 7-13 就職サポートプログラム【ウェブ】

<学生の課外活動支援の適切な実施>

○課外活動を安全・適切に行うための支援の実施

課外活動団体が課外活動を安全・適切に行うための支援として、学修のてびきに飲酒・喫煙や薬物乱用、ネット上のマナーおよび個人情報の取り扱いに関する注意を掲載し、啓発に

取り組んでいる（資料 1-3-1）。

○課外活動等を支援するための施設の整備

本学では、学生の制作活動を支援するため学外アトリエ「the SITE」を保有している。この施設は、アトリエ・事務所・店舗として貸し出しを学内外に行っている施設であるが、本学学生も希望者は有料で利用することが可能である。また、展覧会、ワークショップ、イベントなどで利用できるギャラリーと、アートグッズなどの販売を行うショップ機能のある「kara-S」を街中に保有しており、学生の発表の場として用意している。さらに、2021 年度から、本学沿線沿いに多目的スペース「Demachi」を新たに開設した。主に学生の展覧会の場として現在は活用している。また、ゼミやクラブなどの合宿などで利用できる学舎として「丹後学舎」「朽木学舎」を用意している（資料 7-14【ウェブ】）。

○学外の施設利用の優待

本学の学生は、美術館や博物館など、京都市を中心とした学外の施設の無料・優待価格での利用を可能とする制度を設けている。また、本学は京都市キャンパス文化パートナーズ制度に加入しており、京都市の文化施設を利用する際、優待を受けることが可能である（資料 7-15【ウェブ】）。

○公認学生団体

本学では、学生生活を彩り、学部や学年の垣根を越えて友人を見つけることができる場として、クラブ・サークル活動が盛んにおこなわれている。公認学生団体制度を設け、認められた団体は、活動を補助するための活動支援金とクラブボックス棟である遠友館の部室の使用等の申請ができる。（資料 7-16【ウェブ】）

<外国人留学生に対する支援の適切な実施>

○寮の整備

本学では、現在 2 カ所の寮を設置している。そのうち 1 つである修交館（国際学生寮）は、35 室からなり、外国人留学生と日本人学生がともに生活し、交流を通して国際感覚を磨き、さまざまな価値観に触れて多文化を学ぶ実践的な教育の場として 2017 年に開設した。この寮にはレジデント・アシスタント（RA）である上級生が居住して寮生活をサポートする体制としている。なお、2019 年度以前は国内学生と外国人留学生 1 名ずつが同室することによる国際交流の促進に取り組んでいたものの、2020 年度以降は、新型コロナウィルスの感染を防止するために 1 名 1 室での利用へ現在は移行している。また、もう 1 つである木野寮は、52 室の個室を用意し、朝夕の食事を提供している。個室のほかに友人と利用できる共有スペースを完備し、グループ課題や談話など、寮内の交流を生み出す場を提供している。

○外国人留学生への経済的支援

外国人留学生の経済的支援制度は、主なものとして授業料減免型があり、一部に貸与型がある。授業用減免型は、「成績優秀奨学金」「私費外国人留学生学部学費減免」「海外プログ

ラム学修奨励奨学金」「私費外国人留学生大学院学費減免」「自然災害等の被災者に対する学費減免等救援措置」が設けられている。一方の貸与型は、正課科目として開講する海外プログラムを受講する学生を対象とした「海外プログラム履修奨励貸与奨学金」、学生生活維持のために緊急の出費を要する者を対象とした「短期奨学貸付金」が用意されている。

これらの奨学金については対象、金額、採用人数、選考基準、選考方法、時期などを学修のてびきに明記し、自身が対象となるのか、あるいは経済に困窮している場合に相談可能かなどの確認ができるよう、共有している（資料 1-3-1）。

○自主的な日本語学修のサポート

本学では共通教育機構において「日本語学修支援室」を設け、外国人留学生の自主的な日本語学習をサポートする体制を組んでいる。開室時間は平日の 12 時～18 時とし、またオンライン会議システムである zoom を活用した交流会も実施している。交流会は学内ポータルサービスである「セイカ・ポータル」を通じて告知されていることから、対象となる学生には一斉に情報が発信される仕組みが整備されている。

＜その他の学生支援の適切な実施＞

○学生と教職員との対話を通じた支援

本学では、明窓館の中に多目的ホール「M-104」、展示スペース「ギャラリーフロール」を置いていた。特に M-104 は、演劇やライブなど、学生のクラブ・サークルの活動の場として利用されていた。その運営も日頃利用している主なクラブ・サークルと、大学側の事務局によって構成された「明窓会議」をもって運営されていた。しかしこの明窓館は新明窓館に建替えることとなり、一時的に M-104 も取り壊された。取り壊された時期が新型コロナウイルスの感染が拡大していた 2020 年度以降のことであり、当初計画していた代替会場への経済的な支援等も実施できないままとなっていたが、緊急事態宣言も解除された時期には、学生のクラブ活動なども再開されることとなっている。新明窓館が開設する 2021 年度末に向け現在、「明窓会議」も実施されており、新たな明窓館にも M-104 の機能が引き継がれることが確認されたため、新明窓館建造に関わったデザイン学部建築学科の教員、建設会社、事務局とともにクラブ、サークルの各部員が導入する機材等の調整を議論している（資料 7-17）。

また、この新明窓館に関して、学長が学生や教職員に対してそのコンセプト等を説明するオンライン説明会を実施した。質疑などの時間も設けられ、広く新明窓館の趣旨やあり方を対話する機会が設けられた（資料 7-18）

○学生有志と学長によるオープンディスカッション

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、学生有志による企画でのオープンディスカッションが行われた。この企画には学長が協力し、『SEIKA を「みんなでつくる』』をタイトルに対話参加型の企画として実施された（資料 7-19）。

○学費支弁者との対話を通じた支援

本学では、学部生の学費支弁者をもって構成する教育後援会を設けている。この教育後援

会には役員を置き、定期的に学長をはじめとする学内教職員との会議を行っている。さらに年に2回、教育後援会と本学共催による教育懇談会を実施しており、特に学生が日ごろ指導を受けている各学部の教員や学生生活支援、キャリア支援、留学支援などを担当する事務局の各担当者との相談ができる機会を設けることで、学生自身による相談が難しいような内容や、学生自身が気づけていない課題などについて学費支弁者を通じて支援できる体制を設けている（資料7-20）。

○芸術研究科の取り組み

芸術研究科では、指導教員のもと、自身の制作活動に取り組むだけではなく、他の作家のリサーチやフィールドワークを通じた染色の産地や展覧会、作家工房訪問などの授業クラスを設けたり、発表を通じた自身の作品に影響を受けた作家に関する情報を互いに開示するなどして、相互の成長を通じた自身の制作活動の幅を広げるなど、多様な学習機会を設けるなどの取り組みを行っている（資料7-21-1,7-21-2）。

<学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）におけるCOVID-19への対応・対策>

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、2020年4月には、メンタル面での悩みを抱える学生のため、気軽に相談できるメール相談窓口を学生相談室に設けた。その窓口では、臨床心理士、社会福祉士の資格を持った専門の教員やスタッフが対応した。また、キャリア支援では、オンライン会議システムであるZoomを活用した進路相談をおこなうなど、感染症の流行により大きく様変わりした学生の就職活動を支援した。また、学内への入構が一時的に禁止されたため、必要な教科書等の教材や図書資料の郵送などもおこない、教育の質が低下しないように努めた。

感染症の流行が落ち着いた9月以降には、課外活動を一部緩和し、卒業制作などを行なっている学生の入構緩和などをいち早くおこない、感染症流行下であっても、通常の学生生活が行えるように配慮した。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<学生支援の適切性の定期的な点検・評価>

学生支援の適切性の定期的な点検・評価は、学生生活については学生生活委員会にて、キャリア支援についてはキャリア支援委員会にて、修学支援については教務委員会にてそれぞれ必要な改善を行い、次年度の取り組みに繋げている。また特にその中でも奨学金制度等の全学的な課題であり、更に影響の大きい内容の場合には常務理事会で審議され、学生支援の改善に活かされている。

○各学部・研究科における点検・評価

各学部・研究科における学生支援の状況について、各学部長・研究科長のもとで点検活動を行い、その報告書が自己点検評価実施委員会にて確認されている。（資料 2-9）

○調査、アンケートによる実態把握

毎年度、本学では「入学時アンケート」「キャンパスライフアンケート」「卒業時アンケート」を実施しており、その中では種々の成長実感調査だけではなく、本学に対するさまざまな課題が確認できるアンケート項目や意見を聴取する自由記述の欄を設けている。調査結果は、全学組織である教学運営会議や教授会などでも共有をされており、特に各学部、学科に対する意見や要望についてはできるだけ対応することが学長から求められている（資料 1-6-1,1-6-2,1-6-3【ウェブ】）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

2021 年度からの 2 つの新学部の開設と全学共通教育改革と国の修学支援制度の見直しにあわせ、学生支援に関しては多様な奨学金が運用されていた状況を見直し、学生にとってわかりやすい奨学金制度の整備に向け、2019 年度から 2020 年度に変えて大規模な奨学金制度の改革が取り組んだ（資料 7-22-1,7-22-2）。

(2)長所・特色

本学では、「人間を尊重し、人間を大切にすること」をその教育の基本理念としており、この理念に基づき、開学当初から多様な学生の受け入れに取り組んでいる。特徴的なものを以下に挙げる。

第一に、外国人留学生に対する修学支援では、日本語能力に不安のある外国人留学生を対象とした共通教育機構学修支援部門内の日本語学修支援室による学修支援を行っている。新型コロナウイルスの感染が世界的に広がった 2020 年度は入国できない外国人留学生もいたがオンラインでの支援を行うなどして、遠隔授業を履修する際に修学面で困難な面のあった学生を支援する仕組みを設けた（資料 7-23【ウェブ】）。

第二に、障害のある学生の支援では、創造戦略機構学生支援センターと学生グループ内の障害学生支援室による支援体制を設け、聴覚障害学生向けのノートテイクや講義内容の字幕作成等において学生サポーターを手配するなどの支援に取り組んでいる（資料 1-3-1）。

第三に、経済的な支援の面では、日本学生支援機構による奨学金だけではなく本学独自の制度を整備している。2019 年度は学部の在籍学生 2,989 名のうちの 1 割を超える 382 名、研究科では 131 名の在籍学生のうちの 4 割弱にあたる 51 名を対象とした給付奨学金を支給した。その総額は 146,212,732 円が支出であり、教育研究経費全体 1,839,670,353 円の約 8% にあたる（資料 7-9）。

(3)問題点

発展的課題として、正規課程の外国人留学生の事務部門における学生生活上の支援は基本的に学生グループがこれを所管している。特に COVID-19 緊急事態における支援については専属で担う職員の数が不足し、未だ入国できていない学生への対応もしつつ通常の支援を担うには十分なものといえない。今後、専門職員の確保等、更なる検討が課題と言える。また、2021 年度からの中長期計画である「SEIKA2024」において、これまで継続的に取り組むことができずにいた学生同士が支え合い、相互の成長のため、ピアサポートやラーニングコモンズの整備が立てられている。ラーニングコモンズについては 2021 年度末に建設される明窓館において環境を整備する計画である。一方のピアサポートについては、学生生活委員会においてその計画が議論されているところであるが未だ具体的な計画に結び付いてはおらず、引き続き検討を重ねていくこととなる（資料 7-24）。

(4)全体のまとめ

2018 年に設定された「VISION2024SEIKA」では、外国人留学生や障害学生など、本学で学習する上でのハンディキャップを抱える学生を対象とした支援に重きを置いた施策が立てられていた。2021 年度からの中長期計画である「SEIKA2024」ではそれらの学生も包括的に支援するあり方として学生同士が支え合う仕組みとしてピアサポートやラーニングコモンズの整備が計画されている。

現にこれまでの事業の中で外国人留学生に対する日本語学習を中心とした支援、障害学生への学修支援においては、それぞれに一定の成果があり、すでにそれらの活動は経常的な活動へ移行している。これらの支援体制の水準を維持し、向上しつつ、より幅広い学生を支援する体制の構築にこれからは取り組んでいく。

本学は入学政策として多様な学生の受け入れを積極的に進めてきた。外国人留学生に対する入学者選抜においては入試区分を大幅に拡大し、障害学生に対しては合理的な配慮を行っている。入学後の学生支援においてもこのような入学政策に対応して、学生の多様性に配慮した入学から卒業までを通じた支援策を具体化してきたが、今後の改善・充実を展望した場合、更なる対策としてはさらに専門職員を配置するなど、未だ課題とすべき点も存在する。すべての学生・教職員が今日的な多様性についての理解を深めることを前提に、今後さらに視野を広げた支援策に取り組んでいく。

第8章 教育研究等環境

(1)現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示と共有

＜大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境整備方針の明示＞

本学では、本学の理念・目的、学部・研究科の目的等を踏まえ、「京都精華大学の教育研究等環境の整備に関する方針」を定めている。この方針はWEBサイトにも掲載され、広く学内外に共有している（資料2-11【ウェブ】，8-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地および校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設および設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備および管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持および管理、安全および衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や外国人留学生への対応等、すべての利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員および学生の情報倫理の確立、セキュリティに関する取り組み

＜教育研究等環境に関する方針に基づく施設・設備等の整備＞

○キャンパス整備

京都精華大学の教育研究等環境の整備に関する方針の実現に向け、大学全体の校地・校舎の適切な管理の一環としての学内施設設備計画について、特に校舎の建築、改修等が伴う大規模な整備については、所管理事である総務担当常務理事のもと、計画が立案される（資料8-2）。総務担当常務理事が立案した計画は常務理事会で審議され、承認されたのち、進められる。特に校舎の建て替え等教育研究上大きな影響のある計画については、学長を委員長とする施設整備委員会が設置され、進められることとなる。その骨子については所管である総務担当常務理事が立案し、常務理事会へ諮られ、審議ののち、承認後に進められる（資料8-3）。

2020年度新設の愛智館、2021年度末新設予定の新明窓館についてはこの手順に基づき計画が立案され、常務理事会での承認と、特に建て替え等長期的な財務計画に関しては理事会の承認を得、進められた。この計画にあたっては、明窓館は本学の象徴となる建物の整備を

目指すものとなった。そのコンセプトは「VISION2024SEIKA」における教学面の3つの軸である「グローバル」「表現」「リベラルアーツ」が掲げられ、学生、教職員に対してパブリックコメントを求め、建築計画に反映された（資料8-2）。

なお、大学設置基準に対し、本学の校地・校舎面積の充足及び必置施設等については適切に整備している（大学基礎データ表1）。

○ネットワーク環境等

ネットワーク環境について、京都精華大学の教育研究等環境の整備に関する方針を実現すべく、総務グループ情報管理チームが整備に取り組んでいる。2020年度は、主な整備項目として、(1)清風館、本館、風光館などの本学各建物の無線ネットワークの構築、追加、(2)風光館PCルームの機器更新、(3)サーバ室機器更新などの通信環境等の改善を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対応によって増加した遠隔授業の学内受講環境を整備するため、悠久館、友愛館アゴラ、5号館、7号館、春秋館、清風館、風光館、情報館各所のネットワークを増強した（資料8-4）。また、従来、デジタルカメラ等の機材の貸し出し、ポスター等大判出力、写真スタジオの利用等の受付は本学図書館である情報館内のメディアセンターが担っていたが、遠隔授業のサポート業務にも対応するため、この機能を分離し、「ICTサポートセンター」に2021年度から変更した。よりキャンパス中央部に近い本館2階に場所を移し、本学学生の学習上のICT部分のサポートを担うこととなった（資料8-5）。

○施設、設備等

施設、設備について、京都精華大学の教育研究等環境の整備に関する方針を実現すべく、総務グループ施設管理チームが整備に取り組んでいる。2020年度は、安全および衛生の確保のため、防災設備のリニューアル、消防点検時の是正工事、各学部における画材等に含まれる有害物質を除去する環境配慮のための除外施設の整備に加え、定員の見直しや新学部開設に向けた準備のための建物の改修などを行った（資料8-6）。そのほか、毎年度の消防点検に伴う是正工事や消火器等機器の入れ替え、定期的な電気、ガス、エレベーター、空調機器の点検と必要に応じた改修工事、機器入れ替えを行っている。2020年度は食の衛生管理を確保するため悠久館内の食堂厨房機器の大幅な入れ替えを行った。バリアフリーの面では、学内の車いす用のスロープや階段部の手すりの設置、7号館や風光館前要所の路面の補修工事等が順次進められている。また、車いすやオストメイト等に対応した多目的トイレ「みんなのトイレ」について本館を含めた比較的新規に建てられた建物から、順次整備を進めている（資料8-7-1,8-7-2【ウェブ】）。

○学習環境

学生の自主的な環境を促進するための環境整備に関しては、図書館である情報館の中にコミュニケーションスペースを設け、全学生を対象としたグループワークなどのできる環境を整備している。また、情報館1階にはラボやスタジオ機能があり、デザイン、映像、サウンド編集、レポート作成、映像撮影、写真撮影等の学生のさまざまな制作・表現活動を支える空間を整備している（資料8-8【ウェブ】）。この情報館2階には点字資料室もあり、点

字資料のほか、音声・展示対応パソコン、音声読み上げ設備、拡大機を設置しており、視力の強弱、有無等さまざまな状態に対応できる環境を整備している（資料 8-8【ウェブ】）。

さらに 2021 年度末に新設する明窓館では、前述の通り「VISION2024SEIKA」に掲げる 3 つの教学の軸である「リベラルアーツ」「グローバル」「表現」の実現のため、大ホール、ラーニングコモンズ、ライティングセンター、グローバルコモンズ、グローバルラウンジ、アクティビティースペース、教室を兼ねるディスカッションスペース、教室を兼ねる発表空間、ギャラリー等を備える計画である。学生の自主的な学習促進のための環境はこれまで各学部の実習室や工房施設、演習室や P C ルームなどのほか、全学としては情報館に負うところが大きかったが、2021 年度末の明窓館完成後は全学的に共同で学べる空間をより拡張整備することができる。全学共通教育の拡大と合わせ、分野を超えた学びの場の形成をめざす計画である（資料 8-9）。

＜教職員・学生の情報倫理の確立、セキュリティに関する取り組み＞

本法人では、「学校法人京都精華大学における個人情報の保護に関する規程」を定めている。この規程に基づき、「学校法人京都精華大学個人情報保護委員会規程」、「学校法人京都精華大学個人情報漏洩防止ガイドライン」を規程化している。個人情報保護委員会は総務担当常務理事を委員長とし、個人情報保護および情報セキュリティ関連情報の収集および学内への周知、個人情報保護、情報セキュリティ体制の改善、向上などを責務としている（資料 8-10-1,8-10-2,8-10-3）。

学生に対しては、学修のてびきにおいてネット上のマナーおよび個人情報の取り扱いに関する注意を記載し、情報倫理の啓発に取り組んでいる（資料 1-3-1）ほか、遠隔授業の実施において発生した SNS 上の問題にも都度、授業担当教員を通して注意喚起を行っている。

＜学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備における COVID-19 への対応・対策＞

新型コロナウイルス感染症の流行下では、対面授業ではなくオンライン授業が中心となつたため、オンライン授業用の教育研究環境を整備した。学生の希望者には授業受講用のタブレットを貸与するとともに、学内での教育研究用インフラとして、ビデオ会議システムの導入、サーバの容量アップ、遠隔授業ソフトウェアの導入をおこなった。

また、自宅等にインターネット接続環境が整備されていない学生のためには、専用の教室を開放するなど、学ぶ機会を失わせないような取組を実施した。こうしたインフラ整備などには、文部科学省から急遽出された補助金なども活用し、十分な体制の構築に尽力した。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

- ・学術情報へのアクセスに関する対応

- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間、専門的な知識を有する者の配慮等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書館、学術情報サービス提供の体制整備、適切な機能>

本学の図書館にあたる情報館の蔵書数は図書232,617冊、学術雑誌749種となっている。また、関連施設である京都国際マンガミュージアムでは図書189,553冊、学術雑誌2,654種である。情報館の閲覧座席数は584席であり、学生の学習に配慮した施設が整備されている（大学基礎データ表1）。情報館の開館時間は平日は8時30分から20時30分、土曜日は8時30分から18時であり、学生の学習上十分な時間を開放している。加えて、図書館・学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者について、本学では司書資格を有する職員を情報館に配置し、適切に学生の学習支援を担える人材を置いている。（資料8-11-1【ウェブ】、8-11-2）

また、オンライン上で情報検索のできる契約データベースとしては、新編国歌大観、日本大百科全書、日本歴史地名大系、字通などを中心とした各種辞・事典類を収録し、東洋文庫、週刊エコノミストのPDFも閲覧できる「Japan Knowledge Lib」や、学術の雑誌のアーカイブを提供する「JSTOR Arts&Sciences I・III・V」等、学内ネットワークで閲覧利用できるデータベースが7種、情報館スタッフが代行で検索するデータベースとして、企業情報や新聞・雑誌記事当が検索できるビジネスコンテンツである「G-Search」や日本経済新聞社刊行の新聞・雑誌記事等を検索できる「日経テレコン21」と契約を交わしている。（資料8-12【ウェブ】）。

国内外の学術情報の相互提供システムの構築に関しては、国立情報学研究所（NII）のNACSIS-ILLを利用している（資料8-13【ウェブ】）。

レファレンスでは、昨年度から新型コロナウイルス感染拡大があり、制限された中で対応をしている。現在は、2020年6月から、電子メールでの支援に制限して、支援している（資料8-14-1【ウェブ】）。

■資料8-14-2 自己点検評価報告書データ【情報館】2020年度（2020/4～2021/3）

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援

- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・本学の特色を活かした研究活動促進のための体制整備

<教育研究等環境の整備による研究活動の促進>

教育研究等環境の整備に関する方針では、「持続的に研究成果をあげ得るように研究環境の整備に努める」としており、そのために「(4)大学が組織的に取り組む研究活動、教員が個々に取り組む研究活動に適した環境整備に努める」としている。具体的な施策として、「VISION2024SEIKA」におけるビジョン実現のため研究所の再編と新設、学内研究費の効果的配分を掲げている（資料 1-8-1【ウェブ】）。このビジョン実現に向け、2021年度から新たに全学研究委員会を発足した。この委員会の所管事項は(1)全学的な研究方針の策定に関する事項(2)学内研究資金の審査に関する事項(3)科学研究費補助金等外部資金の獲得の推進に関する事項(4)研究成果の公開に関する事項(5)京都精華大学紀要の企画・編集・発行に関する事項(6)出版活動および出版環境の整備の推進に関する事項(7)学部、研究科及び全学研究機構との連携に関する事項(8)その他、学長および委員長が必要であると認めた業務、としている。この委員会を通じ、これら諸施策を推進する体制を構築できた（資料 8-15）。

○学内研究費の効果的配分

本学では専任教職員、特任教員に対して、個人研究費を支給している。これに加え、2016年度からは学内競争的資金として、本学の学術研究および教育の向上を期することを目的とする学長指定課題研究費制度を整備した。この制度は学長が毎年度設定したテーマに沿った研究活動を支援するものであるが、2人以上の教員と職員双方を含む共同研究であることを特徴としており、このような条件とすることで教職協働を促進する制度としても寄与している。さらに別の学内競争的資金としては「個人研究奨励費」がある。これは「学術研究」「制作・表現」「教学・学修支援」「社会連携活動」の4つのテーマのいずれかに該当する研究活動を助成するものである。学長指定課題、個人研究費奨励費ともに、研究成果として研究テーマと代表者氏名をウェブサイトで公開するとともに報告会への参加を必須とする。さらに紀要や学術雑誌等へ公表するよう努めることとしている。これらの学内競争的資金はいずれも規程を定め、選定、運用についてはこの規程に基づき、実施している（資料 8-16-1,8-16-2）。なお、2020年度、学長指定課題研究費は12件、個人研究奨励費は30件が採択された。（資料 8-17-1,8-17-2）。

○学外補助金の獲得のための支援

本学では、科学研究費補助金への申請・採択件数の向上を図ることを目的とするため、科研費申請奨励研究費規程を定めている（資料 8-18）。これは、新たに科研費を申請した研究

課題および関連分野の研究に着手するための事前準備等に充てる研究費として申請奨励研究費、新たに科研費を採択された研究組織の立ち上げ時に要する費用を保管する研究費としての採択奨励研究費、科研費を申請し、不採択となった研究組織が、次年度に同様の申請を行う場合に、当該研究課題に継続的に取り組むことで研究力を強化し、申請書類の完成度を高めるための研究費としての再申請支援研究費をもって構成されている。2020 年度は 5 件が配分された。(資料 8-19) また事務組織として、学長室グループのつかさどる業務として、科学研究費補助金等競争的資金による研究費申請の支援を定めており、本学専任教員を中心とした本学を機関として申請する研究者の申請の際の支援に取り組んでいる(資料 8-20)。

○ティーチング・アシスタントの配置

本学では、「ティーチング・アシスタント規程」を定め、毎年度、ティーチング・アシスタントを各授業科目に配置している(資料 8-21)。ティーチング・アシスタントの従事する業務は以下の通りである。

- (1)授業科目または教育・研究執行機関の教育運営に係る教育補助
- (2)受講生に対する学習上の相談および指導
- (3)レジュメ・レポート等作成方法に関する相談および助言
- (4)その他、教育上必要と認める教育補助業務

本規程に基づき、2021 年度前期においては、8 科目の授業科目に対して、4 名の大学院生、2 名の社会人が配置された(資料 8-22)。また各学期初めにおいて、ティーチング・アシスタントには研修を行い、制度の目的、業務内容等を具体的に説明している(資料 8-23)。

○本学の特色を活かした研究活動推進のための体制整備

本学の特色を活かした研究活動推進のため、以下の研究センターを設置している。

- ・本学は、京都市と共同で運営する京都国際マンガミュージアムを京都市内に有している。また、マンガ学部、マンガ研究科をもち、これらの本学のマンガ分野に関する取り組みは世界的にも注目されている。このような本学の教育、社会活動の基盤となる研究活動推進のため、国際マンガ研究センターを設置している(資料 3-2-2)。

- ・本学は、学生が伝統産業の工房に通い手仕事の技やその精神性を学ぶ学外実習を 1979 年から継続している。現在は全学共通教育において伝統産業分野に関するさまざまな講師を招いた「京都の伝統工芸講座 1」「京都の伝統工芸講座 2」や、実際に工房などに通って伝統工芸の専門家から実際の技や精神性を学ぶ「京都の伝統産業実習」を置き、全学部生が学ぶ機会を設けている。このような知見を集約し、より活発な教育・研究活動に還元するために伝統産業イノベーションセンターを設置している(資料 3-2-4)。

- ・本学は、2021 年度から新たな学部として国際文化学部を開設した。この学部の学生の主なフィールドとなるのがアフリカ地域、アジア地域である。また、同じく新たに 2021

年度からの共通教育におけるマイナー科目においてもアフリカ・アジアを1つの分野として置いている。アフリカやアジアをフィールドとする研究者やアーティストを積極的に受け入れ、学部の教育研究活動ともリンクする研究拠点をめざし設置を検討している（資料3-2-3）。

○研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

本学では教員研究室を学内に153室設置している。教員が適正に研究ならびに教育指導ができる環境を整備できている（大学基礎データ表1）。研究時間の確保に関しては、本学では教育補助業務を担う者として大学院在学生をティーチング・アシスタントとして雇用することを認めている（資料8-21）。また、研究専念期間に関して、本学では「京都精華大学学外研究員規程」を定め、本学の資金により、一定期間、学問・教育の研究・調査に専念することができる制度を整備している。（資料8-24-1）

■資料8-24-2 学外研究一覧 2015-2021

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

<研究倫理遵守のための適切な対応>

本学の研究活動は、「京都精華大学研究倫理規定」、「京都精華大学研究費執行における不正防止規程」「学校法人京都精華大学における研究活動上の不正行為に関する規程」「京都精華大学における人を対象とする研究倫理指針」に基づいて推進している（資料8-25-1,8-25-2,8-25-3,8-25-4）。これらの規程に対応すべく、「京都精華大学研究倫理委員会」、「京都精華大学における人を対象とする研究倫理審査委員会」を規程化し、学内審査機関として設置している（資料8-26-1,8-26-2）。

特に公的研究費の適正な運営・管理については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が2014年2月18日付で改正されたことを受け、責任体制の明確化、適正な運営・管理の基礎となる環境の整備、不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、研究費の適正な運営・管理活動、情報の伝達を確保する体制の確立、モニタリングの在り方等についての本学の取り組みを定め、ウェブサイトを通じ、公開している（資料8-27【ウェブ】）。さらに毎年度、全学の教授会または教員会議において研究倫理研修を行い、研究費の不正使用、研究活動における不正行為等について、全学研究機構長から、所属する教員へ指導している（資料8-28）。大学院生に対しては、オ

ンラインでの研修によって不正行為等に関し、指導を行っている（資料 8-29）。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<教育研究等環境の適切性の定期的な点検・評価>

教育研究等の環境整備にあたっては、常務理事会が毎年度、総務グループから出される次年度環境整備に関する計画について、財政的な状況等をふまえ、優先事項を協議の上、実施計画を立案している（資料 8-30-1,8-30-2,8-30-3,8-30-4）。特に新学部の設置や学部の募集停止、定員の見直し等学部の再編が伴う場合は常務理事会の下、総務担当常務理事と学長が協議の上、適切な計画を策定、立案し、常務理事会において審議の上、新たな建物の建設等が伴う場合には理事会の承認を得て、計画は進められている。

施設、設備等の維持および管理については、総務グループにおいて各種法令等で必要とされる定期点検を実施している。この定期点検の結果を修繕計画等に反映させている。この修繕計画については前述の通り、常務理事会に諮られ、その実施時期について検討されている（資料 8-3）。

また、本学では自然環境と共生し、健康かつ安全で快適なキャンパス空間の創造を目的とした環境委員会を設置している。本学では芸術学部を中心に釉薬等の環境に大きな影響を与える画材や大型制作物を作成する際などの廃棄物等、少なからぬ環境へ影響を与える行為が教育活動などでも発生する。そこで、キャンパスの環境保全、防火・防災対策を含めた健康や安全確保に関する事項などをこの委員会では審議し、総務担当常務理事に意見を具申することとしている。また特に学生に周知すべき事項については「環境保全と安全確保の取り組み」としてウェブサイトに公開し、周知に取り組んでいる（資料 8-31【ウェブ】）。

本学における情報基盤整備やその進捗の検証、情報機器の利用に関わるルールの策定等に関しては、総務グループが所管し、整備計画等を立案している（資料 8-32）。また特に、通信ネットワークの管理に関する事項を審議するため、「京都精華大学キャンパス・ネットワーク委員会」を規程化し、設置している。この委員会では、学内外情報ネットワークの計画・運用に関する事項、キャンパス・ネットワーク継続の承認および停止に関するなどを審議することとしている（資料 8-33）。

図書館にあたる情報館では、情報館の組織計画、事業計画、財政計画、広報計画、管理運営に関する事項を審議するため、「京都精華大学情報館管理運営委員会」を設置している。情報館管理運営委員会の規程上は隔月での開催としているが、現状は毎月開催されている（資料 8-34）。

研究活動については、学長が任命する委員長による全学研究委員会が設置されており、全

学的な研究方針の策定について審議することとしている（資料 8-15）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

2021 年度からの全学のカリキュラム改革、国際文化学部、メディア表現学部の設置等に伴う教育環境整備に関しては、前述の通り、常務理事会と常務理事会の下に設置した施設整備委員会を中心に施設の見直しが行われ、旧校舎の建て替えと、新たな建物の設置が進められた。さらに毎年度の施設設備と情報基盤整備に関しての点検を通じた修繕や改修等は総務グループを軸に適切に実施されている。

図書館にあたる情報館については、「情報館リニューアル検討委員会」が 2020 年 4 月に常務理事会において発足が承認され、2020 年 12 月にその答申が提出され、常務理事会にて受理された。この答申をふまえ、2021 年 3 月に理事長から、その取扱いと基本方針が示され、現在、リニューアル計画は進められている（資料 8-35）。

(2)長所・特色

学生の学習環境の整備として、図書館にあたる情報館において、2 階にコミュニケーションスペースを設け、全学生を対象としたグループワークなどのできる環境を整備している。また同じ 2 階には点字資料室もあり、点字資料に加えてさまざまな機材を置くことで学生の状態に合わせた対応ができるようになっている（資料 8-8【ウェブ】）。さらに 2021 年度末に新設する明窓館では、「VISION2024SEIKA」に掲げる 3 つの教学の軸である「リベラルアーツ」「グローバル」「表現」の実現のため、大ホール、ラーニングコモンズ、ライティングセンター、グローバルコモンズ、グローバルラウンジ、アクティビティースペース、ディスカッションスペース、ギャラリーなどを整備する計画である（資料 8-9）。

研究活動の促進に関して、2016 年度から設けた学長指定課題は、教職協働も目的としており、教員と職員双方を 2 名以上含む共同研究であることを申請の条件としている。2020 年度は 12 件が採択されている（資料 8-17-1）。また本学の特色を活かした取り組みとして、京都市と共同で運営している京都国際マンガミュージアムがある。世界的にも注目されているこの施設に置かれた「国際マンガ研究センター」は本学の特徴の 1 つであるマンガ分野での研究活動の象徴であり、その研究活動の成果が京都国際マンガミュージアムを通じて発信されている（資料 8-36【ウェブ】 ,3-2-2）。

(3)問題点

発展的課題として、各種情報システム整備に関する方針や基準の整備が挙げられる。ICT 技術の向上により、各大学の教学等システムは目まぐるしく改善されているが、そのシステムの価格的な妥当性やサービスの差異、導入時の労力等、導入にあたっての妥当性の判断基準は非常に複雑である。また導入したシステムが及ぼす影響は 1 部門だけではなく複数の部門にまたがることも多く、導入のためには販売企業と導入部門だけではなく、複数の部門

と連携した綿密な準備が必要である。本学では 2014 年度に教学システムの見直しを行い、その後も入試出願システムの見直し等暫時、システムの更新を行ってきた。都度、部門間のコンフリクトが生じたりするなど導入後に課題が発見されることも少なくない。そのような状況を改善するため、新たに外部コンサルタントの協力を得つつ、システム導入ポリシーの策定に取り組んでいる。ポリシーの目的として、導入側にあたる部門において事前にどのような点に注意をして導入をするのかを検討するためのチェックシート機能と、提案を受け付けた側にあたる上位決裁側がどのような点から判断をするのかの指針としての機能を果たすものとして現在準備を進めている（資料 8-37）。

(4)全体のまとめ

本学における教育研究等環境の整備については、教育研究等環境の整備に関する方針をふまえ、2018 年に制定された「VISION2024SEIKA」と 2021 年度に制定された中期計画である「SEIKA2024」に基づき進められている。

この間の施設・設備の整備や管理の進捗については、学内ネットワーク環境の整備や防災設備のリニューアル等の基盤的なものから、2021 年度からの教学改革に基づく新校舎の整備等の大規模なものまで多様な形で取り組まれてきた。

図書資料の充実と利用環境の整備については、本学の教育研究に資する蔵書構築を行っておりまた、学内ネットワークを活用したオンラインデータベースや国内外の学術情報の相互提供システムとしての NACSIS-ILL の利用などに取り組んでいる。

研究活動を促進するための整備については、研究費、研究室などの施設設備、研究時間の確保等においてそれぞれ取り組みを進めている。

研究倫理、研究活動の不正防止については、各種規程を設けており、教員への説明会も行うなど適切に取り組まれている。

以上のことから、本学の理念・目的を踏まえた教育研究等環境に関する方針を明示・共有し、それに基づいた施設・設備等を整備・管理している。また、その適切性について定期的に点検・評価を行うとともに改善・向上に向けて取り組んでおり、その結果として良好な教育研究等環境を実現していると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1)現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針の適切な明示

本学の建学の理念に基づいた社会連携・社会貢献に関する方針は、本学のウェブサイトに公表されている（資料9-1,2-11【ウェブ】）。また、「VISION2024SEIKA」における7つの戦略施策において【社会（地域）貢献・連携】地域と世界を結ぶ、としてa.社会的ネットワークの形成、b.社会的課題解決を社会連携活動の中心に、c.リカレント教育に資する社会人教育プログラムの開発、d.スタディ・ツアーナの拡充を掲げている（資料1-8-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動、国際的な発信の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

<学内の体制>

本学の研究活動、社会連携・社会貢献を担う体制について、社会連携活動の推進および活動成果の発信を図るために、方針の策定ならびに機構に置かれる組織の業務に関する総括、連絡及び調整等を行うために全学研究機構を置いている。この全学研究機構には、国際マンガ研究センター、伝統産業イノベーションセンター、アフリカ・アジア現代文化研究センター、情報館を置いている（資料9-2）。また、社会連携活動、公開講座企画を通じた本学の教育研究成果の社会への発信、貢献の推進に関する事項を審議するため、社会連携委員会を置いている（資料9-3）。社会への教育研究成果の公開、リカレント教育、履修証明プログラム、受託事業等、学外所有スペース等の管理・運営、大学が管理・運営・企画するギャラリーに関する事務は学長室グループがこれを担うこととしている（資料8-20）。

加えて本学は、京都市との共同事業として京都国際マンガミュージアムを設置している。この京都国際マンガミュージアムの目的は、マンガ関連資料の収集・保管・展示を通して、マンガ領域における教育・研究活動に資するとともに、産・官・民・学連携の拠点として、関連事業を行うことでその成果を広く社会へ発信することとしている（資料9-4）。

一方で教育活動における社会連携・社会貢献に関しては特に共通教育機構が開講する共通教育科目である社会実践力育成プログラムにおいて展開している。今年度は国内ショートプログラムにおいて「企業提案型」や「地域調査型」授業を開講している。短期のフィールドワークを通じ、地場産業や地域の関係を体系的に学ぶとともに、相手先の抱える課題に対して解決策の提案、調査・報告、解決に資する表現のいずれかができるることを授業の到達目標として設定している（資料9-5）。

<学外組織との適切な連携体制>

学外との研究における連携は、全学研究機構において進めるとともに、その事務は学長室グループが担っていることは前述の通りである。2021年5月において本学は、国際日本文化研究センターなど13件の社会連携・社会貢献を目的とした協定を交わしている。また、学外の様々な団体と連携した社会連携プロジェクトについては、2020年度は15件が実施された（資料4-10【ウェブ】，4-11）。

さらに2019年度に、教育フォーマットと研究ネットワークのための国際的な連携プラットフォームである「Shared Campus」に日本では初めて参画することとなった。2021年11月時点では、本学を含めヨーロッパとアジアの7つの芸術大学によって構成されている。京都精華大学は「ポップ・カルチャーズ」「クリティカル・エコロジー」などの共同研究のほかに、教育プログラム（サマースクールや制作留学）の開発や連携大学への学生の派遣が予定されている（資料9-6【ウェブ】）。

また、文化都市である京都の利点を活かした京都に集まる多様な博物館（ミュージアム）をフィールドに京都の持つ魅力的な文化を学びながら、そこにある様々な課題に取り組むことでチームワークを活かし、課題解決に向けたリーダーシップを発揮できる人材を育てる大学コンソーシアム京都による開講科目「京都ミュージアムPBL科目」について本学は協定を交わし、正課授業を開講している（資料9-7）。

前述の通り、京都国際マンガミュージアムは京都市との共同事業として設置されている。ミュージアム独自の展覧会やイベント等も年間を通じさまざまに取り組まれているが、近年はミュージアムと全学研究機構国際マンガ研究センター共同企画による企画展示について、他の美術館・博物館へ提供するいわゆる巡回展も行っている。「GIGA・MANGA-江戸戯画から近代漫画へ-」は非常に好評であり、主催である毎日新聞社による図録も編纂され、ミュージアム所蔵の資料も多数掲載されることとなった。この京都国際マンガミュージアムには事業推進室を設置しており、学外の企業、自治体等行政機関、大学等教育機関から幅広い受託事業を展開している。2020年度は54件の事業を行った（資料9-8）。

加えて、教育活動においても社会実践力育成プログラムにおいて、学外の連携先での授業を展開している（資料9-5）。

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動、国際的な発信の推進>

研究活動については、前述の通り、全学研究機構社会連携センター（2020 年度当時）が主体となり、学長室グループ（2020 年度までは研究推進グループ）が事務所管となる社会連携プロジェクトは 2020 年度に 15 件が取り組まれた（2019 年度は 38 件）。また、有料の公開講座である公開講座ガーデンの参加者も 2019 年度は 409 人であったが、新型コロナウイルス感染症が拡大し、急遽オンライン等に実施を切り替えた 2020 年度は 22 人の参加にとどまった。無料の公開講座であるアセンブリーアワーはオンラインに切り替えたことにより逆に参加者数が伸び、1,302 人であった（2019 年度は 1,190 人）（資料 4-11）。

京都国際マンガミュージアムについては、本学だけではなく、京都市全体のなかでも有数の入場者数を誇る博物館となっている。特に外国人観光客の入場が多く、本学が蓄積したマンガに関する資料や研究成果を発信する場となっている。2019 年度までは年間 20 万人以上が毎年来場していたが、新型コロナウイルスの影響が大きく響き、2020 年度の入場者数は 72,480 人にとどまった（資料 4-11）。また、前述の通り、京都国際マンガミュージアムの事業推進室による受託事業は 2020 年度 54 件であった（資料 4-11）。

＜地域交流、国際交流事業への参加＞

国際交流事業として、2019 年度に参画した「Shared Campus」に関するサマースクールプログラムが 2021 年 7 月に完全オンラインで開催された。このサマースクールはヨーロッパ、アジアの 7 つの芸術系高等教育機関から学生が参加するプログラムである。2021 年度のプログラムは「Art of the Gap—隔たりの美学—」「Arts & Crafts Matters in a Digital Society!—デジタル社会のアーツ & クラフツ—」「Hacking Global Pop Icons—グローバルアイコンをハックしろ！」「Streets—街路で考える—」「Teleprovisation. Let's do it!—遠隔インプロやってみない？」があり、このうち、「Streets—街路で考える—」「Teleprovisation. Let's do it!—遠隔インプロやってみない？」では本学の学部を超えた複数の教員が担当教員として参加している（資料 9-9 【ウェブ】）。この授業は本学の授業として単位認定もされる正規課程科目である。

＜社会連携・社会貢献において、COVID-19 への対応・対策＞

広く学外に公開されている公開講座や講演会等は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、オンライン開催に切り替え、実施した。結果として、場所を問わず、多くの方が参加できるようになり、結果として以前よりも参加者数が増えたイベントもある。京都市と共同で運営する京都国際マンガミュージアムでは、新型コロナウイルスによって変化した世界をテーマにマンガを描くオンライン作品展「マンガ・パンデミック Web 展」を開催するなど、感染症の影響を創作に活かしていくような取組もおこなった。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っている

か。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<定期的な点検・評価>

本学では年度開始前に事業計画書を各部局単位で策定し、予算計画とともに、常務理事会での構成員との折衝を行っている。

京都国際マンガミュージアムに関しては、半年に1度、事業概要報告をまとめ、期間中の活動概要、入場者数、受託事業件数、収支、広報上の効果を常務理事会へ報告している（資料9-8）。またミュージアムの事務局長は2週間に1回されるグループ長会議へ出席し、その間の活動などに関する状況報告を行っている。

全学研究機構においては、全学研究機構会議において、各センターの活動状況についてセンター長から報告されている（資料9-2,9-10-1,9-10-2,9-10-3）。また、全学研究機構長は、毎月開催されている教学運営会議に出席しており、その場において機構のその間の活動について報告している。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

本学では毎年度後半に翌年度の事業計画と予算計画を経営企画グループに提出し、その内容について各部局は常務理事会構成員との折衝を行っている。その際は当該年度の活動状況もあわせて報告しており、その成果、適切性を確認し、翌年度の事業計画に関する意見交換をしたうえで、事業計画に反映され承認されている。2021年度事業計画策定の際には、全学的な研究活動の支援体制を強化すべく、全学研究機構におけるセンターの再編と新たな委員会の開設、事務局の再編等を行った。社会連携教育センターが廃止され、より横断的に各学部の教員が参画できる社会連携委員会が設置されるとともに、事務局の研究推進グループは学長や副学長のもとでより強いリーダーシップで運用できるよう学長室グループへと再編された。

また、大学が主催する公開講座については新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大学内の実施が困難となったこともあり、2020年度から開始したオンラインでの講座をより発展させ、積極的な広報活動に取り組まれ展開されている。

従来、全学研究機構を中心とした社会連携・社会貢献活動は今年度から社会連携委員会を中心として取り組んでいる。社会連携・社会貢献活動に関し、協定、講座等の実施状況等に関する自己点検評価活動についても社会連携委員会を軸として取り組まれている（資料9-11）。

(2)長所・特色

研究活動については、「社会連携・社会貢献に関する方針」を目標に掲げ、あわせて

VISION2024SEIKA における 7 つの戦略施策に基づき進められてきた。学外組織との連携活動として、2021 年 5 月時点で国際日本文化研究センターなど 13 件の社会連携・社会貢献を目的とした協定を交わし、社会連携プロジェクトは 2020 年度に 15 件が実施された（資料 4-10【ウェブ】 ,4-11）。

教育と研究にまたがる取り組みとして、国際的な連携プラットフォームである「Shared Campus」に日本で唯一の創立メンバーとして 2019 年度に参画した。ヨーロッパとアジアの 7 つの芸術系大学によるこのネットワークで本学は「ポップ・カルチャーズ」「クリティカル・エコロジー」などの共同研究とサマースクールや制作留学などの教育プログラムの開発などを携わる計画であり、連携大学への本学学生の派遣などが計画されている。締結後、COVID-19 の拡大により実際に現地と交流するプログラムは現状実施が困難であるため、オンラインでのプログラムをこの間展開している（資料 9-9【ウェブ】）。

教育と研究を通じた社会貢献活動としては本学と京都市が共同運営をしている京都国際マンガミュージアムで国際マンガ研究センターの研究実績等も活かしたさまざまな展覧会やイベントを展開している。特に近年の活動として、京都国際マンガミュージアムが企画した展示内容を他の美術館や博物館へ展開する巡回展を行っている。「GIGA・MANGA-江戸戯画から近代漫画へ-」は非常に好評であり、主催の毎日新聞社によって図録が編纂された。京都国際マンガミュージアムによる事業活動としては事業推進室を軸に学外の企業、自治体等行政機関からの受託事業も展開しており、2020 年度は 54 件の事業を行った（資料 9-8）。

（3）問題点

発展的課題として、本学は伝統産業イノベーションセンターやアフリカ・アジア現代文化研究センター等、社会的に課題が多いテーマを対象とするセンターを設けているが、社会連携・社会貢献を軸とする取り組みとしては、国際マンガ研究センターを軸とした活動が比較的多い。国際マンガ研究センターは設置期間も比較的長く、京都国際マンガミュージアムが発信などの拠点となり得る一方で前述の 2 センターは比較的設置からの期間も浅く、発信などの拠点も有していないがそれぞれのセンターが現在進めている様々な研究テーマを軸とした今後の更なる社会連携・社会貢献活動を展開させていかなくてはならない。

（4）全体のまとめ

本学は、「教育の基本方針に関する覚書」、「教育理念」、「社会連携・社会貢献に関する方針」、「VISION2024SEIKA」に基づき、学外組織との連携体制を構築するとともに、研究交流・連携活動、国際交流活動、地域交流、地域貢献事業などに取り組んできた。

国内外の幅広い機関との連携協定を組み、特に国際的な展開の中でその関係性は有効に機能している。教育・研究双方でさまざまな展開が期待できる Shared Campus 事業は、「VISION2024SEIKA」に掲げる「グローバルな大学」と「表現の大学」を象徴する取り組

みと言える。現在は COVID-19 によって自由な横断が難しい状況が続いているが、今後、感染が収束していく中でより発展的な取り組み、活動の展開が期待できるものである。

一方で 2006 年度に開設した京都市と共同運営による京都国際マンガミュージアムは今や世界的にも評価される日本を代表する博物館に発展した。この京都国際マンガミュージアムと連携した研究に取り組む国際マンガ研究センターと、京都国際マンガミュージアムの中に置かれた事業推進室は研究活動を社会連携・社会貢献に直接結びつける回路となっている。すでに多くの外部機関と連携を重ねてきたこの体制を引き続き維持し、更なる社会連携・社会貢献に発展させていく。

以上のことから、本学の理念・目的等を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を明示し、それに基づき学外組織と連携し、社会貢献や地域交流に取り組むとともに、教育研究成果を国内外に発信していると判断できる。また、その適切性について、定量的に評価する仕組みを設けることにより、客観的かつ妥当な点検・評価をもとに改善・向上を進めている。これらの取り組みにより、社会的にも顕著な成果が出ており、大学基準に照らして極めて良好な社会連携・社会貢献を実現していると判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学の理念・目的の実現に必要な大学運営に関する方針の明示・周知>

本学の建学の理念に基づいた「学校法人京都精華大学の管理運営に関する方針」は、本学のウェブサイトに公表されている（資料10-1【ウェブ】）。

本学の現在の運営方針は、「VISION2024SEIKA」にて明示している。これは、建学の理念とミッションをふまえた7年間の長期計画であり、2018年度から2020年度までの第一次中期計画「SEIKA2020」、および2021年度から2024年度までの第二次中期計画「SEIKA2024」によって構成されている。理事長発議のもと、常務理事会で承認の上、専任教職員で構成された教職員合同会議にて共有ののち、法人の理事会で決定、あわせて評議員会で承認されたものである。このVISION2024SEIKAは、前述の教職員合同会議での共有に加え、冊子の配布やWEBサイトを通して学内構成員と広く社会に周知されている（資料1-8-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営組織の整備>

上述した大学運営の方針や関係法令に基づき、次のように大学運営組織を整備している。学長の選任は「京都精華大学学長の選挙および選出に関する規程」において定めている（資料 10-2）。学長の権限については、「京都精華大学学則」において、「学長は本学則に定める職務を行い、所属職員を統督する。」と定めている（資料 1-1-1【ウェブ】）。学部長及び研究科長の選出についてはそれぞれ「京都精華大学学部長選出規程」「京都精華大学研究科長選出規程」に定められている（資料 10-3-1,10-3-2）。その他の教員組織における役職者の選任方法及び役職者の権限については「京都精華大学組織および運営に関する規則」に定めている（資料 6-9）。

学長による意思決定およびそれに基づく執行等の整備、教授会の役割、学長による意思決定と教授会の役割との関係については、2015 年度の学校教育法改正を受け、「京都精華大学学則」、「京都精華大学大学院学則」、「京都精華大学教授会規程」等を改定し、これらを明らかにした（資料 1-1-1,1-1-2【ウェブ】,10-4）。この改定にあたりあらかじめ全学教授会で改定の趣旨を説明したのち、常務理事会、理事会の審議を経て承認された（資料 10-5-1,10-5-2,10-5-3）。

法人組織と大学組織等の権限と責任の明確化について、本法人では、「学校法人京都精華大学組織および運営に関する規則」においてその編成について定められている（資料 6-9）。法人には理事会と理事会の日常業務を執行するための常務理事会を置いている。理事には 1 号理事として学長が置かれ、教学担当常務理事、教育企画担当常務理事はそれぞれ副学長を兼務することとしており、法人運営にあたって、大学の運営が反映されるような体制となっている。法人の権限と責任については寄附行為をはじめとする諸規程に定められている（資料 1-2-2【ウェブ】,10-6）。大学の権限と責任については京都精華大学学則、京都精華大学大学院学則をはじめとする諸規程に定められている。また、業務上の決裁については「学校法人京都精華大学業務決裁規則」においてその権限の範囲等が各階層で明記されている（資料 10-7）。なお、これらの規程は「京都精華大学規程集」としてオンライン上に格納されており、専任教職員は常に閲覧を可能としている（資料 10-8）。

学生や教職員からの意見への対応については、学生に対しては入学時アンケート、キャンパスライフアンケート、卒業時アンケートそれぞれにおいて毎年度意見を収集する機会を設けている。出された意見は教授会や常務理事会などでも共有され、それぞれの意見を学部等各部門でも個別に対応することとしている。教職員に対しては、本学の教學上および經營上の重要事項について相互に対等な立場で協議し、必要に応じて理事長に意見を具申する場として、専任教職員全員を構成員とする教職員合同会議を定期的に開催している（資料 10-9）。教職員合同会議の内容については都度、理事長に報告されている。

<適切な危機管理対策の実施>

危機管理対策について、「学校法人京都精華大学危機管理規程」において定められている

(資料 10-10)。この規程では、危機、危機管理についても定義づけられており、危機管理の対象とする事象についても定めている。危機管理に関する必要な事項を協議・検討するために京都精華大学危機管理委員会（以下、「危機管理委員会」とする）を置くこと、危機事象の対処のために必要と理事長が判断する場合は、速やかに当該事象に係る危機対策本部の設置を学長に命ずることとしている。危機管理委員会の任務は、危機管理ガイドラインの策定、危機管理マニュアルの策定・遂行、危機管理教育、研修の企画・立案および訓練の実施であり、危機対策本部は、危機事象への対処を目的としたものであり、対応の終了をもって解散することとしている。

加えて、事業活動に関する法令の遵守、公益通報およびリスク管理に対する対応、内部監査その他本学におけるコンプライアンスを推進するための措置を講じながら、本学の運営を統制することを目的とした「学校法人京都精華大学内部統制に関する規程」を整備している（資料 10-11）。

■資料 10-12 学校法人京都精華大学理事会名簿

点検・評価項目③：予算編成および予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性および透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

<予算編成・予算執行の適切性>

2020 年度から、予算執行プロセスの明確性および透明性を担保するために、個々の部門ごとの事業計画予算書を事業計画書と予算計画書に分け、予算執行だけではなく、その事業計画の有用性、有効性も含めた明確性および透明性を確認できる手続とした。法人全体の事業計画、予算計画については、「VISION2024SEIKA」、「中期計画」に基づき毎年度夏季に実施される常務理事会構成員による「理事戦略会議」において検討されている（資料 10-13）。本学は長年定員未充足状態が続いていることから、この会議においては、従来のAO入試前期、現在の総合型選抜入試前期の出願状況を毎年度確認し、翌年度の収入予算見込み額を分析している。この理事戦略会議をふまえ、専任教職員を対象とした合同会議において、翌年度の事業計画の方向性が示されたのち、11 月ごろに開催される予算委員会において、各部門別予算額が提示され、各部門において事業計画案、予算計画案が提出される。提出された事業計画、予算計画については常務理事会との折衝を重ねたのち、人件費や施設整備費等の法人全体に要する経費と各部門予算をとりまとめ、常務理事会で審議されたのち、寄附行為に基づき、評議員会へ理事長が意見を聴取し、その結果をふまえ理事会にて承認されることとしている。

事業の進捗と予算の執行状況については、2020 年度から上半期終了時点に各部門に対して事業進捗状況の報告を求め、年度末には事業報告書の提出を求めている。法人全体の事業

報告書策定にあたって、各部門の事業報告をもとに取りまとめることとしている（資料 10-14-1,10-14-2）。

日常的な予算管理及び執行は、会計システムを使用している。「学校法人京都精華大学会計規程」「学校法人京都精華大学経理処理取扱細則」「学校法人京都精華大学における事業執行に関する規程」（資料 10-15-1,10-15-2,10-15-3）に則った予算執行の承認・決裁・配布予算を超える執行防止、予算残高や執行明細等の各種照会等、システムが備える機能によって、予算管理を厳格かつ効率的に行っている。

予算管理および執行の妥当性については、監事および、会計士による監査を行っている。これらの連携強化を図るために、監事同士が意見を交換する監事会の開催、監事と公認会計士との懇談会の開催等を行っている。

■資料 1-2-2【ウェブ】 学校法人京都精華大学寄附行為

点検・評価項目④：法人および大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用および昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と待遇改善

<大学運営に関わる事務組織の適切な整備、機能>

「VISION2024SEIKA」におけるビジョン実現のための 7 つの戦略施策では、教職員の採用については、財政状況を踏まえて計画的に進める、としている（資料 1-8-1【ウェブ】）。一方の 2018 年 3 月に開催された理事会で承認された中期計画では『2021 年からの大きな教育再編の可能性を制約しないよう、2020 年度末までの専任教職員の新規採用を、「2024SEIKA」ビジョンの実現に資するなど戦略的に必要な場合をのぞいて原則的に凍結する。学部やコースの固定枠が割り当てられており補充するかのような発想の入件は行なわない。専任教員、嘱託教職員、限定職員などについてはその都度必要性を判断する』としており（資料 10-16）、その後の 2018 年 9 月の理事会で中期財政計画においてもこの計画に基づく財政計画が承認された（資料 10-17）。その後、2021 年度からの教育再編計画が形となった 2019 年 5 月理事会においてこの中期計画は見直され、教学体制の支援の充実のため、専任教職員採用計画を提案し、承認されている（資料 10-18）。

法人並びに大学の運営に関わる適切な組織の構成については「学校法人京都精華大学組織および運営に関する規則」（資料 6-9）にこれを定めており、組織の整備に関しては毎年度、常務理事会でこれを審議し、適宜、理事会へ提案し承認の上改善している。

事務職員の採用に関しては「学校法人京都精華大学事務職員採用に関する規程」（資料 10-

19)に基づき、行っている。前述の通り本規程に基づき理事会で決定された人事計画に沿って、常務理事会へ総務担当常務理事が採用活動について提案し、承認を経たうえで行っている。また任用期間が定まっている嘱託職員、限定事務職員等に関しては「学校法人京都精華大学嘱託職員就業規則」(資料 10-20)「学校法人京都精華大学限定事務職員就業規則」(資料 10-21)「学校法人京都精華大学臨時職員就業規則」(資料 10-22) それぞれにおいて採用に関する規程を整備している。

職員の昇格については、「学校法人京都精華大学組織および運営に関する規則」(資料 6-9)においてそれぞれ総務担当常務理事の起案に基づいて事務職員中の適任者に理事長が任命する、と規定している。

職務内容の多様化、専門家に対する職員体制の整備について、Society5.0 やグローバル化、文部科学省による 2021 年度入試改革、私立学校法の改正と諸政策の改正などに対して学校法人京都精華大学ではさまざまな組織再編を行ってきた。再編は総務担当常務理事の発議のもと、常務理事会および理事会の承認を経て行っている。2017 年度からは従来の部課制を改め、グループ制へ再編した (資料 10-23)。その後も都度組織の見直しを行っている。2021 年度からは教育、学生支援、研究支援等の大学の諸活動について学長のリーダーシップのもと進められるよう学長室グループを設置するとともに、入試改革、グローバル化を積極的に取り組めるよう入学グループ、グローバル推進グループをそれぞれ設置した (資料 10-24)。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係に関しては、本法人では、「学校法人京都精華大学就業規則」において、「民主的伝統を重んじ、職責を誠実に遂行し、互いに協力して教育目的の達成に努め」としており、就業上の義務として定めている (資料 6-2)。また、「法人の教学ならびに経営に関する重要事項についての教職員の意見を徵することを目的」とした専務理事を議長とする教職員合同会議を規程に定めている (資料 10-9)。さらに「教務に関する事項を審議し、その教育活動の向上を推進する」教務委員会 (資料 4-1)、「本学の授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研究・研修の実施(ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。)および改善策の提案に関する事項を審議するため」の FD 委員会 (資料 4-21)、「入学試験に関する諸策を審議する」入試委員会 (資料 5-16-2)、「学生の学生生活に関する事項を審議し、学生生活の向上充実を図る」学生生活委員会 (資料 10-25)などの教学運営における基幹的な各種委員会の構成員には、それぞれを事務所管する部門のグループ長が構成員として配置されており、組織的にも教職員が連携して運営する仕組みが構築されている。

なお、人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善について、「学校法人京都精華大学限定事務職員就業規則」において、契約の更改は「本人の能力・勤務成績・態度、業務の進捗等を確認」することを規程に定めている (資料 10-21)。また、嘱託職員については規定に定めは無いが同様に、更改の際、確認を行っている。一方、専任職員については、業務評価と処遇改善についての定めは無いが、大学運営上の課題や、その時の社会的な課題

等に対応するべく、適切な人的資源配置のための人事異動、その能力に応じた昇格等を検討の上、総務担当常務理事から常務理事会へ提案され、審議を経て配置している（資料 10-26）。

<大学運営における COVID-19への対応・対策>

新型コロナウイルス感染症に対して、全学的に対応するため、経営部門・教学部門・情報部門等の担当者を中心に集められた「危機対策本部」を立ち上げ、相互に情報共有をおこない、感染症への対応をおこなった。

4月から6月にかけては、事務局勤務スタッフを2つのグループに分け、出勤日を分けて運営するシフト勤務をおこない、万が一感染症が発生した場合でも大学運営が滞らないようなシステムを導入した。また、在宅勤務を実施できるよう、自宅でも使用可能なネットワーク機能のついたノートパソコンの貸出などもおこない、リモートワークの体制を築いた。感染症の流行が一旦収まった9月以降も、在宅勤務の仕組みは継続して利用できるようにし、新たな働き方の模索を検討するなど、「withコロナ」後の環境にも対応できるように努めている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲および資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

<SD活動の組織的な実施による教職員の意欲・資質向上>

本学では「京都精華大学の教育における責任」において、「教員および職員は、この大学の使命と基本理念に即して自ら研鑽に努め、教育業務、学生指導業務に精励するとともに、この大学社会の構成員として、秩序と環境の維持に責任を負う」ことを定めている（資料 1-2-1【ウェブ】，1-3-1,1-3-2）。

本法人では、「学校法人京都精華大学事務分掌規程」において「SDの実施」を総務グループがその事務を司ると定め（資料 8-20）、毎年度の事業計画並びに予算計画に計上し、実施している。中期計画「SEIKA2024」では、人材育成システムと目標管理制度の確立を定め、系統的な人材育成システムの構築に取り組むこととしている（資料 1-8-2【ウェブ】）。2019年10月1日から2020年10月1日までにSD研修は13回実施しており、構成員158名中参加者は77名、48.7%の参加率であった（資料 4-11,10-27）。2020年度以降は新型コロナウイルスの影響もあり、オンライン研修の実施が拡大している。オンデマンドでの後日閲覧も可能とするなど、より参加率を高める工夫を進めている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

<大学運営の適切性の定期的な点検・評価>

大学全体のPDCAマネジメント・サイクルを機能させるため、毎年度夏季に行っている常務理事を主な構成員とする理事戦略会議において、「VISION2024SEIKA」の進捗について点検・評価を行っている（資料10-13,10-28）。その結果、翌年度事業において改善すべき事項については翌年度事業や予算の方針を示す教職員合同会議や予算委員会において教職員に対して共有し、次年度事業計画に活かされるよう取り組んでいる（資料10-29）。

■資料1-2-2【ウェブ】 学校法人京都精華大学寄附行為

<監査の適切性>

業務および財政の健全性を担保するため、毎年度、監事ならびに公認会計士の出席する業務監査会議を実施している。監事は、理事会、評議員会に加え、毎週行っている常務理事会にも出席するほか、理事長へ毎年度提出される監査計画ならびに監査予定表に沿って、法人業務の計画的な監査を実施している（資料10-30）。また、本法人では「学校法人京都精華大学内部監査規程」を定め、理事長のもと、内部監査室を設置している（資料10-31-1）。

■資料10-31-2 監事による監査報告書

■資料10-31-3 監査法人又は公認会計士による監査報告書

■資料10-31-4【ウェブ】 2020年度事業報告書

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

2018年に公表した「VISION2024SEIKA」では「表現の大学」「グローバルな大学」「リベラルアーツの大学」の3つの大学像実現のために「不断の教育改革」「永続する大学づくり」を行うこととしている（資料1-8-1【ウェブ】）。このビジョン実現のために毎年度事務組織の見直しに取り組んでいる。その一環としては、創造戦略機構を事務的に支援するための組織として、創造戦略事務室を2021年3月31日までの時限的な措置として設置した（資料10-32）。さらに2021年度からの新たな中期計画に向け、2017年度からはじまった事務局のグループ制ならびに教職協働を目的としたセンターの現状を点検し、グループとセンターの再編、新設、廃止を行い、2024年度に向け、確実にビジョンが実現するための事務組織の再編を行った（資料10-26）。

(2)長所・特色

本学は理念における「経営における責任」で「教員と職員は、職務の相違にかかわらず、学園の構成員として共に協力して教学活動と経営活動の調和を図り、この経営体の維持発

展に努めなければならない」としており、この理念のもと、教員と職員が双方の職責を踏まえ、協働して大学運営に取り組んできた。「VISION2024SEIKA」の達成に向けたさまざまな政策立案やプロジェクト推進のための各種委員会、センターなどにおいても、委員や構成員として多数の教職員が参画している。また、教育や研究推進、グローバル推進などの分野ではそれを所管する事務部門が置かれ、それらにはグループ長としての事務職員が配置されており、それぞれの分野の部長や委員長とともに、各委員会等の構成員として意思決定の役割を担っている。教員と職員が立場の上下なく協働して取り組む文化が本学では息づいている（資料 1-2-1【ウェブ】，1-3-1,1-3-2）。

大学を取り巻く情勢の変化や全学的な課題に対応するため、毎年度常務理事会において柔軟に事務体制を構築・運用していることも、本学の大学運営上の特徴と言える（資料 10-26）。

（3）問題点

発展的な課題として、第一に、人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善に関して、規程に基づく制度整備について、現在課題ととらえ、中期計画である「SEIKA2024」において、職務の再定義、権限・義務・求められる能力の再定義を進めているところである（資料 1-8-2【ウェブ】）。

第二に、本学では SDについて総務グループを所管として組織的に取り組んでいるところであるが、2019年10月1日から2020年10月1日までの期間では SD研修を13回実施しているながら参加率は48.7%と低い参加数となっている。「SEIKA2024」において、能力向上を図るための体系的な研修の計画立案が組み込まれており、現在その計画案を策定しているところでありかつ、これまで実施できずにいた階層別研修に関してまず事務部門におけるグループ長、次長、リーダーを対象とした研修を2021年度に実施した。引き続き教員側の SD研修制度とともに階層別、在職期間別の研修制度を整備し、これまで以上に意欲および資質の向上を図るための研修としての機能への改善に取り組んでいくこととする（資料 1-8-2【ウェブ】）。

（4）まとめ

本学では、2018年に策定した「VISION2024SEIKA」に基づいて、大学を運営している。「VISION2024SEIKA」に基づく中期計画は現在二期目にあたり、「SEIKA2024」として2021年度から全学的に各部門が各年度の事業計画としてそれぞれの中心的な課題を挙げて取り組んでいる。事業計画は予算とも連動しており、各構成単位における会議報告を始め、年度途中に事業計画の進捗としてとりまとめられ、最終的には年度末に各部門単位の事業報告書が作成され、最終的に法人全体の事業報告書に取りまとめられ、その内容は学内教職員に共有されるとともに、ウェブサイトにて公開される。

中期計画や事業計画を適切に実行していくための大学運営については、学長・役職者や教

授会の役割・権限等を明確化し、組織や諸規規程を整備することで対応している。学長・役職者の選任方法と権限は規程によって明確にするとともに、諸規程で学長による意思決定や教授会の権限を明確化している。

大学業務を遂行する事務体制については、基本方針のもと、「学校法人京都精華大学組織および運営に関する規則」「学校法人京都精華大学就業規則」等の諸規程に基づいて体制整備が実施される。また、教職員の管理運営力量を向上させるために、SD制度を充実させている。

大学運営における発展的課題として、職員の適正な業務評価と処遇改善について、規程に基づく制度整備と、能力向上を図るための体系的な研修の計画立案を中期計画にあたる「SEIKA2024」に明示し、現在その整備・改善に向けて取り組んでいる。

第2節 財務

(1)現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に即した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の策定

<中長期的な財政運営方針および財政計画の策定と財務に関する指標の設定>

本法人では、学校法人京都精華大学寄附行為に基づき、2020年度までは3年ごと、2021年度以後は4年ごとの財政計画を策定し、常務理事会で審議の上、評議員会に理事長から諮詢し意見を得、理事会で審議後承認されている（資料10-33）。

「VISION2024SEIKA」における5つの軸において「永続する大学づくり」とし、「社会から求められる教学内容を形成することにより、いっそうの発掘をはかりながら、大学が永続するための経営基盤を確立する」と掲げており、ビジョン実現のための7つの戦略施策の07「【経営と財務】大学の永続のために」では「収入回復と人件費比率抑制」「教職員人員方針」「施設計画」の3つの施策を掲げた。2021年度からの中期計画SEIKA2024ではこの3つの施策を見直し、「確実な収入の確保」「収支における収入超過の確保」「計画的な支出管理」を掲げている（資料1-8-2【ウェブ】）。

この中期計画においてはロードマップを記載している。初年度にあたる今年度は、その進捗について点検を行っていく予定である。

財務に関する指標の面では、本学は入学定員充足率がこの間、100%未満であることが続いている。また、退学率についても4%を超える状態である。事業活動収入上大きな割合を占める学生生徒等納付金収入の減少を抑制するため、管理指標として入学率、退学率を毎年度、重点3大指標に盛り込み、常務理事会、理事会、評議員会等の会議でも確認するとともに、専任教職員にも共有している（資料10-17,10-34-1,10-34-2）。指標は前年度の達成度に基づき、常務理事会で審議の上、翌年度の指標の策定を行っている。

また、決算において各種財務指標について同規模大学との比較分析を行っている。その内容は常務理事会で審議の上、評議員会にて諮詢ののち、理事会にて報告している。その結果については本学WEBサイトにおいて広く社会に公表されている（資料10-35,2-11【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的およびそれに基づく中期計画等を実現するために必要な

財務基盤（または予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

<大学の理念・目的及びそれに基づく中期計画等を実現するために必要な財政基盤>

過去5年間（2016～2020年度）の本学の経営状況は、「事業活動収支計算書関係比率」（大学基礎データ表10）に示すとおりである。全国平均（「令和2年度版今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）、同規模大学の数値）と比べると、収入面では、学生生徒等納付金比率、補助金比率は概ね他大学並みで推移している一方で、寄付金比率が他の大学に比して低水準で推移している。収入面では、この間、定員の未充足状況が続く中で学納金収入が十分に確保できていなかった。さらに2019年度は経常費補助金配分条件上の基準を上回る入学定員超過率となった学部があったこと、経常費補助金の配分基準条件である収容定員が50%未満となった学部も複数あり、経常費補助金を得られなかつた学部があつたことから、いずれも他大学平均を下回る比率となっていた。だが2020年度は定員回復と定員見直しの影響から学納金収入、経常費補助金も確実に確保することができたため、各種収入上の財務比率においても改善傾向となった。一方で支出面では、教育研究経費比率について、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大への対応として在学生へ一律に支給した「緊急学修継続奨学金」による支出が大きくなり、例年になく規模の教育研究経費支出となつたことから他大学平均比率より高くなっている。

同期間の財政状況は「貸借対照表関係比率」（大学基礎データ表11）の通りである。特定資産構成比率が他大学に比べ高水準を維持しており、中でも退職給与引当特定資産保有率も他大学に比べきわめて高い水準を維持している。一方で流動資産構成比率は他大学に比して低い。他の財務比率は比較的他の大学並みで推移している。

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

安定的・継続的な教育研究活動を展開しつつ、財政の健全性を維持していくうえで、事業計画を反映した中期的な財政計画と、その適正な運営を図る予算制度が重要な役割を担うとの認識をもつてゐる。本法人では、常務理事会構成員により夏季に毎年度開催している理事戦略会議において、「VISION2024SEIKA」と中期計画について点検し、その結果と特に収入面で大きな比率である学生生徒等納付金収入の予測のため、従来はAO入試前期、2020年度以降は総合型選抜型入試前期の出願状況を確認し、翌年度収入予測を行つたうえで、翌年度の事業計画方針と予算原案の方向性を包括的に行つてゐる（資料10-36）。支出予算については、経常的な予算とは別に、特別事業を遂行するための予算枠を設け、特に法人全体の政策に即した事業には重点的に予算を配分することとしている。2021年度事業計画にあたっては、「VISION2024SEIKA達成のための課題に対応すること」「重要達成管理指標（入

学者確保、退学率改善、進路決定率向上)の達成に貢献すること」「withコロナの大学の教育・研究、学生支援、大学運営の課題に対応すること」「補助金獲得の観点から必要となる課題に対応すること」「高等教育政策で提起された課題等の社会的動向に対応すること」の5大重点方針を設けて事業政策立案に至った(資料10-29)。また、建設事業予算は、当初、「VISION2024SEIKA」の07「【経営と財務】」に掲げていた「施設計画」について、本学の入学定員充足率がこの間、満たされぬままであったこともあり、計画実現には至らなかった。一方で同じ「VISION2024SEIKA」における01「【教育の質向上】」における「学士課程の再編」に基づき、2021年度から新たに開設した新2学部や全学的な教育改革に対応すべく新校舎の建設と校舎の建て替えを計画し、常務理事会審議のうえ、理事会の承認のもと、環境整備を行った。また、2020年度に設定した2021年度から2024年度までの中期計画である「SEIKA2024」では、2024年度までの新2棟を含めたキャンパス活用の推進を立て、キャンパス全体の教育研究活動を支えるキャンパス活用計画立案を進めていくこととなっている(資料1-8-2【ウェブ】)。

従来、事業計画と予算計画は一体であり、主に予算計画面を中心に審議していた個々の事業計画に関して、この2年、事業計画と予算計画を別々の様式で計画立案させることとし、事業計画については進捗状況を確認するなど、適正な事業計画の管理を行う体制を整備しつつある。このサイクルを適切に運用することで、教育研究活動と財政計画が適正に運営できる体制の構築を進めている。

<学納金以外の収入強化および業務合理化・経費節減の取り組み>

私立大学は、国際的にみた高等教育に対する公財政支出水準の低さと国立大学との間にある予算配分の大きな格差という構造の中に置かれている。本学の収入基盤も学納金に依存しているのが現状である。学費は従来、物価スライド方式をとっていたが、現状はそれを見直し、この間、学費の見直しは行わず据え置いている。

「VISION2024SEIKA」のビジョン実現のための7つの戦略施策においては、「私立大学等改革総合支援事業および特別補助の指標化」(01【教育の質向上】)「学外補助金の獲得」(02【研究の強化】)「社会的課題解決を社会連携活動の中心に」(05【社会(地域)貢献・連携】)と3つの施策において、学生生徒等納付金以外の収入強化を打ち出していた(資料1-8-1【ウェブ】)。新中期計画である「SEIKA2024」では、「確実な収入の確保」「収支における収入超過の確保」「計画的な支出管理」を掲げている。また、業務合理化の施策として「DXによる教育と業務の改革」を掲げている(資料1-8-2【ウェブ】)。

学生生徒等納付金以外の収入強化政策としては、寄付金募集と資金運用政策に取り組んでいる。一例として、2020年度は新型コロナウイルスが教育研究活動等にも大きな影響を与えたが、財政面でも大きな負担をもたらした。このため、学費支弁者を会員とする教育後援会、校友会組織である同窓会「木野会」等関係する諸団体へ広く寄付金を呼びかけた結果、事業活動上の推移としての寄付金収入は2019年度17,655千円に対して、2020年度は

50,619千円と大幅な収入獲得に至った（資料10-36）。一方の資金運用については、長引く低金利の中、健全な資金運用を維持しつつ、有価証券等の運用を通じた利益を確保できるよう、今年度、理事会承認のもと「学校法人京都精華大学資金運用管理規程」あわせて「学校法人資金運用審議会規程」の改定・制定を行った（資料10-37）。

また、収益事業としての活動ではないが、継続的な活動に取り組むため、教育研究活動上の各種事業についても一定の収入が確保できるよう取り組んでいる。特に教育研究経費としての規模も大きな京都国際マンガミュージアムに関わる部分については、人件費も含めた支出に対応した収入の超過をめざし、取り組んでいる。2019年度は收支上、267百万円の収入が確保できていたが、残念ながら新型コロナウイルス感染が拡大した2020年度は、61百万円の収入に留まった。2021年度については新型コロナウイルス感染拡大下においても利用者が見込める事業の拡大に取り組んでいる（資料9-7）。「VISION2024SEIKA」では、「社会的課題解決を社会連携活動の中心に」とし「安価での制作受注ではなく、社会的課題解決を目的とした社会連携活動を行う」ことを掲げている。従来は事務局の手数料をとらず、さまざまな受注制作に対応していたが、連絡・経理等の事務負担を考慮した経費を委託元から取得することとし、受け入れている。2020年度の受託額は40百万円であった。さらに有料の公開講座である、公開講座ガーデン、リカレント教育プログラム、現代アフリカ講座と、さまざまなニーズに応じた講座を展開し、活動に必要な経費を自ら確保できることとしている（資料10-38-1,10-38-2,10-38-3【ウェブ】）。

事務業務効率化・経費節減については、一例として業務決裁の電子化に取り組んでいる。2016年度には教職員から年間を通じて非常に多い申請があり、従来は紙での決裁のため、署名・押印等に時間と、特に学長ら上位決裁者には負担が大きかったものを電子化し、効率化を実現した（資料10-39-1,10-39-2）。今年度の事業計画においても年末調整や給与明細のペーパーレス、WEB化、契約書作成の電子システムによる効率化等、業務効率化を進めしており、全学的に大きな影響のある業務を中心に進めている（資料10-40-1）。

- 資料10-40-2 財務計算書類（5カ年分）
- 資料10-40-3 財産目録
- 資料10-31-4【ウェブ】 2020年度事業報告書
- 資料10-40-4 監事による監査報告書（5カ年分）
- 資料10-40-5 公認会計士による監査報告書（5カ年分）
- 資料10-40-6 5カ年連続財務計算書類（様式7-1）

(2)長所・特色

2021年度からの中期計画「SEIKA2024」および中期財政計画の策定に際しては、教学と財政の両面を統合した視点での検討が必要であるとの観点から、常務理事会にて検討を重ね、策定された（資料1-8-2【ウェブ】10-33）。これら方針は専任教職員を対象とした教職員合同会議にて共有をされたのち、各部門の事業計画においても特に中期計画等の諸課題

に関連した事業計画の予算には重点的な配分を行う等の指示をし、中期計画を着実に進めるための体制を整備している（資料 10-41）。

(3) 問題点

発展的課題として、事業計画を適切に運営していくための取り組みとして、「SEIKA2024」で目標管理制度の導入によって、業務遂行の確実な達成の可視化を進めている。事業計画書の書式において達成度等を各部門において把握し、中間期、完了後に都度報告するようなプロセスを整備し、取り組むこととしている。また定量的に効果検証を行うための説明会を開催する等して、目標管理の実質化を進めている（資料 10-42）。

(4) 全体のまとめ

本学は、「VISION2024」に基づく中期計画である「SEIKA2024」のもとで事業運営、財政運営を行い、常務理事会を軸とした政策上の予算枠や中期計画等の重点施策への予算の重点配分等により、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。現在の財政状況については、収支差額の収入超過を安定的に維持するとともに、中期財政計画で設定した指標や同規模大学との比較に照らしても、収支等の各種指標上も適切に水準を維持できており、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立することができている。

「SEIKA2024」を着実に遂行しつつ財政の健全性・安定性を維持していくために、収入強化政策および事務業務効率化・経費節減政策に継続して取り組むとともに、今後の課題として、事業の目的に対して予算の配分・執行が効果的に寄与しているかどうかを評価する仕組みの確立を通じて、教学と財政の両面を統合した大学運営機能のいっそうの充実・強化をめざしていく。

終章

終章では、本学のこれまでの自己点検・評価および内部質保証に関する取り組みをふまえ、大学基準に即した本報告書各章の要約により全体の総括としたうえで、今後の展望について述べる。

1. 全体の総括

(1) 理念・目的

本学は、「自由自治」を建学の精神として、1968年に創設された。建学の際の初代学長である岡本清一による「教育の基本方針に関する覚書」を基礎とし、2003年にはこの覚書における理念の継承と再生のため、使命と基本理念を明らかにした。1年生の必修科目においてこの理念理解を深めるための授業を設け、学生の理解を促すとともに、2018年には理念の実現に向けて「VISION2024SEIKA」と中期計画を策定した。現在はこの中期計画の2期目に入り、2024年度をビジョン実現の年度とするため、継続的に活動を進めている。

(2) 内部質保証

本学では理念・目的のもと、「VISION2024SEIKA」に沿って、計画・実行・検証・改善を行っている。大学という組織の重層的な構造を基本としながら、分野・領域ごとに内部質保証システムを活用しており、根拠に基づく検証を経て、取り組みの改善・向上に向けた次期課題の抽出・特定を行っている。特に2021年度には内部質保証に関する方針を改定し、内部質保証システムの体系を明確にした。

また、その適切性および有効性については、主に外部評価委員会の開催を通じて得られた指摘や改善課題をもとに検証する。その指摘事項については、改善状況を取りまとめてることによって、内部質保証システムの着実な改良につなげていくこととしている。

(3) 教育研究組織

本学の教育研究組織は、教育の基本方針に関する覚書、教育理念と、「VISION2024SEIKA」に基づき設置されており、学術研究の動向、社会的要請、国際化等に対応した改組を行っている。2021年度は、教育組織においては、国際文化学部とメディア表現学部の開設と人文学部、ポピュラーカルチャー学部の募集停止を行った。研究組織においては、全学研究センターと社会教育連携センターを廃止し、それぞれそれに代わる委員会を設置した。今後も「VISION2024SEIKA」に基づく第二次中期計画である「SEIKA2024」における基本政策の実現に向けた教育研究組織の整備に取り組む。

(4) 教育課程・学習成果

本学では、教育の基本方針に関する覚書、教育理念および学則・大学院学則に定める人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に基づき、それらに照応した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を、教務委員会を軸に各学部・研究科で策定・公表し、継続的な点検と改定を行っている。近年においては、カリキュラム・マトリクス、シラバスの

改善活動を通じて教育目標とカリキュラムの関連性およびカリキュラム体系性を高めるとともに、「VISION2024SEIKA」に基づくりべラルアーツ、グローバル、表現に関する教育科目や、社会実践力の育成のための科目等の充実により、厚みと広がりのあるカリキュラムを構築している。

カリキュラムの定期的な点検・評価という点では、学部・研究科は自己点検評価報告書を自己点検・評価実施委員会に提出しており、毎年度の点検評価活動として取り組みを始めている。

課題はいくつか存在するが、教育課程の編成・実施および学習成果の把握・評価は全体として適切に行われていると判断できる。

（5）学生の受け入れ

学生募集および入学者選抜における適切な制度・体制整備と公正実施については、全学の入学試験統括組織として入試委員会を設け、学部の多面的入学者選抜として一般選抜型入試のほかに総合型選抜入試や各種推薦入試、外国人留学生入試などの入試を実施している。各学部・学科で募集定員を適切に設定し、入試委員会のもと、各種入試の出題および試験問題のチェック体制について全学的に委員を構成し、公正に実施している。大学院においては、全学統括組織を設けず、各研究科単位で研究科委員会によって入学試験を実施している。各研究科で募集定員を適切に設定し、研究科ごとに入学試験の出題および試験問題のチェック体制を構成し、公正に実施している。

（6）教員・教員組織

教員組織整備にあたっては、教員組織の編成方針と、法人全体の中期計画、大学における教学政策に基づいて、全学的な計画を策定している。教員組織の整備の指標としては、ST比を1つの基準として据えている。ST比の改善、教員負担の軽減、専任率の向上、教員構成の多様性の増大などの成果が生まれている。教員の資質向上の取り組みについては、FD委員会での議論で課題を共有しつつ、FD委員会による全学単位と各学部・研究科において独自のFDの取り組みを行っている。

（7）学生支援

学生支援においては、外国人留学生に対する日本語学習を中心とした支援、障害学生への学修支援においては、それぞれ一定の成果があり、すでにそれらの活動は経常的なものへ移行している。これらの支援体制の水準を維持し、向上しつつ、より幅広い学生を支援する体制の構築にこれからは取り組んでいく。

（8）教育研究等環境

教育研究等環境の整備や管理の進捗としては、学内ネットワーク環境の整備や防災設備のリニューアル等の基盤的なものから、2021年度からの教学改革に基づく新校舎の整備等の大規模なものまで多様な形で取り組んでいる。図書資料の充実、利用環境の整備、研究活動の促進、研究倫理・研究活動の不正防止等についてもそれぞれ、適切に取り組んでいる。

（9）社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献に関する取り組みとしては、国際日本文化研究センターをはじめとするさまざまな学外組織との協定を交わし、社会連携・教育研究連携を展開している。また、京都市と共同運営による京都国際マンガミュージアムは、2006年度に開設後、国内外で注目される国内有数の博物館となっており、この京都国際マンガミュージアムと国際マンガ研究センターによる展開は、多くの外部機関との連携として活かされている。

(10) 大学運営・財務

本学では、2018年に策定した「VISION2024SEIKA」に基づいて大学を運営している。現在は二期目に入っており、各部門が各年度の事業計画としてそれぞれの中心的な課題を挙げて取り組んでいる。財務運営も「VISION2024SEIKA」に基づく中期計画に沿って行っており、収支差額の収入超過を維持するとともに、中期財政計画で設定した指標や同規模大学との比較に照らしても遜色のない水準を維持できている。

2. 今後の展望

2021年度に実施した外部評価委員会での指摘について、現在その精査と対応について学長の下検討を重ねている。

自己点検・評価結果を受けて、優先的な対応が必要となる課題を抽出し、具体的な対応を推進するという運用を定着させることで、教育研究の質の向上の着実な実現を目指している。外部評価委員会の実施を通して、今後も内部質保証システムの検証および見直しを不断に行うこととしている。

機関別認証評価の受審も、本学の自己点検・評価および内部質保証における検証を行う貴重な機会ととらえている。書面評価、実地調査等の過程と評価結果を受けて、さらなる教育研究活動の改善に向けた取組の推進が求められる。

本学は現在、第二期中期計画の只中にある。この計画の遂行を通じ、「VISION2024SEIKA」で掲げた「表現の大学」「リベラルアーツの大学」「グローバルな大学」の実現をめざし、努力を積み重ねている。

これらの日々の取り組みを通じ、初代学長の岡本清一による「教育の基本方針に関する覚書」における「新しい人類史の展開に対して責任を負い、日本と世界に尽くそうとする人間の形成」のため、さらなる発展をめざし、取り組んでいく。

以上